

平成30年度 公害等調整委員会年次報告

(参考資料)

目 次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | 公害紛争処理制度の概要 | 2 |
| 1 | 公害紛争処理機関 | 2 |
| 2 | 公害紛争処理手続 | 3 |
| 3 | 公害苦情処理 | 7 |
| 4 | 意見の申出 | 7 |
| 第2章 | 公害等調整委員会における公害紛争の処理 | 9 |
| 第1節 | 平成30年度に係属した調停事件 | 11 |
| 1 | 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 | 11 |
| 2 | 東京国際空港航空機騒音調停申請事件 | 21 |
| 3 | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件 | 21 |
| 4 | 国立市における騒音による健康被害等調停申請事件 | 21 |
| 5 | 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件 | 22 |
| 第2節 | 平成30年度に係属した裁定事件 | 23 |
| 1 | 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 23 |
| 2 | 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 | 23 |
| 3 | 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 24 |
| 4 | 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 | 25 |
| 5 | 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 26 |
| 6 | 埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件 | 28 |
| 7 | 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 29 |
| 8 | 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 31 |
| 9 | 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 | 31 |
| 10 | 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 32 |
| 11 | 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 | 33 |
| 12 | 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件 | 33 |

| | | |
|----|---|----|
| 13 | 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 | 34 |
| 14 | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 35 |
| 15 | 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 | 35 |
| 16 | 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 | 36 |
| 17 | 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 | 36 |
| 18 | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | 36 |
| 19 | 横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 37 |
| 20 | 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件 | 37 |
| 21 | 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 | 38 |
| 22 | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 38 |
| 23 | 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 38 |
| 24 | 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 39 |
| 25 | 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 39 |
| 26 | 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件 | 40 |
| 27 | 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | 40 |
| 28 | 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | 40 |
| 29 | 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 41 |
| 30 | 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 | 41 |
| 31 | 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 42 |
| 32 | 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 42 |
| 33 | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 42 |
| 34 | 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 | 43 |
| 35 | 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 43 |
| 36 | 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 43 |
| 37 | 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 | 44 |

| | | |
|------------|------------------------------|----|
| 第3節 | 平成30年度に実施したフォローアップ | 45 |
| 第3章 | 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理 | 46 |
| 第1節 | 公害紛争の申請状況 | 46 |
| 1 | 申請の件数 | 46 |
| 2 | 申請の内容 | 46 |
| 第2節 | 公害紛争の処理状況 | 57 |
| 第4章 | 地方公共団体における公害苦情の処理 | 61 |
| 第1節 | 公害苦情の受付状況 | 61 |
| 1 | 全国の公害苦情受付件数 | 61 |
| 2 | 公害の種類別苦情受付件数 | 63 |
| 3 | 主な発生原因別公害苦情受付件数 | 67 |
| 4 | 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数 | 68 |
| 第2節 | 公害苦情の処理状況 | 69 |
| 1 | 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数 | 69 |
| 2 | 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数 | 71 |
| 第3節 | 公害苦情処理担当の職員数 | 73 |
| 第5章 | 地方公共団体に対する指導等 | 74 |
| 第1節 | 公害紛争処理に関する連絡協議 | 74 |
| 1 | 会議の開催 | 74 |
| 2 | 情報・資料の提供 | 74 |
| 第2節 | 公害苦情処理に関する指導等 | 75 |
| 1 | 公害苦情相談員等ブロック会議の開催 | 75 |
| 2 | 情報・資料の提供等 | 75 |

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

| | |
|---|----|
| 第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要 | 78 |
| 第1節 鉱区禁止地域の指定制度 | 78 |
| 1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性 | 78 |
| 2 鉱区禁止地域の指定制度 | 78 |
| 第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度 | 80 |
| 第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度 | 83 |
| 1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答 | 83 |
| 2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認 | 83 |
| 3 採石権の設定等の決定に対する承認 | 83 |
| 4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議 | 83 |
| 第2章 鉱区禁止地域の指定 | 84 |
| 第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 | 86 |
| 第1節 平成30年度に係属した不服の裁定事件 | 87 |
| 1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 87 |
| 2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 88 |
| 3 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 90 |
| 4 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 91 |
| 5 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 91 |
| 第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等 | 93 |
| 第1節 平成30年度に係属した意見照会事案 | 94 |
| 第2節 平成30年度に係属した承認申請事案 | 99 |

付録

| | |
|------------------------------------|-----|
| 付録1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧 | 101 |
| 付録2 平成30年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧 | 137 |
| 付録3 鉱区禁止地域指定一覧 | 155 |
| 付録4 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧 | 163 |

図表等目次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章関係

| | |
|---------------------|---|
| 図1-1-1 公害紛争処理制度の仕組み | 3 |
|---------------------|---|

第2章関係

| | |
|--|----|
| 表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況 | 10 |
| 表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況 | 15 |
| 表1-2-3 年度別水俣病認定患者数 | 16 |
| 表1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数 | 17 |
| 表1-2-5 平成30年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等 変更申請一覧 | 18 |
| 表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧 | 19 |

第3章関係

| | |
|---|----|
| 表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況 | 48 |
| 表1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数 | 49 |
| 表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁) | 50 |
| 表1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数 (あっせん、調停、仲裁) | 51 |
| 表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁) | 52 |
| 表1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数(調停) | 53 |
| 表1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数 (あっせん、調停、仲裁) | 54 |
| 表1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な 事業活動の種類別受付件数(あっせん、調停、仲裁) | 55 |
| 表1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数 (あっせん、調停) | 56 |
| 表1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数 (あっせん、調停) | 58 |
| 表1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数 | 59 |
| 表1-3-12 平成30年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催 回数別終結件数(調停) | 60 |

第4章関係

| | |
|-----------------------|----|
| 図1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移 | 61 |
| 表1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移 | 62 |

| | | |
|--------|---|----|
| 図1-4-2 | 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移 | 63 |
| 表1-4-2 | 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移 | 64 |
| 図1-4-3 | 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移 | 65 |
| 表1-4-3 | 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移 | 66 |
| 図1-4-4 | 平成29年度における主な発生原因別公害苦情受付件数の割合 | 67 |
| 表1-4-4 | 平成29年度における受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数 | 68 |
| 図1-4-5 | 平成29年度における公害苦情の取扱件数及び処理件数の内訳 | 69 |
| 表1-4-5 | 公害苦情の取扱件数及び処理件数の推移 | 70 |
| 図1-4-6 | 平成29年度における苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理 件数の割合 | 71 |
| 表1-4-6 | 平成29年度における苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理 件数 | 72 |
| 表1-4-7 | 公害苦情処理担当職員数の推移 | 73 |

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく 事務の処理

第1章関係

| | | |
|--------|---------------|----|
| 図2-1-1 | 鉱区禁止地域の指定制度 | 79 |
| 表2-1-1 | 不服の裁定を規定する法律等 | 81 |
| 図2-1-2 | 不服の裁定手続の流れ | 82 |

第2章関係

| | | |
|--------|-------------------|----|
| 図2-2-1 | 鉱区禁止地域指定箇所 | 84 |
| 表2-2-1 | 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況 | 85 |

第3章関係

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 表2-3-1 | 関係法律別不服の裁定事件処理状況 | 86 |
| 表2-3-2 | 平成30年度に係属した不服の裁定事件一覧 | 87 |

第4章関係

| | | |
|--------|----------------|----|
| 表2-4-1 | 意見照会への回答等の処理件数 | 93 |
|--------|----------------|----|

第1編

公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章 公害紛争処理制度の概要

1 公害紛争処理機関

環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定める公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。）に係る紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には、関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることとされている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会であり、公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行うこと等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる任務の一つとしている（公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第2条、第3条）。

公害等調整委員会は、準司法的機能を持つ行政委員会であり、法律によりその中立性、独立性の確保が図られている。公害等調整委員会は、委員長及び委員6人（委員のうち3人は非常勤）で組織される合議体であり、委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員長及び委員の任期は5年であり、在任中は、法律の定める場合を除き、その意に反して罷免されることがない。また、公害等調整委員会には専門の事項を調査させるため、30人以内の専門委員を置くことができる（公害等調整委員会設置法第6条～第9条、第18条）。

公害等調整委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができるほか、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる（公害等調整委員会設置法第15条、第16条）。

また、公害等調整委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれている。なお、事務局職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととされている（公害等調整委員会設置法第19条）。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（公害紛争処理法第13条～第19条）。

平成30年度末現在、公害審査会を置いているのは37都道府県であり、公害審査委員候補者名簿を作成しているのは10県（岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県）である。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における公害に係る紛争（いわゆる県際事件）に関し、あっせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる（公害紛争処理法第20条、第21条）。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する。

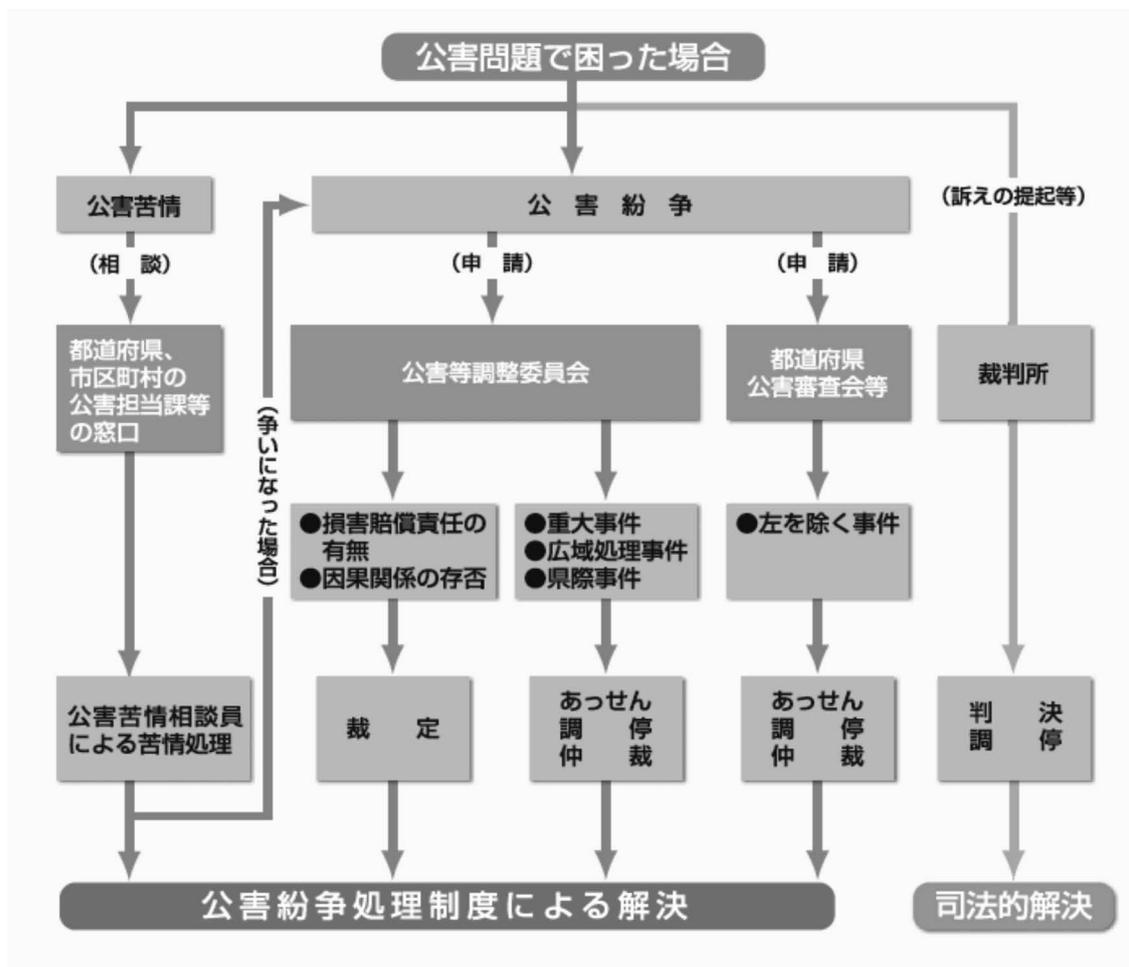
2 公害紛争処理手続

(1) 手続の種類及び概要

公害紛争処理法における公害紛争処理の手続は、原則として紛争当事者からの申請によって開始される。

公害紛争処理には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続があり、これらのうち、あっせん、調停及び仲裁は、当事者の合意に紛争の解決の基礎を置く紛争処理手続である。また、調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告の手続がある。それぞれの手続の概要は、次のとおりである（制度の仕組みについては図1-1-1参照）。

図1-1-1 公害紛争処理制度の仕組み



ア あっせん

あっせんは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する目的でその間にあって仲介し、紛争の解決を図る手続であり、公害等調整委員会の委員長及び委員又は公害審査会の委員（公害審査会を置かない都道府県にあっては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。）のうちから指名された3人以内のあっせん委員が行う（公害紛争処理法第28条）。あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならないこととされている（公害紛争処理法第29条）。

また、あっせんについては、当事者間の交渉が円滑に進行せず、長引く紛争を放置すると多数の被害者の生活困窮等で社会的に重大な影響を及ぼすような場合に、公害等調整委員会又は公害審査会が、職権により、あっせんの手続を開始できるとされている（公害紛争処理法第27条の2）。

イ 調停

調停は、当事者からの申請により、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の調停委員からなる調停委員会が、紛争の当事者に出頭を求めて意見を聴くほか、現地の調査を行い、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどし、これらの結果に基づき、当事者間の話合いに積極的に介入して調整し、当事者間の互譲に基づく紛争の解決を図るもので、あっせんよりも公権的な色彩が強いものである。調停委員会が調停案を提示する場合、調停案を受諾するか否かは当事者の任意であるが、当事者が受諾して調停が成立したときは、当事者間に合意（一般的には、民法上の和解契約）が成立したこととなる（公害紛争処理法第31条～第33条）。

なお、調停委員会が調停案を作成し、30日以上を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（公害紛争処理法第34条）。

ウ 仲裁

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の仲裁委員からなる仲裁委員会が、当事者間の仲裁合意に基づき、当事者の一方又は双方からの申請に基づいて、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施するなどして、仲裁判断をする手続である。ここで言う仲裁合意とは、紛争の当事者双方が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、公害に係る当事者間の民事上の紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを合意することであり、仲裁委員会の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（公害紛争処理法第39条～第42条）。

エ 裁定

裁定は、公害等調整委員会の委員長及び委員のうちから指名された3人又は5人の裁定委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て法律判断（裁定）を下す一種の審判である。裁定には、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する責任裁定と、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の存否について判断する原因裁定との2種類がある。これらは、いずれも審査会等には認め

られておらず、公害等調整委員会のみが行う手続である（公害紛争処理法第42条の2～第42条の33）。

(7) 責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償を請求する者の申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定するものである。手続は、民事訴訟に準じた手続であるが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる等の特色がある。責任裁定の裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる。また、責任裁定の申請があった事件については訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる（公害紛争処理法第42条の12、第42条の14～第42条の16、第42条の18、第42条の20、第42条の26）。

なお、裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停に付し、これを調停手続により処理することができる。職権による調停手続は、裁定委員会が自ら行うのが通例であるが、当事者の同意を得て管轄を有する審査会等に処理させることもできる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは、裁定手続が続行される（公害紛争処理法第42条の24）。

(4) 原因裁定は、紛争当事者の申請により、責任裁定と同様の手続によって行われる。なお、原因裁定については、被害を主張する者は、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。また、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の27、第42条の28第1項、第42条の32第1項、第42条の33）。

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に、その内容を通知し、さらに、公害の拡大の防止等に資するため、必要な措置についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第42条の31）。

オ 義務履行勧告

公害紛争処理制度を更に実効あるものとするため、公害等調整委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告を行うことができる（公害紛争処理法第43条の2）。

カ フォローアップ

公害等調整委員会では、フォローアップが調停条項等に明示されているものや、当委員会が調停条項等の確実な履行のためにはフォローアップが必要であると判断したもの等について、当事者からの報告の聴取、自らの実地検分による調停条項の履行状況等についての確認、調停条項の履行に関する当事者への助言や仲介、関連する訴訟、

会議等の動向を踏まえた問題の解決に必要な連携、協力などに努め、事件終結後のフォローアップに取り組んでいくこととしている。

(2) 公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との関係

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。

なお、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど審査会等と密接な連携を図っている。

公害等調整委員会と審査会等の管轄は以下のとおりである。

ア 公害等調整委員会は、次の紛争に関するあっせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第1項、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第1条、第2条）。

(7) 現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る次の紛争（重大事件）

① 人の健康に係る被害に関する紛争であって、大気汚染又は水質汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気腫若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの

② 大気汚染又は水質汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であって、申請に係る当該被害の総額が5億円以上であるもの

(4) 2以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る次の紛争（広域処理事件）

① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争

② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

(5) 事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争（県際事件）

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してされなければならない。また、審査会等は申請があった事件が県際事件に該当するときは、その旨を知事に通知しなければならない。これらの場合において、知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない（公害紛争処理法第27条第1項～第3項）。

協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（公害紛争処理法第27条第4項、第5項）。

イ 審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあっせん、調停

及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第2項）。

ウ 次の場合は、上記ア及びイの管轄に関わりなく処理される。

(フ) 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は公害審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であっせんを行う場合（公害紛争処理法第27条の2第1項、第3項）

(イ) 職権によるあっせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であって、そのあっせんの管轄が公害等調整委員会と審査会の協議により定められた場合（公害紛争処理法第27条の3）

(ウ) 相当と認める理由があるときに、審査会等又は連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（公害紛争処理法第38条）

(エ) 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（公害紛争処理法第42条の24）

(オ) 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（公害紛争処理法第24条第3項）

エ 裁定については、公害等調整委員会が専属的に行う（公害紛争処理法第42条の12第1項、第42条の27第1項）。

3 公害苦情処理

公害問題は、地域に密着した問題であることから、地方公共団体では、公害のない住みよい地域社会を実現するため、自治事務として、公害苦情処理を行っている。

住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。このため、公害紛争処理法は、公害苦情処理を公害紛争処理制度の一環として位置付け、地方公共団体が、関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めるべきこと、都道府県及び市区町村に公害苦情相談員を置くことができることを規定している（公害紛争処理法第49条）。公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査を行うとともに、関係行政機関と連絡を取り合い、当事者に対し改善措置の指導、助言を行うなど苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行うことを期待されており、全国の地方公共団体に1,691人（平成30年3月31日現在）配置されている（表1-4-7）。

また、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理については、公害等調整委員会が指導等を行うこととされている（公害紛争処理法第3条）。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、地方公共団体に対する情報及び資料の提供等を行っている。

4 意見の申出

公害等調整委員会は、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、公害審査会は当該都道府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善につ

いての意見を述べることができる（公害紛争処理法第48条）。

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成30年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,043件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件733件、仲裁事件1件、裁定事件299件（責任裁定事件183件、原因裁定事件116件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件731件、仲裁事件1件、裁定事件269件（責任裁定事件165件、原因裁定事件104件）及び義務履行勧告事件7件の計1,011件である（表1-2-1、付録1参照）。

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は24件で、これに前年度から繰り越された23件を加えた計47件が30年度に係属した。このうち、15件が30年度中に終結し、残り32件は翌年度に繰り越された。

平成30年度に受け付けた24件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが11件、大気汚染に関するものが7件、悪臭に関するものが3件、土壌汚染、振動及び地盤沈下に関するものが各2件、水質汚濁に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が24件、法人が2件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

| 区分 年度 | あっせん | | | 調停 | | | 仲裁 | | | 裁定 | | | 義務履行勧告 | | | 計 | | | |
|----------|----------|----|----|----------|-----|-----|----------|----|----|--------------|--------------|--------|----------|----|----|-------|----------------|----|-----|
| | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 係属 | うち 新規 受付 | 終結 | 未済 |
| 昭和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45・46 | 0 | 0 | 0 | 8 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 | 1 | 7 |
| 47 | 0 | 0 | 0 | 14 | 2 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 14 | 2 | 19 |
| 48 | 0 | 0 | 0 | 36 | 8 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 36 | 8 | 47 |
| 49 | 0 | 0 | 0 | 20 | 26 | 41 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 73 | 26 | 28 | 45 |
| 50 | 0 | 0 | 0 | 45 | 22 | 64 | 1 | 0 | 1 | 2(1) | 1 | 5(1) | 0 | 0 | 0 | 93 | 48 | 23 | 70 |
| 51 | 0 | 0 | 0 | 55 | 43 | 76 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3(1) | 4 | 0 | 0 | 0 | 127 | 57 | 47 | 80 |
| 52 | 0 | 0 | 0 | 62 | 33 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 142 | 62 | 35 | 107 |
| 53 | 0 | 0 | 0 | 42 | 89 | 58 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 2 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 150 | 43 | 91 | 59 |
| 54 | 0 | 0 | 0 | 48 | 36 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 107 | 48 | 36 | 71 |
| 55 | 0 | 0 | 0 | 34 | 49 | 55 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1(1) | 1 | 0 | 0 | 0 | 106 | 35 | 50 | 56 |
| 56 | 0 | 0 | 0 | 45 | 33 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 101 | 45 | 33 | 68 |
| 57 | 0 | 0 | 0 | 48 | 40 | 75 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 0 | 2(1) | 0 | 0 | 0 | 117 | 49 | 40 | 77 |
| 58 | 0 | 0 | 0 | 42 | 46 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 119 | 42 | 47 | 72 |
| 59 | 0 | 0 | 0 | 31 | 40 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 103 | 31 | 40 | 63 |
| 60 | 0 | 0 | 0 | 31 | 38 | 55 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 95 | 32 | 39 | 56 |
| 61 | 0 | 0 | 0 | 31 | 61 | 25 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2(1) | 1 | 0 | 1 | 89 | 33 | 61 | 28 |
| 62 | 0 | 0 | 0 | 25 | 29 | 21 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5(1) | 0 | 0 | 1 | 56 | 28 | 29 | 27 |
| 63 | 0 | 0 | 0 | 14 | 22 | 13 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 6(2) | 0 | 0 | 0 | 1 | 42 | 15 | 28 | 14 |
| 平成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元 | 0 | 0 | 0 | 11 | 18 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25 | 11 | 18 | 7 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 21 | 14 | 13 | 0 | 0 | 0 | 2(1) | 1(1) | 1 | 0 | 1 | 0 | 30 | 23 | 16 | 14 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 16 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 2(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 6 | 18 | 2 |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 | 6 | 1 | 7 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 10 | 5 | 9 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 19 | 12 | 5 | 14 |
| 6 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 19 | 5 | 5 | 14 |
| 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 16 | 2 | 2 | 14 |
| 8 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 | 6(1) | 0 | 13(1) | 0 | 0 | 0 | 24 | 10 | 4 | 20 |
| 9 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 4(1) | 0 | 17(2) | 1 | 0 | 1 | 26 | 6 | 2 | 24 |
| 10 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1(1) | 15(1) | 3(2) | 0 | 1 | 0 | 26 | 2 | 17 | 9 |
| 11 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3(1) | 3(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 4 | 4 | 9 |
| 12 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 4 | 6 | 7 |
| 13 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 6(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 6 | 4 | 9 |
| 14 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4(2) | 5(1) | 5(2) | 0 | 0 | 0 | 16 | 7 | 6 | 10 |
| 15 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8(4) | 4(1) | 9(5) | 0 | 0 | 0 | 21 | 11 | 8 | 13 |
| 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3(2) | 3(1) | 9(6) | 0 | 0 | 0 | 16 | 3 | 5 | 11 |
| 17 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7(4) | 6(4) | 10(6) | 1 | 0 | 1 | 20 | 9 | 8 | 12 |
| 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6(1) | 5(4) | 11(3) | 0 | 1 | 0 | 18 | 6 | 6 | 12 |
| 19 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3(1) | 13(2) | 0 | 0 | 0 | 18 | 6 | 4 | 14 |
| 20 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 9(4) | 6 | 16(6) | 2 | 1 | 1 | 26 | 12 | 8 | 18 |
| 21 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 23(13) | 11(4) | 28(15) | 0 | 1 | 0 | 42 | 24 | 12 | 30 |
| 22 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 24(11) | 15(9) | 37(17) | 0 | 0 | 0 | 57 | 27 | 19 | 38 |
| 23 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 24(11) | 17(6) | 44(22) | 0 | 0 | 0 | 67 | 29 | 22 | 45 |
| 24 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 23(10) | 29(12) | 38(20) | 1 | 1 | 0 | 74 | 29 | 33 | 41 |
| 25 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 32(9) | 21(7) | 49(22) | 0 | 0 | 0 | 78 | 37 | 27 | 51 |
| 26 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 18(6) | 25(7) | 42(21) | 0 | 0 | 0 | 71 | 20 | 27 | 44 |
| 27 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 15(5) | 28(12) | 29(14) | 0 | 0 | 0 | 60 | 16 | 28 | 32 |
| 28 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 16(9) | 25(15) | 20(8) | 0 | 0 | 0 | 52 | 20 | 31 | 21 |
| 29 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 12(5) | 11(5) | 21(8) | 1 | 1 | 0 | 35 | 14 | 12 | 23 |
| 30 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 22(11) | 13(7) | 30(12) | 0 | 0 | 0 | 47 | 24 | 15 | 32 |
| 計 | 3 | 3 | | 733 | 731 | | 1 | 1 | | 299 (116) | 269 (104) | | 7 | 7 | | 1,043 | 1,011 | | |

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成30年度までに564件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 平成30年度に係属した調停事件

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、2件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計4件が平成30年度に係属し、このうち2件は同年度に終結し、残り2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された1件が平成30年度に終結した。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成30年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成30年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、平成30年度末までに564件処理した（表1-2-4）。平成30年度は前年度に受け付けた申請1件が係属し、同年度中に処理された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （氏名）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （氏名）

調停委員 （氏名）

調停委員 （氏名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申請人 （氏名）

被申請人代理人 （氏名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、平成〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申 請 人 (氏 名) 印

被申請人代理人 (氏 名) 印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万6,000円の割合による額（平成31年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万4,000円（平成31年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ

る。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

| 年度 | 区分 | | 受付 | | 終結 | | 未済 | |
|----|----|-----|-------|---------|-----------|-----|-----|-----|
| | 件数 | 患者数 | 件数 | 患者数 | 件数 | 患者数 | 件数 | 患者数 |
| 昭和 | 46 | 4件 | 31人 | 0件 | 0人 | 4件 | 31人 | |
| | 47 | 11 | 147 | 0 | 0(3) | 15 | 175 | |
| | 48 | 25 | 193 | 10(1) | 106(1) | 29 | 261 | |
| | 49 | 8 | 28 | 21 | 172 | 16 | 117 | |
| | 50 | 42 | 259 | 24 | 253(1) | 34 | 122 | |
| | 51 | 54 | 117 | 40 | 131(1) | 48 | 107 | |
| | 52 | 62 | 206 | 32(1) | 86(1) | 77 | 226 | |
| | 53 | 41 | 112 | 71(8) | 161(81) | 39 | 96 | |
| | 54 | 48 | 72 | 34 | 86(1) | 53 | 81 | |
| | 55 | 34 | 43 | 49 | 71 | 38 | 53 | |
| | 56 | 43 | 49 | 33 | 48 | 48 | 54 | |
| | 57 | 48 | 62 | 40 | 45 | 56 | 71 | |
| | 58 | 42 | 54 | 45(1) | 55(1) | 52 | 69 | |
| | 59 | 31 | 41 | 40 | 53 | 43 | 57 | |
| | 60 | 31 | 39 | 38 | 49 | 36 | 47 | |
| | 61 | 31 | 38 | 44 | 57 | 23 | 28 | |
| | 62 | 21 | 21 | 28 | 33 | 16 | 16 | |
| | 63 | 14 | 14 | 18 | 18 | 12 | 12 | |
| 平成 | 元 | 5 | 5 | 12 | 12 | 5 | 5 | |
| | 2 | 13 | 13 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| | 3 | 2 | 2 | 10 | 10 | 1 | 1 | |
| | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 6 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 12 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 13 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 22 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | |
| | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 26 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | 27 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | |
| | 28 | 1 | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | |
| | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 620 | 1,556 | 609(11) | 1,466(90) | | | |

(注) ()内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

| 年度 | 区分 | 認定機関別認定患者数 | | | |
|-------|----|------------|-----|-------|------|
| | | 合計 | 環境省 | 熊本県 | 鹿児島県 |
| 昭和31～ | 45 | 121 人 | 人 | 116 人 | 5 人 |
| | 46 | 60 | | 58 | 2 |
| | 47 | 216 | | 204 | 12 |
| | 48 | 358 | | 292 | 66 |
| | 49 | 44 | | 29 | 15 |
| | 50 | 161 | | 146 | 15 |
| | 51 | 148 | | 109 | 39 |
| | 52 | 240 | | 196 | 44 |
| | 53 | 175 | | 125 | 50 |
| | 54 | 143 | 1 | 115 | 27 |
| | 55 | 71 | 5 | 43 | 23 |
| | 56 | 77 | 3 | 54 | 20 |
| | 57 | 95 | 10 | 66 | 19 |
| | 58 | 68 | 1 | 45 | 22 |
| | 59 | 67 | 5 | 36 | 26 |
| | 60 | 54 | 0 | 29 | 25 |
| | 61 | 60 | 1 | 43 | 16 |
| | 62 | 40 | 3 | 15 | 22 |
| | 63 | 19 | 1 | 6 | 12 |
| 平成 | 元 | 13 | 1 | 1 | 11 |
| | 2 | 18 | 0 | 7 | 11 |
| | 3 | 4 | 1 | 0 | 3 |
| | 4 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 7 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 8 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 11 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | 12 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 19 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 20 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 21 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 23 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 25 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 26 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 27 | 3 | 0 | 2 | 1 |
| | 28 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,282 | 32 | 1,757 | 493 |

(注) 1 昭和 31～45 年度の期間は、昭和 31 年 12 月 1 日～46 年 3 月 31 日である。
 2 昭和 31～45 年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者 45 人(熊本県 44 人、鹿児島県 1 人)を含む。

(資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等
変更申請の処理件数

| 年度 | 区分 | 受付 | 終結 | 未済 |
|----|----|-----|-----|-----|
| 昭和 | 49 | 13件 | 0件 | 13件 |
| | 50 | 13 | 0 | 26 |
| | 51 | 8 | 12 | 22 |
| | 52 | 42 | 12 | 52 |
| | 53 | 46 | 10 | 88 |
| | 54 | 15 | 33 | 70 |
| | 55 | 22 | 49 | 43 |
| | 56 | 29 | 33 | 39 |
| | 57 | 39 | 30 | 48 |
| | 58 | 29 | 39 | 38 |
| | 59 | 25 | 31 | 32 |
| | 60 | 23 | 31 | 24 |
| | 61 | 33 | 28 | 29 |
| 平成 | 62 | 22 | 34 | 17 |
| | 63 | 18 | 22 | 13 |
| | 元 | 14 | 15 | 12 |
| | 2 | 14 | 19 | 7 |
| | 3 | 18 | 13 | 12 |
| | 4 | 15 | 18 | 9 |
| | 5 | 21 | 17 | 13 |
| | 6 | 9 | 13 | 9 |
| | 7 | 11 | 11 | 9 |
| | 8 | 7 | 10 | 6 |
| | 9 | 10 | 10 | 6 |
| | 10 | 5 | 8 | 3 |
| | 11 | 7 | 5 | 5 |
| | 12 | 7 | 5 | 7 |
| | 13 | 2 | 7 | 2 |
| | 14 | 0 | 2 | 0 |
| | 15 | 1 | 1 | 0 |
| 16 | 4 | 0 | 4 | |
| 17 | 4 | 6 | 2 | |
| 18 | 9 | 8 | 3 | |
| 19 | 5 | 5 | 3 | |
| 20 | 2 | 3 | 2 | |
| 21 | 4 | 3 | 3 | |
| 22 | 3 | 3 | 3 | |
| 23 | 4 | 5 | 2 | |
| 24 | 2 | 2 | 2 | |
| 25 | 1 | 2 | 1 | |
| 26 | 2 | 1 | 2 | |
| 27 | 1 | 3 | 0 | |
| 28 | 4 | 2 | 2 | |
| 29 | 1 | 2 | 1 | |
| 30 | 0 | 1 | 0 | |
| 計 | | 564 | 564 | |

表 1 - 2 - 5 平成30年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

| 事 件 番 号 | 申 請 受 付 年 月 日 | 処 理 年 月 日 |
|------------|---------------|---------------|
| 62年（調）第20号 | 平成 30. 3. 12 | 平成 30. 10. 11 |
| 計 1 件 | | 計 1 件 |

表 1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

| 項目 | 区分 | A ランク | B ランク | C ランク | 備 考 |
|----|-------------------|--|------------|------------|--|
| 1 | 慰謝料 | 1,800万円 | 1,700万円 | 1,600万円 | 水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金 |
| 2 | 治療費 | 昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額 | | | 昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給 |
| 3 | 介護手当 | 昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額 | | | 同上 |
| 4 | 特別調整手当 | | | | (1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給 |
| | 昭和48.4.27~49.5.31 | 6万円/月 | 3万円/月 | 2万円/月 | |
| | 49.6.1~50.5.31 | 7万円/月 | 3万5,000円/月 | 2万4,000円/月 | |
| | 50.6.1~51.5.31 | 8万5,000円/月 | 4万3,000円/月 | 3万円/月 | |
| | 51.6.1~52.5.31 | 9万4,000円/月 | 4万8,000円/月 | 3万4,000円/月 | |
| | 52.6.1~53.5.31 | 10万2,000円/月 | 5万2,000円/月 | 3万7,000円/月 | |
| | 53.6.1~54.5.31 | 11万円/月 | 5万6,000円/月 | 4万円/月 | |
| | 54.6.1~56.5.31 | 11万4,000円/月 | 5万8,000円/月 | 4万2,000円/月 | |
| | 56.6.1~58.5.31 | 12万9,000円/月 | 6万6,000円/月 | 4万8,000円/月 | |
| | 58.6.1~60.5.31 | 13万5,000円/月 | 6万9,000円/月 | 5万1,000円/月 | |
| | 60.6.1~62.5.31 | 14万2,000円/月 | 7万3,000円/月 | 5万4,000円/月 | |
| | 62.6.1~平成元.5.31 | 14万5,000円/月 | 7万5,000円/月 | 5万5,000円/月 | |
| | 元.6.1~3.5.31 | 14万6,000円/月 | 7万6,000円/月 | 5万6,000円/月 | |
| | 3.6.1~5.5.31 | 15万7,000円/月 | 8万2,000円/月 | 6万円/月 | |
| | 5.6.1~7.5.31 | 16万5,000円/月 | 8万6,000円/月 | 6万3,000円/月 | |
| | 7.6.1~9.5.31 | 16万8,000円/月 | 8万8,000円/月 | 6万5,000円/月 | |
| | 9.6.1~11.5.31 | 16万9,000円/月 | 8万9,000円/月 | 6万6,000円/月 | |
| | 11.6.1~13.5.31 | 17万3,000円/月 | 9万1,000円/月 | 6万8,000円/月 | |
| | 13.6.1~15.5.31 | 17万2,000円/月 | 9万1,000円/月 | 6万8,000円/月 | |
| | 15.6.1~17.5.31 | 17万円/月 | 9万円/月 | 6万7,000円/月 | |
| | 17.6.1~19.5.31 | 17万円/月 | 9万円/月 | 6万7,000円/月 | |
| | 19.6.1~21.5.31 | 17万円/月 | 9万円/月 | 6万7,000円/月 | |
| | 21.6.1~23.5.31 | 17万3,000円/月 | 9万2,000円/月 | 6万8,000円/月 | |
| | 23.6.1~25.5.31 | 17万1,000円/月 | 9万1,000円/月 | 6万8,000円/月 | |
| | 25.6.1~27.5.31 | 17万円/月 | 9万1,000円/月 | 6万8,000円/月 | |
| | 27.6.1~29.5.31 | 17万7,000円/月 | 9万5,000円/月 | 7万1,000円/月 | |
| | 29.6.1~令和元.5.31 | 17万9,000円/月 | 9万6,000円/月 | 7万2,000円/月 | |

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

| 項目 | 区分 | A ランク | B ランク | C ランク | 備考 | |
|------------------------|-----------|---|-----------|-----------|--|--|
| 5 葬祭料 | | 期 間 | | 金 額 | (1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給 | |
| | | 昭和49.5.31まで | | 20万 円 | | |
| | | 49.6.1～ | 50.5.31 | 23万3,000円 | | |
| | | 50.6.1～ | 51.5.31 | 28万3,000円 | | |
| | | 51.6.1～ | 52.5.31 | 31万3,000円 | | |
| | | 52.6.1～ | 53.5.31 | 33万9,000円 | | |
| | | 53.6.1～ | 54.5.31 | 36万4,000円 | | |
| | | 54.6.1～ | 56.5.31 | 37万5,000円 | | |
| | | 56.6.1～ | 58.5.31 | 42万2,000円 | | |
| | | 58.6.1～ | 60.5.31 | 44万1,000円 | | |
| | | 60.6.1～ | 62.5.31 | 46万3,000円 | | |
| | | 62.6.1～平成 | 元.5.31 | 47万1,000円 | | |
| | | 平成 元.6.1～ | 3.5.31 | 47万4,000円 | | |
| | | 3.6.1～ | 5.5.31 | 50万8,000円 | | |
| | | 5.6.1～ | 7.5.31 | 53万3,000円 | | |
| | | 7.6.1～ | 9.5.31 | 54万3,000円 | | |
| | | 9.6.1～ | 11.5.31 | 54万5,000円 | | |
| | | 11.6.1～ | 13.5.31 | 55万7,000円 | | |
| | | 13.6.1～ | 15.5.31 | 55万4,000円 | | |
| | | 15.6.1～ | 17.5.31 | 54万6,000円 | | |
| | 17.6.1～ | 19.5.31 | 54万4,000円 | | | |
| | 19.6.1～ | 21.5.31 | 54万2,000円 | | | |
| | 21.6.1～ | 23.5.31 | 54万9,000円 | | | |
| | 23.6.1～ | 25.5.31 | 54万3,000円 | | | |
| | 25.6.1～ | 27.5.31 | 53万8,000円 | | | |
| | 27.6.1～ | 29.5.31 | 55万8,000円 | | | |
| | 29.6.1～令和 | 元.5.31 | 56万4,000円 | | | |
| 6 症状の見直し | | 将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。 | | | | |
| 7 近親者の慰謝料 | | 配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。 | | | | |
| | | 上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。 | | | | |
| 8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料 | | 相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。 | | | | |
| 9 患者・家族の福祉対策 | | チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。 | | | | |
| 10 公害防止対策 | | チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。 | | | | |
| 11 調停手続費用 | | チッソ株式会社の負担 | | | | |

2 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、11回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

3 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件

(公調委平成30年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民4人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅近隣の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人らのうち1人の自宅建物外壁及びブロック塀に亀裂が入った等の被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善することを求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成30年4月10日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により本事件を広島県公害審査会に移送することを決定した。

4 国立市における騒音による健康被害等調停申請事件

(公調委平成30年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月9日、東京都国立市の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症したため、精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金40万円の支払及び騒音軽減のための二重サッシの設置を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成30年11月20日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により本事件を東京都公害審査会に移送することを決定した。

5 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(公調委平成31年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民94名(以下、「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下、「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下、「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ①被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下、「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ②被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

第2節 平成30年度に係属した裁定事件

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、22件であり、これらに前年度から繰り越された21件を加えた計43件が30年度に係属した。このうち13件が30年度に終結し、残り30件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成25年（セ）第26号事件・平成30年（調）第5号事件）

(1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億6000万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めたが、平成30年4月18日、申請人ら13人から申請を取り下げの旨の申出があった。また、その余の申請人ら2人（注：申請人1人について相続が発生し、相続人2人が手続を承継した。）に係る申請については、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定に基づき、職権による調停に移行するとともに、同法第34条第1項の規定に基づき、調停案が到達した日の翌日から起算して30日の期間を定めて調停案を当事者双方に送付し、受諾を勧告したところ、期限内に受諾しない旨の申出がなかったため、平成31年1月18日、同条第3項の規定により同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により上記申請人ら2人の責任裁定の申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

2 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

（公調委平成27年（セ）第10号事件）

(1) 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、その所有する車両を被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の操業により細かい白色の塗料のようなものが飛散し、申請人の所有する車両に多数付着

したとして、修理費用等の損害賠償金63万7013円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

| |
|--|
| 公調委平成27年（セ）第10号 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 裁 定 （当事者省略） 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人は、申請人に対し、63万7013円及びこれに対する平成27年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 2 被申請人 (1) 本案前の答弁 本件裁定申請を却下する。 (2) 本案に対する答弁 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人が、被申請人の事業所から塗料が粉じんとなって飛散し、申請人が使用する車両に付着したと主張して、被申請人に対し、民法709条に基づき、修理費用と弁護士費用の合計額63万7013円及びこれに対する不法行為の日である平成27年5月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。 (以下省略) |
|--|

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

3 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 （公調委平成28年（セ）第1号事件・平成29年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋

外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1817万9458円の支払を求めるものである。

その後、平成29年1月16日、同申請人らからドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成29年（セ）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生する騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

4 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

（公調委平成28年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民1人から、建設会社及び建物解体会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成31年3月27日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（ゲ）第1号

墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、被申請人a株式会社による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年4月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事並びに同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの

間の同建物の基礎杭の杭打工事によるものであると認められる。

- 2 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、被申請人b株式会社による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年2月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事によるものであると認められる。
- 3 申請人らのその余の裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録記載2の建物（以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件土地建物」という。）に生じた不同沈下は、被申請人らが墨田区〇〇△△及び□□（以下「本件工事現場」という。）に存在していた同目録記載3の建物（以下「c」という。）の解体工事（以下「本件解体工事」という。）及び本件工事現場における同目録記載4の建物（以下「d」という。）の建築工事（以下「本件建築工事」といい、本件解体工事と併せて「本件各工事」という。）によるものである。

2 被申請人ら

- (1) 被申請人a株式会社（以下「被申請人a」という。）

本件裁定申請を棄却する。

- (2) 被申請人b株式会社（以下「被申請人b」という。）

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、本件土地建物の共有持分を有する申請人e（以下「申請人e」という。）及び本件建物においてフライス盤金属加工業を営む申請人有限会社f（以下「申請人会社」という。）が、被申請人らに対し、上記第1の1の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

5 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成28年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、電力会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人の発電設備からの騒音により、精神的苦痛等を被っているほか、申請人A宅は発電設備の設置工事又は稼働によりひび割れ等が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2986万円等の支払を求め

たものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年5月28日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（セ）第2号

和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人 a に対し、793万円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人 b に対し、731万円を支払え。
- (3) 被申請人は、申請人 c に対し、731万円を支払え。
- (4) 被申請人は、申請人 d に対し、731万円を支払え。
- (5) 被申請人は、2016年（平成28年）7月29日から審問終結日（平成30年1月23日）までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまで、申請人ら各自に対し、1日につき1万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人 a（以下「申請人 a」という。）が、被申請人が運営する火力発電所の建設工事及び稼働による騒音、振動及び低周波音により精神的苦痛を被るとともに、建物のひび割れが生じたと主張し、被申請人に対し、民法709条に基づき、平成28年7月28日までに生じた精神的苦痛に対する慰謝料731万円及び同月29日から本件裁定申請手続の審問終結日である平成30年1月23日までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまでの慰謝料（1日当たり1万円）並びに建物修理工費用62万円の支払を求め、申請人 b（以下「申請人 b」という。）、同 c（以下「申請人 c」という。）及び同 d（以下「申請人 d」という。）が、それぞれ被申請人が運営する火力発電所の建設工事及び稼働による騒音により精神的苦痛を被ったと主張し、被申請人に対し、民法709条に基づき、平成28年7月28日までに生じた精神的苦痛に対する慰謝料731万円及び同月29日から本件裁定申請手続の審問終結日である平成30年

1月23日までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまでの慰謝料（1日当たり1万円）の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

6 埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第4号事件・平成29年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3470円の支払を求めたものである。

その後、平成29年6月8日、同町の住民2人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委平成29年(セ)第6号事件)、裁定委員会は、同年7月4日これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成30年10月9日、申請人及び参加人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年(セ)第4号、平成29年(セ)第6号

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人及び参加人らの裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、402万3470円を支払え。

2 参加人A

被申請人は、参加人Aに対し、3003万1896円を支払え。

3 参加人B

被申請人は、参加人Bに対し、2002万1264円を支払え。

4 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

公調委平成28年（セ）第4号事件は、申請人が、申請人ら宅に隣接する被申請人の駐車場における大型トラックなどの稼働時に生じる騒音により睡眠不足となり治療を受け、また、振動及び悪臭による苦痛を被っている等と主張して、被申請人に対し、民法709条及び710条に基づき慰謝料400万円及び治療費等の一部である2万3470円の合計402万3470円の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

7 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第3号事件・平成29年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方（被申請人）として責任裁定と原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害等は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求めたものである。

また、原因裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害等は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

裁定委員会は、平成29年3月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から生じる騒音・振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人、被申請人代表者及び参考人の各尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、責任裁定申請事件については、本件申請を棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年（セ）第3号，同（ゲ）第1号

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文

- 1 申請人の本件原因裁定申請のうち，事実及び理由の第1の1(2)イ及びウの申請をいずれも却下する。
- 2 申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDK（リビング兼ダイニングキッチン）の西側の台所の窓を開けることを妨げられた原因は，被申請人の廃水処理施設に設置されたブローアの稼働音にあると認められる。
- 3 申請人のその余の本件原因裁定申請及び本件責任裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

(1) 責任裁定

被申請人は，申請人に対し，2200万円を支払え。

(2) 原因裁定

ア 申請人に動悸，不眠，耳鳴り，精神不安定等の健康被害と申請人宅の窓を開けることができない，洗濯物を干すことができない等の生活の質の低下を生じさせたのは，被申請人の廃水処理施設から発せられる悪臭，騒音，振動である。

イ 申請人の肩書住所地及び被申請人の肩書所在地は，平成8年から第一種住居地域であり，被申請人が，倉庫として建築された建物を廃水処理施設として使用することが許されるのか。被申請人が，同年以降に機械類を新設することが許可されるのか。

ウ 被申請人において，一年365日，1日12時間～14時間もの時間，騒音，悪臭，振動を発することが許されるのか。被申請人において，夜間に操業することが許されるのか。

2 被申請人

(1) 責任裁定

本件責任裁定申請を棄却する。

(2) 原因裁定

本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は，被申請人が営む缶詰，瓶詰製造工場の近隣住民である申請人が，同工場の廃水処理施設等からの悪臭，騒音及び振動が原因で，健康を害し，自宅の窓を開けることができない等の生活の質が低下し，自宅の価値が下落し，転居を余儀なくされ，精神的苦痛を被ったなどと主張して，被申請人に対し，不法行為に基づき，2200万円の損害賠償を求める責任裁定と上記悪臭，騒音及び振動と健康被害，生活の質の低下との間の因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

8 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

9 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、解体工事及び建築工事による振動と申請人宅に風呂ドア開閉不良や内壁壁紙亀裂等の被害が生じたこととの因果関係を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

10 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成29年7月4日、静岡県富士宮市の住民1人から、改良柵設置者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅敷地に生じた地盤沈下は、被申請人が設置した改良柵4個に亀裂、部品同士の接合部分のずれが生じ、また、全ての改良柵が沈下したことにより、改良柵及びこれに接続する下水管に亀裂、隙間が生じ、そこから下水管内に申請人宅の敷地地下の土砂が流入したことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、地盤沈下に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年9月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

| |
|---|
| 公調委平成29年(ゲ)第4号 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人 申請人宅に生じた地盤沈下は、被申請人が所有する柵及びこれに接続する排水管が破損したため、申請人宅の敷地地下の土砂が流出したことによるものである、との裁定を求める。 2 被申請人 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人が、申請人宅南側に隣接する市道に被申請人によって設置された柵(いわゆるマンホール)及びこれに接続する排水管が破損したことにより、申請人宅の敷地地下の土砂が上記柵及び排水管内に流出したため申請人宅敷地の地盤沈下が発生したと主張して、前記第1の1記載の因果関係に関する判断を求めている原因裁定申請事案である。 (以下省略) |
|---|

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

11 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

12 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成29年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月4日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。和歌山県由良町の住民1人(原告)が所有する建物に生じた傾斜等の損害は、由良町(被告)が行った漁港整備工事に伴う地盤沈下によるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成31年2月26日、原告所有の建物に生じた傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(ゲ)第6号

和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

別紙物件目録記載の建物（ただし、「現況は地下室がある。」を「現況は1階が地下室となっている。」と訂正する。）に傾斜等が生じたのは、被告が別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

原告について別紙物件目録記載の建物に傾斜等の損害が生じたのは、被告が平成20年1月25日から平成21年9月10日まで別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものであるか。

第2 事案の概要

1 原告は、a漁港の漁港管理者である被告が行った同漁港整備事業により、原告が所有する別紙物件目録記載の建物に修復不可能な損傷が生じたとして、和歌山地方裁判所御坊支部に対し、平成27年4月3日、被告に対して1000万円の損害賠償を求める訴訟（同支部平成27年（ワ）第8号）を提起した。

原告は、上記訴訟において、被告が行った漁港整備事業のうち、別紙工事目録記載1、2の工事における掘削工事及び浚渫工事によって、砂地である上記建物の地盤が緩み、かつ、満潮と干潮の繰り返しによる海水の流出入に伴って、高地にある地盤の土砂が低地の掘削部分に流出し、流出した部分の地盤が空洞化し、同建物の地盤が沈下したため、同建物に傾斜、変形等の損傷が生じた旨主張している。これに対し、被告は、上記掘削工事及び浚渫工事による地盤沈下の事実を否認し、上記建物に損傷がみられるとしても、その原因は建物の構造材の腐食等によるものと考えられる旨反論している。

2 本件は、上記支部から公害等調整委員会に対し、平成29年12月4日、被告が行った別紙工事目録記載1、2の工事における掘削工事及び浚渫工事と別紙物件目録記載の建物の傾斜等の損傷との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

13 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 （公調委平成29年（セ）第8号事件）

（1）事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事により、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁にひび割れ等の被害が生じ、倒壊する可能性が高い状態となったこと等から、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人によるほ場整備工事と申請人宅の建物被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

14 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月12日、大阪府東大阪市の住民1人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金1057万7000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

15 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等を被っていると、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、換気扇及びエアコン室外機から発せられる騒音による人間の健康への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

16 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年2月22日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調室外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、原告に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告の設置した屋外機から発生する騒音と原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

17 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告らの各所有建物の屋根等に錆や鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中に錆や鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告が大気中に飛散させた錆や鉄粉と原告らの各建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

18 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に

対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発せられる騒音・振動による申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

19 横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成30年4月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害は、被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電によるものであり、耳鳴りの健康被害は、漏電と同時に発生する空気振動によるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年5月28日付けで行い、本事件は終結した。

20 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月14日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年7月10日付けで行い、本事件は終結した。

21 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合(被申請人)が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の堆肥製造施設と申請人らに生じた健康被害の原因となる物質との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

22 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と養豚業を営む法人から、衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地(以下、「本件土地」という。)に衛生組合(被申請人)によって、焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下、「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金200万円の支払を求めるものである。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり(公調委平成30年(ゲ)第7号事件)、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

23 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年6月13日、大阪府大阪市の住民3人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度、申請人らが主張する健康被害との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

24 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成30年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

25 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委平成30年（セ）第3号事件・平成30年（ゲ）第9号事件）

(1) 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年9月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

26 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月20日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年10月9日付けで行い、本事件は終結した。

27 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

28 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

29 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成30年（セ）第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

30 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年（セ）第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのばい煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、財産被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

31 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

32 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、ホテル経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

33 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるもの

である。裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

34 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月22日、東京都大田区の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

35 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の経営する店舗に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

36 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生させている低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

37 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第3節 平成30年度に実施したフォローアップ

平成30年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って19年度目となる平成30年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って7年度目となる平成30年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成25年(調)第5号・第10号事件)

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って5年度目となる平成30年度は、被申請人の大津市から報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、平成30年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,604件である。このうち、終結しているのは1,572件である（表1-3-1）。

平成30年度に審査会等が受け付けた事件は38件であり、これに前年度から繰り越された37件を加えた計75件が30年度に係属した。このうち、43件が30年度中に終結し、残り32件は翌年度に繰り越された（30年度に係属した75件の概要については付録2参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成30年度に受け付けた事件は、調停事件38件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成30年度に受け付けた38件について都道府県別にみると、大阪府が5件、広島県が4件、栃木県及び京都府が各3件、埼玉県、東京都、愛知県及び奈良県が各2件、北海道、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、福岡県及び沖縄県が各1件であった。

なお、平成30年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別にみると、東京都の227件が最も多く、次いで大阪府が220件、愛知県が92件、埼玉県が90件、千葉県が86件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成30年度に受け付けた調停事件38件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別にみると、騒音に関するものが28件、振動に関するものが15件、悪臭に関するものが8件、大気汚染に関するものが7件、土壌汚染に関するものが4件、水質汚濁に関するものが2件となっている（重複集計）。

なお、平成30年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.0種類の間で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成30年度に受け付けた調停事件38件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が35件、法人が3件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数をみると、10人未満のものが32件、10人以上100人未満のものが1件、100人以上1,000人未満のものが1件、1,000人以上のものが1件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、健康被害を訴えるものが19件、感覚的・心理的被害を訴えるものが24件、財産被害を訴えるものが8件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成30年度に受け付けた調停事件38件のうち、4件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成30年度に受け付けた調停事件38件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが30件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが3件、その他が5件となっている（表1-3-7）。

次に、平成30年度に受け付けた調停事件38件について、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、製造・加工関係が16件、建築・土木関係が5件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が4件、廃棄物・下水等処理関係が2件、製錬・採石関係が1件、その他が10件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

平成30年度に受け付けた調停事件38件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策を求めるものが25件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが7件、金銭支払を求めるものが4件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが24件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが3件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが2件、操業停止・移転を求めるものが1件、その他が2件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成30年度末までに審査会等に係属した事件全体の約9割を占めている（表1-3-9）。

表 1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

| 区分 年度 | 受付件数 | | | | | 終結件数 | | | | | 年度末 係属件数 |
|----------|-------|----------|-------|----|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| | 合計 | あっ せん | 調停 | 仲裁 | 義務履 行勧告 | 合計 | 成立 | 打切り | 取下げ | その他 | |
| 昭和 | | | | | | | | | | | |
| 45・46 | 25 | 8 | 17 | 0 | 0 | 15 | 10 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| 47 | 25 | 3 | 20 | 2 | 0 | 14 | 8 | 4 | 1 | 1 | 21 |
| 48 | 30 | 6 | 23 | 1 | 0 | 28 | 19 | 6 | 3 | 0 | 23 |
| 49 | 24 | 4 | 19 | 1 | 0 | 27 | 22 | 5 | 0 | 0 | 20 |
| 50 | 21 | 3 | 18 | 0 | 0 | 22 | 9 | 9 | 4 | 0 | 19 |
| 51 | 22 | 3 | 19 | 0 | 0 | 21 | 12 | 5 | 4 | 0 | 20 |
| 52 | 25 | 1 | 24 | 0 | 0 | 15 | 12 | 1 | 2 | 0 | 30 |
| 53 | 22 | 2 | 20 | 0 | 0 | 21 | 11 | 6 | 4 | 0 | 31 |
| 54 | 22 | 1 | 21 | 0 | 0 | 24 | 12 | 7 | 5 | 0 | 29 |
| 55 | 27 | 0 | 27 | 0 | 0 | 22 | 13 | 8 | 1 | 0 | 34 |
| 56 | 19 | 1 | 18 | 0 | 0 | 21 | 4 | 13 | 4 | 0 | 32 |
| 57 | 15 | 0 | 15 | 0 | 0 | 23 | 13 | 8 | 2 | 0 | 24 |
| 58 | 26 | 0 | 26 | 0 | 0 | 19 | 12 | 5 | 0 | 2 | 31 |
| 59 | 20 | 1 | 19 | 0 | 0 | 24 | 14 | 5 | 5 | 0 | 27 |
| 60 | 29 | 0 | 29 | 0 | 0 | 21 | 11 | 9 | 1 | 0 | 35 |
| 61 | 23 | 0 | 23 | 0 | 0 | 26 | 18 | 6 | 2 | 0 | 32 |
| 62 | 29 | 0 | 28 | 0 | 1 | 28 | 15 | 10 | 1 | 2 | 33 |
| 63 | 28 | 1 | 25 | 0 | 2 | 22 | 11 | 7 | 4 | 0 | 39 |
| 平成 元 | 36 | 0 | 36 | 0 | 0 | 25 | 13 | 6 | 4 | 2 | 50 |
| 2 | 57 | 0 | 57 | 0 | 0 | 40 | 9 | 23 | 5 | 3 | 67 |
| 3 | 43 | 0 | 43 | 0 | 0 | 43 | 15 | 20 | 8 | 0 | 67 |
| 4 | 51 | 0 | 51 | 0 | 0 | 36 | 7 | 22 | 6 | 1 | 82 |
| 5 | 44 | 0 | 44 | 0 | 0 | 53 | 24 | 22 | 5 | 2 | 73 |
| 6 | 32 | 0 | 30 | 0 | 2 | 52 | 16 | 28 | 4 | 4 | 53 |
| 7 | 39 | 0 | 39 | 0 | 0 | 41 | 16 | 19 | 6 | 0 | 51 |
| 8 | 43 | 0 | 42 | 0 | 1 | 36 | 9 | 24 | 1 | 2 | 58 |
| 9 | 51 | 1 | 49 | 0 | 1 | 40 | 14 | 18 | 6 | 2 | 69 |
| 10 | 39 | 1 | 38 | 0 | 0 | 45 | 22 | 17 | 5 | 1 | 63 |
| 11 | 26 | 0 | 25 | 0 | 1 | 36 | 10 | 24 | 2 | 0 | 53 |
| 12 | 31 | 0 | 30 | 0 | 1 | 35 | 13 | 16 | 5 | 1 | 49 |
| 13 | 31 | 0 | 30 | 0 | 1 | 28 | 9 | 18 | 0 | 1 | 52 |
| 14 | 30 | 0 | 30 | 0 | 0 | 35 | 15 | 15 | 4 | 1 | 47 |
| 15 | 33 | 0 | 33 | 0 | 0 | 34 | 15 | 18 | 0 | 1 | 46 |
| 16 | 41 | 0 | 40 | 0 | 1 | 45 | 18 | 22 | 5 | 0 | 42 |
| 17 | 36 | 0 | 36 | 0 | 0 | 31 | 11 | 17 | 3 | 0 | 47 |
| 18 | 32 | 0 | 30 | 0 | 2 | 35 | 13 | 19 | 2 | 1 | 44 |
| 19 | 42 | 0 | 42 | 0 | 0 | 39 | 11 | 19 | 9 | 0 | 47 |
| 20 | 37 | 0 | 36 | 0 | 1 | 39 | 15 | 17 | 7 | 0 | 45 |
| 21 | 42 | 0 | 42 | 0 | 0 | 48 | 23 | 16 | 9 | 0 | 39 |
| 22 | 29 | 0 | 29 | 0 | 0 | 35 | 8 | 23 | 3 | 1 | 33 |
| 23 | 36 | 0 | 36 | 0 | 0 | 34 | 13 | 18 | 3 | 0 | 35 |
| 24 | 35 | 0 | 35 | 0 | 0 | 37 | 11 | 21 | 4 | 1 | 33 |
| 25 | 39 | 0 | 39 | 0 | 0 | 30 | 4 | 23 | 2 | 1 | 42 |
| 26 | 40 | 1 | 39 | 0 | 0 | 42 | 13 | 24 | 5 | 0 | 40 |
| 27 | 47 | 0 | 47 | 0 | 0 | 43 | 16 | 23 | 3 | 1 | 44 |
| 28 | 51 | 0 | 51 | 0 | 0 | 56 | 20 | 27 | 8 | 1 | 39 |
| 29 | 41 | 0 | 41 | 0 | 0 | 43 | 16 | 24 | 2 | 1 | 37 |
| 30 | 38 | 0 | 38 | 0 | 0 | 43 | 9 | 27 | 7 | 0 | 32 |
| 計 | 1,604 | 37 | 1,549 | 4 | 14 | 1,572 | 634 | 726 | 178 | 34 | |

(注) 1 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。
 2 昭和 45 年 11 月 1 日～49 年 10 月 31 日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和 56 年度受付件数欄のあっせん 1 件は、職権によるあっせんである。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

| 都道府県 | 件数 | 都道府県 | 件数 | 都道府県 | 件数 | 都道府県 | 件数 |
|------|----|------|-----|------|-----|------|-------|
| 北海道 | 20 | 東京都 | 227 | 滋賀県 | 39 | 香川県 | 13 |
| 青森県 | 7 | 神奈川県 | 80 | 京都府 | 61 | 愛媛県 | 9 |
| 岩手県 | 4 | 新潟県 | 13 | 大阪府 | 220 | 高知県 | 17 |
| 宮城県 | 22 | 富山県 | 12 | 兵庫県 | 52 | 福岡県 | 24 |
| 秋田県 | 10 | 石川県 | 12 | 奈良県 | 30 | 佐賀県 | 6 |
| 山形県 | 7 | 福井県 | 8 | 和歌山県 | 22 | 長崎県 | 13 |
| 福島県 | 9 | 山梨県 | 10 | 鳥取県 | 8 | 熊本県 | 37 |
| 茨城県 | 11 | 長野県 | 44 | 島根県 | 13 | 大分県 | 8 |
| 栃木県 | 19 | 岐阜県 | 19 | 岡山県 | 15 | 宮崎県 | 6 |
| 群馬県 | 36 | 静岡県 | 32 | 広島県 | 46 | 鹿児島県 | 7 |
| 埼玉県 | 90 | 愛知県 | 92 | 山口県 | 4 | 沖縄県 | 17 |
| 千葉県 | 86 | 三重県 | 62 | 徳島県 | 5 | 計 | 1,604 |

(注) 集計対象期間は、昭和45年11月1日～平成31年3月31日である。

表 1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

| 公害の種類 年度 | 合計 | 公 害 の 種 類 | | | | | | | | 1 件当 たりの 公害の 種類 |
|-------------|-------|-----------|----------|----------|----------|-------|-----|----------|-----|--------------------------|
| | | 重複 集計 | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 土壌 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | |
| 昭和 | | | | | | | | | | |
| 45~47 | 50 | 81 | 18 | 15 | 3 | 20 | 17 | 1 | 7 | 1.6 |
| 48 | 30 | 49 | 6 | 5 | 1 | 18 | 15 | 2 | 2 | 1.6 |
| 49 | 24 | 52 | 13 | 2 | 0 | 18 | 14 | 2 | 3 | 2.2 |
| 50 | 21 | 32 | 5 | 3 | 2 | 12 | 7 | 2 | 1 | 1.5 |
| 51 | 22 | 35 | 3 | 4 | 0 | 16 | 10 | 0 | 2 | 1.6 |
| 52 | 25 | 48 | 8 | 2 | 2 | 17 | 14 | 1 | 4 | 1.9 |
| 53 | 22 | 48 | 12 | 2 | 1 | 18 | 9 | 1 | 5 | 2.2 |
| 54 | 22 | 50 | 13 | 0 | 0 | 18 | 18 | 0 | 1 | 2.3 |
| 55 | 27 | 43 | 9 | 3 | 0 | 19 | 9 | 1 | 2 | 1.6 |
| 56 | 19 | 27 | 4 | 2 | 0 | 10 | 4 | 3 | 4 | 1.4 |
| 57 | 15 | 24 | 6 | 0 | 0 | 13 | 1 | 0 | 4 | 1.6 |
| 58 | 26 | 48 | 7 | 4 | 3 | 16 | 8 | 0 | 10 | 1.8 |
| 59 | 20 | 31 | 6 | 2 | 0 | 15 | 6 | 1 | 1 | 1.6 |
| 60 | 29 | 60 | 12 | 2 | 0 | 25 | 14 | 1 | 6 | 2.1 |
| 61 | 23 | 46 | 5 | 2 | 0 | 20 | 7 | 0 | 12 | 2.0 |
| 62 | 28 | 53 | 12 | 1 | 1 | 22 | 11 | 3 | 3 | 1.9 |
| 63 | 26 | 43 | 8 | 2 | 0 | 19 | 10 | 2 | 2 | 1.7 |
| 平成元 | 36 | 65 | 16 | 12 | 0 | 19 | 11 | 3 | 4 | 1.8 |
| 2 | 57 | 118 | 30 | 25 | 5 | 27 | 18 | 8 | 5 | 2.1 |
| 3 | 43 | 90 | 23 | 18 | 0 | 24 | 11 | 4 | 10 | 2.1 |
| 4 | 51 | 117 | 29 | 21 | 13 | 24 | 19 | 3 | 8 | 2.3 |
| 5 | 44 | 86 | 19 | 13 | 6 | 29 | 8 | 2 | 9 | 2.0 |
| 6 | 30 | 59 | 11 | 5 | 3 | 20 | 14 | 1 | 5 | 2.0 |
| 7 | 39 | 79 | 12 | 13 | 5 | 23 | 16 | 3 | 7 | 2.0 |
| 8 | 42 | 107 | 22 | 14 | 8 | 28 | 17 | 2 | 16 | 2.5 |
| 9 | 50 | 124 | 29 | 14 | 9 | 34 | 25 | 3 | 10 | 2.5 |
| 10 | 39 | 95 | 23 | 17 | 9 | 18 | 13 | 0 | 15 | 2.4 |
| 11 | 25 | 58 | 13 | 10 | 5 | 15 | 6 | 0 | 9 | 2.3 |
| 12 | 30 | 58 | 12 | 3 | 3 | 20 | 8 | 1 | 11 | 1.9 |
| 13 | 30 | 52 | 8 | 2 | 0 | 23 | 10 | 1 | 8 | 1.7 |
| 14 | 30 | 67 | 18 | 3 | 2 | 19 | 15 | 1 | 9 | 2.2 |
| 15 | 33 | 61 | 10 | 6 | 4 | 24 | 9 | 2 | 6 | 1.8 |
| 16 | 40 | 73 | 8 | 5 | 8 | 28 | 15 | 0 | 9 | 1.8 |
| 17 | 36 | 71 | 12 | 8 | 7 | 25 | 12 | 3 | 4 | 2.0 |
| 18 | 30 | 62 | 9 | 6 | 5 | 20 | 15 | 1 | 6 | 2.1 |
| 19 | 42 | 62 | 5 | 4 | 7 | 28 | 5 | 3 | 10 | 1.5 |
| 20 | 36 | 70 | 7 | 6 | 10 | 24 | 11 | 2 | 10 | 1.9 |
| 21 | 42 | 84 | 11 | 5 | 6 | 35 | 16 | 4 | 7 | 2.0 |
| 22 | 29 | 44 | 0 | 3 | 1 | 23 | 10 | 1 | 6 | 1.5 |
| 23 | 36 | 55 | 8 | 2 | 4 | 27 | 8 | 1 | 5 | 1.5 |
| 24 | 35 | 60 | 7 | 0 | 3 | 24 | 18 | 2 | 6 | 1.7 |
| 25 | 39 | 57 | 4 | 4 | 5 | 26 | 9 | 1 | 8 | 1.5 |
| 26 | 40 | 60 | 3 | 4 | 3 | 23 | 13 | 5 | 9 | 1.5 |
| 27 | 47 | 70 | 8 | 2 | 0 | 36 | 8 | 2 | 14 | 1.5 |
| 28 | 51 | 85 | 15 | 5 | 1 | 39 | 13 | 1 | 11 | 1.7 |
| 29 | 41 | 64 | 9 | 8 | 2 | 28 | 9 | 1 | 7 | 1.6 |
| 30 | 38 | 64 | 7 | 2 | 4 | 28 | 15 | 0 | 8 | 1.7 |
| 計 | 1,590 | 2,987 | 535 | 291 | 151 | 1,057 | 551 | 81 | 321 | 1.9 |

(注) 昭和 45~47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日~48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

| 申請人 年度 | 合計 | 個 人 | | | | | | | 法人 |
|-----------|-------|------------|-----|----------|------------|------------|--------------|--------------|-----|
| | | 小 計 (注) | 1 人 | 2～9 人 | 10～49 人 | 50～99 人 | 100～ 999人 | 1,000 人以上 | |
| 昭和 | | | | | | | | | |
| 45～47 | 50 | 44 (16) | 9 | 15 | 9 | 0 | 9 | 2 | 6 |
| 48 | 30 | 28 (12) | 13 | 10 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 49 | 24 | 24 (1) | 4 | 10 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 50 | 21 | 21 (5) | 4 | 11 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 51 | 22 | 20 (2) | 5 | 9 | 4 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 52 | 25 | 24 (5) | 8 | 11 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 |
| 53 | 22 | 20 (0) | 6 | 5 | 5 | 1 | 3 | 0 | 2 |
| 54 | 22 | 22 (1) | 9 | 5 | 1 | 0 | 4 | 3 | 0 |
| 55 | 27 | 24 (1) | 8 | 6 | 4 | 0 | 4 | 2 | 3 |
| 56 | 19 | 19 (3) | 5 | 10 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 57 | 15 | 15 (2) | 4 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 58 | 26 | 26 (0) | 6 | 6 | 8 | 2 | 4 | 0 | 0 |
| 59 | 20 | 19 (2) | 4 | 8 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 60 | 29 | 28 (2) | 9 | 7 | 7 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 61 | 23 | 20 (1) | 1 | 15 | 3 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 62 | 28 | 28 (1) | 8 | 9 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 63 | 26 | 25 (0) | 6 | 11 | 4 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 平成元 | 36 | 35 (0) | 5 | 9 | 9 | 3 | 8 | 1 | 1 |
| 2 | 57 | 57 (0) | 9 | 14 | 15 | 7 | 11 | 1 | 0 |
| 3 | 43 | 42 (0) | 6 | 19 | 5 | 2 | 8 | 2 | 1 |
| 4 | 51 | 50 (0) | 11 | 20 | 6 | 3 | 7 | 3 | 1 |
| 5 | 44 | 43 (1) | 10 | 17 | 9 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| 6 | 30 | 30 (0) | 7 | 10 | 6 | 1 | 5 | 1 | 0 |
| 7 | 39 | 36 (2) | 11 | 16 | 4 | 1 | 4 | 0 | 3 |
| 8 | 42 | 41 (0) | 10 | 16 | 9 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 9 | 50 | 46 (3) | 9 | 16 | 15 | 2 | 3 | 1 | 4 |
| 10 | 39 | 38 (1) | 9 | 9 | 5 | 1 | 11 | 3 | 1 |
| 11 | 25 | 22 (2) | 5 | 9 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 12 | 30 | 25 (3) | 11 | 9 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 13 | 30 | 28 (2) | 10 | 11 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 |
| 14 | 30 | 27 (2) | 6 | 8 | 2 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| 15 | 33 | 31 (2) | 12 | 11 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 16 | 40 | 36 (2) | 18 | 11 | 5 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| 17 | 36 | 31 (2) | 12 | 9 | 3 | 2 | 5 | 0 | 5 |
| 18 | 30 | 27 (0) | 14 | 6 | 3 | 1 | 3 | 0 | 3 |
| 19 | 42 | 33 (1) | 15 | 11 | 5 | 0 | 2 | 0 | 9 |
| 20 | 36 | 33 (2) | 12 | 11 | 7 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 21 | 42 | 38 (2) | 20 | 10 | 6 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 22 | 29 | 28 (1) | 16 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 23 | 36 | 29 (0) | 15 | 9 | 1 | 2 | 2 | 0 | 7 |
| 24 | 35 | 32 (3) | 19 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 25 | 39 | 35 (2) | 23 | 9 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 26 | 40 | 35 (4) | 24 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 27 | 47 | 47 (0) | 21 | 25 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 28 | 51 | 44 (4) | 31 | 10 | 2 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 29 | 41 | 40 (0) | 21 | 13 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 |
| 30 | 38 | 35 (0) | 21 | 11 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 計 | 1,590 | 1,481 (95) | 522 | 514 | 210 | 59 | 142 | 34 | 109 |

(注) 1 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表 1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

| 被害の種類 年度 | 件数 | 被害の種類 | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----|-----|----|----|---------|----|
| | | 重複集計 | 健康 | 財産 | 動物 | 植物 | 感覚的・心理的 | 不明 |
| 昭和 | | | | | | | | |
| 45～47 | 50 | 79 | 14 | 28 | 12 | 9 | 15 | 1 |
| 48 | 30 | 39 | 3 | 14 | 4 | 2 | 16 | 0 |
| 49 | 24 | 29 | 19 | 4 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| 50 | 21 | 24 | 11 | 4 | 1 | 5 | 3 | 0 |
| 51 | 22 | 27 | 3 | 8 | 0 | 2 | 14 | 0 |
| 52 | 25 | 34 | 12 | 7 | 1 | 3 | 11 | 0 |
| 53 | 22 | 28 | 9 | 6 | 1 | 0 | 12 | 0 |
| 54 | 22 | 28 | 9 | 8 | 0 | 0 | 11 | 0 |
| 55 | 27 | 37 | 9 | 10 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| 56 | 19 | 23 | 4 | 9 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| 57 | 15 | 18 | 1 | 5 | 0 | 1 | 11 | 0 |
| 58 | 26 | 33 | 1 | 7 | 0 | 0 | 25 | 0 |
| 59 | 20 | 26 | 2 | 8 | 0 | 0 | 16 | 0 |
| 60 | 29 | 40 | 8 | 14 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| 61 | 23 | 30 | 3 | 8 | 0 | 0 | 19 | 0 |
| 62 | 28 | 33 | 1 | 5 | 0 | 0 | 27 | 0 |
| 63 | 26 | 35 | 4 | 10 | 0 | 0 | 21 | 0 |
| 平成元 | 36 | 40 | 0 | 5 | 0 | 0 | 35 | 0 |
| 2 | 57 | 65 | 2 | 8 | 0 | 0 | 55 | 0 |
| 3 | 43 | 47 | 7 | 9 | 0 | 1 | 30 | 0 |
| 4 | 51 | 64 | 7 | 11 | 0 | 0 | 46 | 0 |
| 5 | 44 | 47 | 5 | 7 | 0 | 0 | 35 | 0 |
| 6 | 30 | 37 | 14 | 3 | 0 | 0 | 20 | 0 |
| 7 | 39 | 55 | 19 | 11 | 1 | 1 | 23 | 0 |
| 8 | 42 | 60 | 18 | 7 | 2 | 0 | 31 | 2 |
| 9 | 50 | 74 | 27 | 14 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 10 | 39 | 71 | 27 | 11 | 4 | 5 | 24 | 0 |
| 11 | 25 | 40 | 15 | 6 | 1 | 2 | 16 | 0 |
| 12 | 30 | 47 | 19 | 12 | 0 | 2 | 14 | 0 |
| 13 | 30 | 56 | 20 | 8 | 0 | 0 | 26 | 2 |
| 14 | 30 | 67 | 25 | 12 | 1 | 1 | 28 | 0 |
| 15 | 33 | 61 | 17 | 12 | 1 | 0 | 31 | 0 |
| 16 | 40 | 68 | 21 | 11 | 1 | 3 | 32 | 0 |
| 17 | 36 | 61 | 21 | 8 | 3 | 1 | 28 | 0 |
| 18 | 30 | 48 | 15 | 10 | 0 | 0 | 23 | 0 |
| 19 | 42 | 66 | 24 | 11 | 0 | 2 | 29 | 0 |
| 20 | 36 | 50 | 19 | 8 | 0 | 0 | 23 | 0 |
| 21 | 42 | 62 | 14 | 10 | 1 | 1 | 36 | 0 |
| 22 | 29 | 46 | 18 | 8 | 2 | 0 | 18 | 0 |
| 23 | 36 | 60 | 28 | 8 | 0 | 0 | 24 | 0 |
| 24 | 35 | 60 | 23 | 17 | 0 | 0 | 20 | 0 |
| 25 | 39 | 64 | 30 | 11 | 0 | 0 | 22 | 1 |
| 26 | 40 | 55 | 22 | 15 | 1 | 0 | 15 | 2 |
| 27 | 47 | 56 | 22 | 10 | 0 | 0 | 24 | 0 |
| 28 | 51 | 66 | 24 | 11 | 0 | 0 | 31 | 0 |
| 29 | 41 | 53 | 29 | 11 | 0 | 0 | 13 | 0 |
| 30 | 38 | 52 | 19 | 8 | 0 | 1 | 24 | 0 |
| 計 | 1,590 | 2,261 | 664 | 448 | 37 | 45 | 1,059 | 8 |

(注) 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

| 種別 年度 | 合 計 | おそれ事件 | おそれ事件 以外の事件 | おそれ事件 の割合(%) |
|----------|-------|-------|----------------|-----------------|
| 昭和 | | | | |
| 45・46 | 17 | 1 | 16 | 5.9 |
| 47 | 20 | 2 | 18 | 10.0 |
| 48 | 23 | 0 | 23 | 0.0 |
| 49 | 19 | 1 | 18 | 5.3 |
| 50 | 18 | 5 | 13 | 27.8 |
| 51 | 19 | 4 | 15 | 21.1 |
| 52 | 24 | 4 | 20 | 16.7 |
| 53 | 20 | 7 | 13 | 35.0 |
| 54 | 21 | 11 | 10 | 52.4 |
| 55 | 27 | 5 | 22 | 18.5 |
| 56 | 18 | 2 | 16 | 11.1 |
| 57 | 15 | 3 | 12 | 20.0 |
| 58 | 26 | 10 | 16 | 38.5 |
| 59 | 19 | 7 | 12 | 36.8 |
| 60 | 29 | 8 | 21 | 27.6 |
| 61 | 23 | 10 | 13 | 43.5 |
| 62 | 28 | 7 | 21 | 25.0 |
| 63 | 25 | 10 | 15 | 40.0 |
| 平成元 | 36 | 7 | 29 | 19.4 |
| 2 | 57 | 36 | 21 | 63.2 |
| 3 | 43 | 28 | 15 | 65.1 |
| 4 | 51 | 20 | 31 | 39.2 |
| 5 | 44 | 14 | 30 | 31.8 |
| 6 | 30 | 12 | 18 | 40.0 |
| 7 | 39 | 18 | 21 | 46.2 |
| 8 | 42 | 15 | 27 | 35.7 |
| 9 | 49 | 12 | 37 | 24.5 |
| 10 | 38 | 14 | 24 | 36.8 |
| 11 | 25 | 5 | 20 | 20.0 |
| 12 | 30 | 6 | 24 | 20.0 |
| 13 | 30 | 5 | 25 | 16.7 |
| 14 | 30 | 10 | 20 | 33.3 |
| 15 | 33 | 8 | 25 | 24.2 |
| 16 | 40 | 13 | 27 | 32.5 |
| 17 | 36 | 14 | 22 | 38.9 |
| 18 | 30 | 5 | 25 | 16.7 |
| 19 | 42 | 8 | 34 | 19.0 |
| 20 | 36 | 13 | 23 | 36.1 |
| 21 | 42 | 14 | 28 | 33.3 |
| 22 | 29 | 4 | 25 | 13.8 |
| 23 | 36 | 6 | 30 | 16.7 |
| 24 | 35 | 1 | 34 | 2.9 |
| 25 | 39 | 6 | 33 | 15.4 |
| 26 | 39 | 6 | 33 | 15.4 |
| 27 | 47 | 5 | 42 | 10.6 |
| 28 | 51 | 4 | 47 | 7.8 |
| 29 | 41 | 10 | 31 | 24.4 |
| 30 | 38 | 4 | 34 | 10.5 |
| 計 | 1,549 | 420 | 1,129 | 27.1 |

（注）昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

表 1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

| 発生源 年度 | 合 計 | 民 間 企 業 | 国、地方公共 体、公 団 等 | 民間企業と国、 地方公共団体、 公 団 等 | そ の 他 |
|-----------|-------|---------|-------------------|-----------------------------|-------|
| 昭和 | | | | | |
| 45～47 | 50 | 36 | 13 | 1 | 0 |
| 48 | 30 | 27 | 2 | 0 | 1 |
| 49 | 24 | 19 | 5 | 0 | 0 |
| 50 | 21 | 16 | 5 | 0 | 0 |
| 51 | 22 | 15 | 4 | 2 | 1 |
| 52 | 25 | 18 | 6 | 1 | 0 |
| 53 | 22 | 14 | 7 | 0 | 1 |
| 54 | 22 | 14 | 8 | 0 | 0 |
| 55 | 27 | 16 | 10 | 0 | 1 |
| 56 | 19 | 12 | 6 | 0 | 1 |
| 57 | 15 | 11 | 1 | 0 | 3 |
| 58 | 26 | 12 | 10 | 1 | 3 |
| 59 | 20 | 12 | 5 | 2 | 1 |
| 60 | 29 | 20 | 6 | 1 | 2 |
| 61 | 23 | 17 | 1 | 4 | 1 |
| 62 | 28 | 17 | 4 | 3 | 4 |
| 63 | 26 | 13 | 9 | 1 | 3 |
| 平成元 | 36 | 21 | 9 | 5 | 1 |
| 2 | 57 | 24 | 16 | 14 | 3 |
| 3 | 43 | 27 | 7 | 5 | 4 |
| 4 | 51 | 35 | 5 | 9 | 2 |
| 5 | 44 | 29 | 8 | 3 | 4 |
| 6 | 30 | 15 | 9 | 0 | 6 |
| 7 | 39 | 18 | 9 | 5 | 7 |
| 8 | 42 | 17 | 17 | 4 | 4 |
| 9 | 50 | 17 | 23 | 4 | 6 |
| 10 | 39 | 15 | 13 | 8 | 3 |
| 11 | 25 | 15 | 3 | 3 | 4 |
| 12 | 30 | 19 | 6 | 2 | 3 |
| 13 | 30 | 18 | 5 | 2 | 5 |
| 14 | 30 | 18 | 7 | 3 | 2 |
| 15 | 33 | 15 | 9 | 5 | 4 |
| 16 | 40 | 21 | 8 | 5 | 6 |
| 17 | 36 | 18 | 11 | 3 | 4 |
| 18 | 30 | 23 | 1 | 4 | 2 |
| 19 | 42 | 28 | 4 | 6 | 4 |
| 20 | 36 | 24 | 2 | 2 | 8 |
| 21 | 42 | 25 | 5 | 2 | 10 |
| 22 | 29 | 21 | 5 | 0 | 3 |
| 23 | 36 | 20 | 8 | 2 | 6 |
| 24 | 35 | 20 | 4 | 4 | 7 |
| 25 | 39 | 23 | 10 | 3 | 3 |
| 26 | 40 | 19 | 5 | 3 | 13 |
| 27 | 47 | 33 | 4 | 1 | 9 |
| 28 | 51 | 30 | 7 | 4 | 10 |
| 29 | 41 | 26 | 3 | 4 | 8 |
| 30 | 38 | 30 | 3 | 0 | 5 |
| 計 | 1,590 | 953 | 328 | 131 | 178 |

(注) 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

| 事業活動の種類 年度 | 合計 | 製造・加工 | 建築・土木 | 廃棄物・下水等処理 | 交通・運輸 | 畜産 | 製錬・採石 | その他 |
|---------------|-------|-------|-------|-----------|-------|----|-------|-----|
| 昭和 | | | | | | | | |
| 45～47 | 50 | 25 | 11 | 0 | 6 | 2 | 2 | 4 |
| 48 | 30 | 18 | 5 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 49 | 24 | 15 | 5 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 50 | 21 | 5 | 9 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 51 | 22 | 9 | 7 | 1 | 3 | 0 | 0 | 2 |
| 52 | 25 | 10 | 9 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 |
| 53 | 22 | 5 | 8 | 2 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 54 | 22 | 8 | 4 | 1 | 8 | 0 | 0 | 1 |
| 55 | 27 | 9 | 5 | 3 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 56 | 19 | 5 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 57 | 15 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 58 | 26 | 7 | 6 | 4 | 0 | 4 | 0 | 5 |
| 59 | 20 | 7 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 | 3 |
| 60 | 29 | 9 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 10 |
| 61 | 23 | 8 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 11 |
| 62 | 28 | 6 | 2 | 2 | 8 | 1 | 0 | 9 |
| 63 | 26 | 2 | 5 | 4 | 5 | 0 | 0 | 10 |
| 平成元 | 36 | 7 | 4 | 5 | 5 | 1 | 1 | 13 |
| 2 | 57 | 5 | 7 | 0 | 13 | 1 | 1 | 30 |
| 3 | 43 | 6 | 2 | 4 | 7 | 0 | 1 | 23 |
| 4 | 51 | 10 | 1 | 7 | 7 | 1 | 2 | 23 |
| 5 | 44 | 10 | 1 | 9 | 2 | 1 | 0 | 21 |
| 6 | 30 | 7 | 4 | 7 | 2 | 1 | 0 | 9 |
| 7 | 39 | 6 | 5 | 10 | 2 | 0 | 0 | 16 |
| 8 | 42 | 7 | 4 | 13 | 5 | 0 | 1 | 12 |
| 9 | 50 | 6 | 4 | 11 | 12 | 2 | 2 | 13 |
| 10 | 39 | 4 | 3 | 22 | 5 | 0 | 2 | 3 |
| 11 | 25 | 5 | 0 | 7 | 4 | 1 | 0 | 8 |
| 12 | 30 | 11 | 1 | 7 | 4 | 0 | 0 | 7 |
| 13 | 30 | 12 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 10 |
| 14 | 30 | 12 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 5 |
| 15 | 33 | 9 | 3 | 4 | 7 | 3 | 0 | 7 |
| 16 | 40 | 14 | 8 | 1 | 6 | 0 | 0 | 11 |
| 17 | 36 | 6 | 3 | 9 | 7 | 1 | 1 | 9 |
| 18 | 30 | 14 | 0 | 3 | 9 | 0 | 0 | 4 |
| 19 | 42 | 16 | 4 | 4 | 6 | 1 | 1 | 10 |
| 20 | 36 | 7 | 7 | 1 | 2 | 2 | 1 | 16 |
| 21 | 42 | 8 | 7 | 4 | 7 | 2 | 0 | 14 |
| 22 | 29 | 6 | 1 | 1 | 6 | 2 | 0 | 13 |
| 23 | 36 | 7 | 3 | 2 | 4 | 2 | 0 | 18 |
| 24 | 35 | 9 | 7 | 0 | 2 | 1 | 0 | 16 |
| 25 | 39 | 10 | 6 | 4 | 3 | 1 | 1 | 14 |
| 26 | 40 | 7 | 11 | 5 | 4 | 1 | 1 | 11 |
| 27 | 47 | 19 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| 28 | 51 | 15 | 4 | 3 | 2 | 0 | 1 | 26 |
| 29 | 41 | 8 | 5 | 5 | 1 | 1 | 0 | 21 |
| 30 | 38 | 16 | 5 | 2 | 4 | 0 | 1 | 10 |
| 計 | 1,590 | 434 | 211 | 178 | 204 | 38 | 28 | 497 |

(注) 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数
(あっせん、調停)

(単位：件)

| 請求 事項 年度 | 合計 | 金銭 支払 | 金銭支 払及び 発生源 対策 ① | 発生源 対策 ② | その他 (注) | 発生源対策の主な請求内容別件数 | | | | | |
|--------------------|-------|----------|------------------------------|----------------|------------|-----------------|-----------------|---|------------------------|--------------------------------|-----|
| | | | | | | 合計 ①+② | 操業停 止・移 転 | 操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善 | 施設・ 作業方 法の改 善 | 道路等 の建設 (計画) の差止 め | その他 |
| 昭和 | | | | | | | | | | | |
| 45～47 | 48 | 27 | 12 | 9 | 0 | 21 | 7 | 5 | 7 | 2 | 0 |
| 48 | 29 | 12 | 6 | 10 | 1 | 16 | 6 | 2 | 8 | 0 | 0 |
| 49 | 23 | 6 | 7 | 9 | 1 | 16 | 7 | 2 | 6 | 1 | 0 |
| 50 | 21 | 8 | 4 | 8 | 1 | 12 | 2 | 1 | 7 | 2 | 0 |
| 51 | 22 | 5 | 6 | 11 | 0 | 17 | 5 | 3 | 6 | 3 | 0 |
| 52 | 25 | 5 | 7 | 13 | 0 | 20 | 5 | 1 | 11 | 3 | 0 |
| 53 | 22 | 0 | 9 | 13 | 0 | 22 | 2 | 1 | 12 | 7 | 0 |
| 54 | 22 | 2 | 4 | 15 | 1 | 19 | 0 | 2 | 8 | 9 | 0 |
| 55 | 27 | 4 | 6 | 15 | 2 | 21 | 4 | 5 | 7 | 5 | 0 |
| 56 | 19 | 6 | 2 | 8 | 3 | 10 | 3 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 57 | 15 | 1 | 4 | 10 | 0 | 14 | 3 | 3 | 7 | 1 | 0 |
| 58 | 26 | 1 | 4 | 20 | 1 | 24 | 4 | 1 | 10 | 9 | 0 |
| 59 | 20 | 3 | 5 | 11 | 1 | 16 | 1 | 2 | 8 | 0 | 5 |
| 60 | 29 | 2 | 6 | 21 | 0 | 27 | 2 | 3 | 14 | 1 | 7 |
| 61 | 23 | 0 | 6 | 16 | 1 | 22 | 4 | 3 | 5 | 3 | 7 |
| 62 | 28 | 0 | 7 | 21 | 0 | 28 | 0 | 5 | 6 | 3 | 14 |
| 63 | 26 | 4 | 7 | 15 | 0 | 22 | 1 | 1 | 4 | 6 | 10 |
| 平成元 | 36 | 0 | 6 | 29 | 1 | 35 | 2 | 0 | 9 | 13 | 11 |
| 2 | 57 | 1 | 8 | 47 | 1 | 55 | 3 | 2 | 7 | 28 | 15 |
| 3 | 43 | 2 | 7 | 33 | 1 | 40 | 1 | 5 | 14 | 12 | 8 |
| 4 | 51 | 4 | 8 | 37 | 2 | 45 | 3 | 4 | 19 | 13 | 6 |
| 5 | 44 | 2 | 11 | 30 | 1 | 41 | 0 | 10 | 28 | 2 | 1 |
| 6 | 30 | 1 | 6 | 23 | 0 | 29 | 1 | 7 | 15 | 4 | 2 |
| 7 | 39 | 1 | 7 | 30 | 1 | 37 | 5 | 4 | 17 | 7 | 4 |
| 8 | 42 | 1 | 6 | 31 | 4 | 37 | 3 | 7 | 14 | 12 | 1 |
| 9 | 50 | 3 | 10 | 34 | 3 | 44 | 1 | 9 | 17 | 15 | 2 |
| 10 | 39 | 4 | 9 | 26 | 0 | 35 | 4 | 1 | 15 | 14 | 1 |
| 11 | 25 | 0 | 7 | 14 | 4 | 21 | 2 | 1 | 15 | 3 | 0 |
| 12 | 30 | 1 | 6 | 17 | 6 | 23 | 1 | 2 | 13 | 4 | 3 |
| 13 | 30 | 0 | 11 | 18 | 1 | 29 | 3 | 3 | 18 | 4 | 1 |
| 14 | 30 | 0 | 5 | 25 | 0 | 30 | 1 | 2 | 15 | 9 | 3 |
| 15 | 33 | 2 | 8 | 22 | 1 | 30 | 3 | 1 | 22 | 3 | 1 |
| 16 | 40 | 0 | 11 | 27 | 2 | 38 | 2 | 3 | 22 | 9 | 2 |
| 17 | 36 | 3 | 7 | 25 | 1 | 32 | 3 | 2 | 20 | 5 | 2 |
| 18 | 30 | 2 | 6 | 21 | 1 | 27 | 3 | 0 | 20 | 2 | 2 |
| 19 | 42 | 5 | 11 | 26 | 0 | 37 | 5 | 3 | 23 | 1 | 5 |
| 20 | 36 | 5 | 6 | 19 | 6 | 25 | 2 | 8 | 9 | 4 | 2 |
| 21 | 42 | 1 | 9 | 31 | 1 | 40 | 3 | 7 | 21 | 6 | 3 |
| 22 | 29 | 0 | 8 | 19 | 2 | 27 | 3 | 6 | 16 | 2 | 0 |
| 23 | 36 | 5 | 8 | 23 | 0 | 31 | 1 | 0 | 26 | 4 | 0 |
| 24 | 35 | 7 | 9 | 18 | 1 | 27 | 2 | 7 | 14 | 1 | 3 |
| 25 | 39 | 4 | 7 | 26 | 2 | 33 | 3 | 4 | 21 | 5 | 0 |
| 26 | 40 | 3 | 14 | 21 | 2 | 35 | 4 | 1 | 22 | 6 | 2 |
| 27 | 47 | 1 | 8 | 36 | 2 | 44 | 1 | 2 | 37 | 4 | 0 |
| 28 | 51 | 1 | 14 | 35 | 1 | 49 | 4 | 7 | 33 | 2 | 3 |
| 29 | 41 | 0 | 12 | 29 | 0 | 41 | 3 | 2 | 27 | 5 | 4 |
| 30 | 38 | 4 | 7 | 25 | 2 | 32 | 1 | 3 | 24 | 2 | 2 |
| 計 | 1,586 | 149 | 354 | 1,022 | 61 | 1,376 | 129 | 154 | 703 | 257 | 133 |

(注) 1 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

第2節 公害紛争の処理状況

(1) 終結区分別件数

平成30年度中に審査会等において終結した事件43件について、その終結区分をみると、調停が成立したものが9件、調停を打ち切ったものが27件、調停申請を取り下げたものが7件となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

平成30年度中に成立した調停事件について、どのような内容で合意したかをみると、発生源対策を行うことで合意したものが7件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが2件となっている。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳をみると、施設・作業方法の改善が8件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が1件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成30年度中に終結した調停事件43件について、申請受付から終結までの期間をみると、3か月以内に終結したものが4件、3か月を超え6か月以内に終結したものが10件、6か月を超え1年以内に終結したものが17件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが8件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが2件、2年を超えているものが2件となっており、9割以上が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.0か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成30年度中に終結した調停事件43件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数をみると、4回以下のものが36件、5回から10回のが5件、11回以上のものが2件となっており、1事件当たり平均3.3回となっている。

平成30年度中に成立した調停事件9件について、期日の開催回数をみると、4回以下のものが5件、5回から10回のが2件、11回以上のものが2件となっており、1事件当たり平均6.0回となっている。

平成30年度中に打ち切りとなった調停事件27件について、期日の開催回数をみると、4回以下のものが26件、5回から10回のが1件となっており、1事件当たり平均2.7回となっている（表1-3-12）。

表 1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数
(あっせん、調停)

(単位：件)

| 合意事項 年度 | 合 計 | 金銭支払 | 金銭支払及び 発生源 対 策 ① | 発生源 対 策 ② | その他 (注) | 発生源対策の合意内容別件数 | | | |
|------------|-----|------|---------------------------|-----------------|------------|---------------|-----------------|---|--|
| | | | | | | 合 計 ①+② | 操業停 止・移 転 | 操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善 | 施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変 更 |
| 昭和 | | | | | | | | | |
| 45～47 | 18 | 7 | 4 | 7 | 0 | 11 | 2 | 2 | 7 |
| 48 | 19 | 11 | 3 | 5 | 0 | 8 | 1 | 2 | 5 |
| 49 | 22 | 9 | 1 | 9 | 3 | 10 | 2 | 2 | 6 |
| 50 | 9 | 5 | 3 | 1 | 0 | 4 | 1 | 0 | 3 |
| 51 | 12 | 3 | 3 | 6 | 0 | 9 | 1 | 2 | 6 |
| 52 | 12 | 4 | 2 | 6 | 0 | 8 | 1 | 1 | 6 |
| 53 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1 | 9 | 3 | 0 | 6 |
| 54 | 12 | 1 | 3 | 8 | 0 | 11 | 1 | 0 | 10 |
| 55 | 13 | 2 | 2 | 8 | 1 | 10 | 1 | 0 | 9 |
| 56 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 2 |
| 57 | 13 | 5 | 0 | 8 | 0 | 8 | 2 | 0 | 6 |
| 58 | 12 | 0 | 0 | 12 | 0 | 12 | 0 | 1 | 11 |
| 59 | 14 | 2 | 4 | 8 | 0 | 12 | 4 | 0 | 8 |
| 60 | 11 | 1 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 | 1 | 9 |
| 61 | 18 | 0 | 4 | 14 | 0 | 18 | 3 | 7 | 8 |
| 62 | 15 | 0 | 3 | 12 | 0 | 15 | 2 | 0 | 13 |
| 63 | 11 | 1 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 | 2 | 8 |
| 平成元 | 13 | 3 | 2 | 8 | 0 | 10 | 1 | 1 | 8 |
| 2 | 9 | 2 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 3 | 15 | 0 | 1 | 14 | 0 | 15 | 0 | 2 | 13 |
| 4 | 7 | 0 | 2 | 5 | 0 | 7 | 1 | 1 | 5 |
| 5 | 24 | 5 | 7 | 12 | 0 | 19 | 1 | 3 | 15 |
| 6 | 16 | 0 | 1 | 15 | 0 | 16 | 0 | 2 | 14 |
| 7 | 16 | 0 | 0 | 14 | 2 | 14 | 2 | 0 | 12 |
| 8 | 9 | 0 | 1 | 6 | 2 | 7 | 0 | 3 | 4 |
| 9 | 14 | 1 | 1 | 12 | 0 | 13 | 1 | 2 | 10 |
| 10 | 22 | 4 | 0 | 7 | 11 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 11 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 2 | 0 | 8 |
| 12 | 13 | 1 | 2 | 7 | 3 | 9 | 0 | 2 | 7 |
| 13 | 9 | 0 | 3 | 5 | 1 | 8 | 1 | 0 | 7 |
| 14 | 15 | 2 | 3 | 10 | 0 | 13 | 4 | 0 | 9 |
| 15 | 15 | 0 | 2 | 13 | 0 | 15 | 0 | 0 | 15 |
| 16 | 18 | 0 | 2 | 16 | 0 | 18 | 0 | 0 | 18 |
| 17 | 11 | 0 | 3 | 8 | 0 | 11 | 4 | 0 | 7 |
| 18 | 13 | 2 | 0 | 11 | 0 | 11 | 1 | 0 | 10 |
| 19 | 11 | 0 | 2 | 9 | 0 | 11 | 1 | 0 | 10 |
| 20 | 15 | 4 | 2 | 9 | 0 | 11 | 0 | 0 | 11 |
| 21 | 23 | 4 | 1 | 10 | 8 | 11 | 2 | 1 | 8 |
| 22 | 8 | 0 | 2 | 6 | 0 | 8 | 0 | 1 | 7 |
| 23 | 13 | 1 | 1 | 10 | 1 | 11 | 3 | 1 | 7 |
| 24 | 11 | 0 | 3 | 8 | 0 | 11 | 0 | 0 | 11 |
| 25 | 4 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 26 | 13 | 0 | 0 | 13 | 0 | 13 | 2 | 1 | 10 |
| 27 | 16 | 2 | 1 | 13 | 0 | 14 | 0 | 1 | 13 |
| 28 | 20 | 1 | 2 | 13 | 4 | 15 | 1 | 1 | 13 |
| 29 | 16 | 0 | 2 | 14 | 0 | 16 | 2 | 0 | 14 |
| 30 | 9 | 0 | 2 | 7 | 0 | 9 | 0 | 1 | 8 |
| 計 | 634 | 85 | 81 | 430 | 38 | 511 | 54 | 46 | 411 |

(注) 1 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別最終結件数

(単位：件)

| 処理期間 年度 | 合計 | 3 か月 以 内 | 3 か月超 6 か月 以 内 | 6 か月超 1 年以内 | 1 年超 1 年 6 か 月 以 内 | 1 年 6 か 月 超 2 年以内 | 2 年を 超 える | 平均 処理期間 か月 |
|------------|-------|-------------|----------------------|----------------|--------------------------|-------------------------|--------------|------------------|
| 昭和 | | | | | | | | |
| 45～47 | 29 | 10 | 8 | 6 | 4 | 1 | 0 | 6.7 |
| 48 | 28 | 4 | 5 | 14 | 5 | 0 | 0 | 7.5 |
| 49 | 27 | 2 | 3 | 11 | 9 | 2 | 0 | 8.4 |
| 50 | 22 | 6 | 4 | 8 | 3 | 1 | 0 | 8.3 |
| 51 | 21 | 5 | 5 | 8 | 1 | 2 | 0 | 8.3 |
| 52 | 15 | 2 | 4 | 6 | 2 | 1 | 0 | 8.2 |
| 53 | 21 | 3 | 5 | 6 | 6 | 0 | 1 | 10.4 |
| 54 | 24 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 16.3 |
| 55 | 22 | 2 | 2 | 10 | 2 | 1 | 5 | 14.8 |
| 56 | 21 | 2 | 3 | 6 | 4 | 1 | 5 | 14.9 |
| 57 | 23 | 0 | 8 | 6 | 3 | 2 | 4 | 15.1 |
| 58 | 19 | 3 | 4 | 4 | 2 | 1 | 5 | 18.7 |
| 59 | 24 | 2 | 5 | 7 | 4 | 2 | 4 | 15.0 |
| 60 | 21 | 2 | 5 | 5 | 2 | 2 | 5 | 14.1 |
| 61 | 26 | 2 | 4 | 9 | 5 | 1 | 5 | 16.4 |
| 62 | 28 | 2 | 5 | 12 | 4 | 1 | 4 | 12.6 |
| 63 | 22 | 0 | 3 | 11 | 2 | 2 | 4 | 16.2 |
| 平成元 | 25 | 0 | 3 | 11 | 7 | 2 | 2 | 13.4 |
| 2 | 40 | 5 | 3 | 10 | 12 | 4 | 6 | 23.1 |
| 3 | 43 | 1 | 7 | 13 | 14 | 6 | 2 | 12.2 |
| 4 | 36 | 3 | 2 | 11 | 6 | 4 | 10 | 20.9 |
| 5 | 53 | 1 | 7 | 15 | 9 | 7 | 14 | 24.9 |
| 6 | 52 | 3 | 8 | 7 | 11 | 6 | 17 | 21.3 |
| 7 | 41 | 4 | 5 | 5 | 13 | 4 | 10 | 20.2 |
| 8 | 36 | 2 | 2 | 18 | 7 | 1 | 6 | 13.7 |
| 9 | 40 | 4 | 5 | 11 | 11 | 3 | 6 | 15.8 |
| 10 | 45 | 2 | 8 | 12 | 5 | 8 | 10 | 21.3 |
| 11 | 36 | 3 | 1 | 10 | 5 | 7 | 10 | 17.5 |
| 12 | 35 | 2 | 3 | 8 | 10 | 6 | 6 | 19.7 |
| 13 | 28 | 2 | 7 | 11 | 5 | 0 | 3 | 11.9 |
| 14 | 35 | 4 | 3 | 5 | 9 | 3 | 11 | 28.7 |
| 15 | 34 | 2 | 8 | 8 | 11 | 2 | 3 | 13.5 |
| 16 | 45 | 9 | 6 | 10 | 7 | 1 | 12 | 22.6 |
| 17 | 31 | 4 | 6 | 11 | 3 | 1 | 6 | 12.3 |
| 18 | 35 | 7 | 5 | 9 | 9 | 2 | 3 | 11.5 |
| 19 | 39 | 2 | 8 | 10 | 10 | 1 | 8 | 14.5 |
| 20 | 39 | 3 | 6 | 14 | 12 | 3 | 1 | 10.6 |
| 21 | 48 | 7 | 8 | 23 | 4 | 2 | 4 | 9.7 |
| 22 | 35 | 3 | 7 | 16 | 2 | 2 | 5 | 13.7 |
| 23 | 34 | 4 | 6 | 11 | 7 | 3 | 3 | 17.7 |
| 24 | 37 | 6 | 8 | 11 | 6 | 2 | 4 | 18.9 |
| 25 | 30 | 2 | 7 | 14 | 2 | 2 | 3 | 10.6 |
| 26 | 42 | 3 | 9 | 15 | 7 | 4 | 4 | 11.7 |
| 27 | 43 | 3 | 6 | 19 | 5 | 3 | 7 | 15.4 |
| 28 | 56 | 6 | 13 | 27 | 3 | 4 | 3 | 9.9 |
| 29 | 43 | 3 | 9 | 17 | 10 | 2 | 2 | 10.2 |
| 30 | 43 | 4 | 10 | 17 | 8 | 2 | 2 | 10.3 |
| 計 | 1,572 | 155 | 263 | 511 | 292 | 121 | 230 | 15.0 |

(注) 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1 - 3 - 12 平成30年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数 (調停)

(単位：件)

| 期日開催 回数 区分 | | 0 | 1～2 | 3～4 | 5～6 | 7～8 | 9～10 | 11～ | 平均 (回) |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----------|
| | | 終 結 | 43 | 6 | 14 | 16 | 4 | 1 | 0 |
| 成 立 | 9 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6.0 |
| 打切り | 27 | 2 | 11 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2.7 |
| 取下げ | 7 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2.0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |

第4章 地方公共団体における公害苦情の処理

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

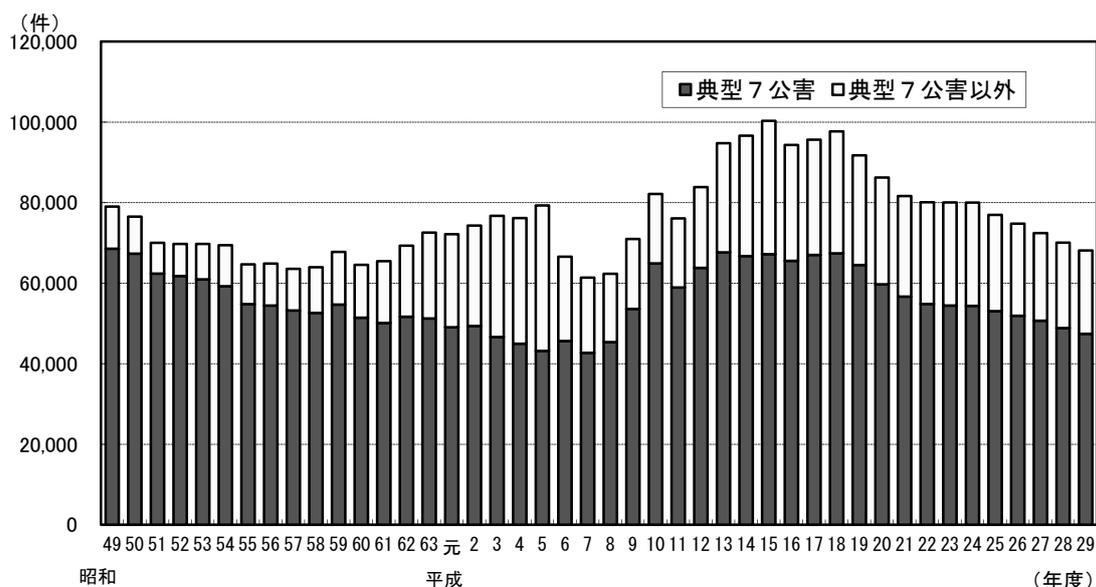
第1節 公害苦情の受付状況

1 全国の公害苦情受付件数

平成29年度に新規に受け付けた公害苦情件数は68,115件で、前年度(平成28年度)に比べ1,932件(対前年度比2.8%)減少している。

最近の推移をみると、平成15年度には調査開始(昭和41年度)以来初めて10万件を上回った後、16年度は一旦減少し、17年度、18年度と続けて増加したが、19年度以降は11年続けて減少している(図1-4-1、表1-4-1)。

図1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移



注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

表1-4-1 全国の公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | 公害苦情受付 件数 | 対前年度増減数 | 対前年度増減率 (%) | 公害苦情受付 指数 (昭和45年度=100) |
|--------|--------------|---------|----------------|------------------------------|
| 昭和49年度 | 79,015 | -7,762 | -8.9 | 124.6 |
| 50 | 76,531 | -2,484 | -3.1 | 120.6 |
| 51 | 70,033 | -6,498 | -8.5 | 110.4 |
| 52 | 69,729 | -304 | -0.4 | 109.9 |
| 53 | 69,730 | 1 | 0.0 | 109.9 |
| 54 | 69,421 | -309 | -0.4 | 109.4 |
| 55 | 64,690 | -4,731 | -6.8 | 102.0 |
| 56 | 64,883 | 193 | 0.3 | 102.3 |
| 57 | 63,559 | -1,324 | -2.0 | 100.2 |
| 58 | 63,976 | 417 | 0.7 | 100.9 |
| 59 | 67,754 | 3,778 | 5.9 | 106.8 |
| 60 | 64,550 | -3,204 | -4.7 | 101.8 |
| 61 | 65,467 | 917 | 1.4 | 103.2 |
| 62 | 69,313 | 3,846 | 5.9 | 109.3 |
| 63 | 72,565 | 3,252 | 4.7 | 114.4 |
| 平成元年度 | 72,159 | -406 | -0.6 | 113.8 |
| 2 | 74,294 | 2,135 | 3.0 | 117.1 |
| 3 | 76,713 | 2,419 | 3.3 | 120.9 |
| 4 | 76,186 | -527 | -0.7 | 120.1 |
| 5 | 79,317 | 3,131 | 4.1 | 125.0 |
| 6 | 66,556 | -12,761 | -16.1 | 104.9 |
| 7 | 61,364 | -5,192 | -7.8 | 96.7 |
| 8 | 62,315 | 951 | 1.5 | 98.2 |
| 9 | 70,975 | 8,660 | 13.9 | 111.9 |
| 10 | 82,138 | 11,163 | 15.7 | 129.5 |
| 11 | 76,080 | -6,058 | -7.4 | 119.9 |
| 12 | 83,881 | 7,801 | 10.3 | 132.2 |
| 13 | 94,767 | 10,886 | 13.0 | 149.4 |
| 14 | 96,613 | 1,846 | 1.9 | 152.3 |
| 15 | 100,323 | 3,710 | 3.8 | 158.2 |
| 16 | 94,321 | -6,002 | -6.0 | 148.7 |
| 17 | 95,655 | 1,334 | 1.4 | 150.8 |
| 18 | 97,713 | 2,058 | 2.2 | 154.0 |
| 19 | 91,770 | -5,943 | -6.1 | 144.7 |
| 20 | 86,236 | -5,534 | -6.0 | 135.9 |
| 21 | 81,632 | -4,604 | -5.3 | 128.7 |
| 22 | 80,095 | -1,537 | -1.9 | 126.3 |
| 23 | 80,051 | -44 | -0.1 | 126.2 |
| 24 | 80,000 | -51 | -0.1 | 126.1 |
| 25 | 76,958 | -3,042 | -3.8 | 121.3 |
| 26 | 74,785 | -2,173 | -2.8 | 117.9 |
| 27 | 72,461 | -2,324 | -3.1 | 114.2 |
| 28 | 70,047 | -2,414 | -3.3 | 110.4 |
| 29 | 68,115 | -1,932 | -2.8 | 107.4 |

注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

2 公害の種類別苦情受付件数

平成29年度の公害苦情受付件数（68,115件）のうち、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」のいわゆる「典型7公害」の公害苦情受付件数は47,437件（公害苦情受付件数の69.6%）で、前年度に比べ1,403件（対前年度比2.9%）減少している。

また、廃棄物投棄など「典型7公害以外」の公害苦情受付件数は20,678件（公害苦情受付件数の30.4%）で、前年度に比べ529件（対前年度比2.5%）減少している。

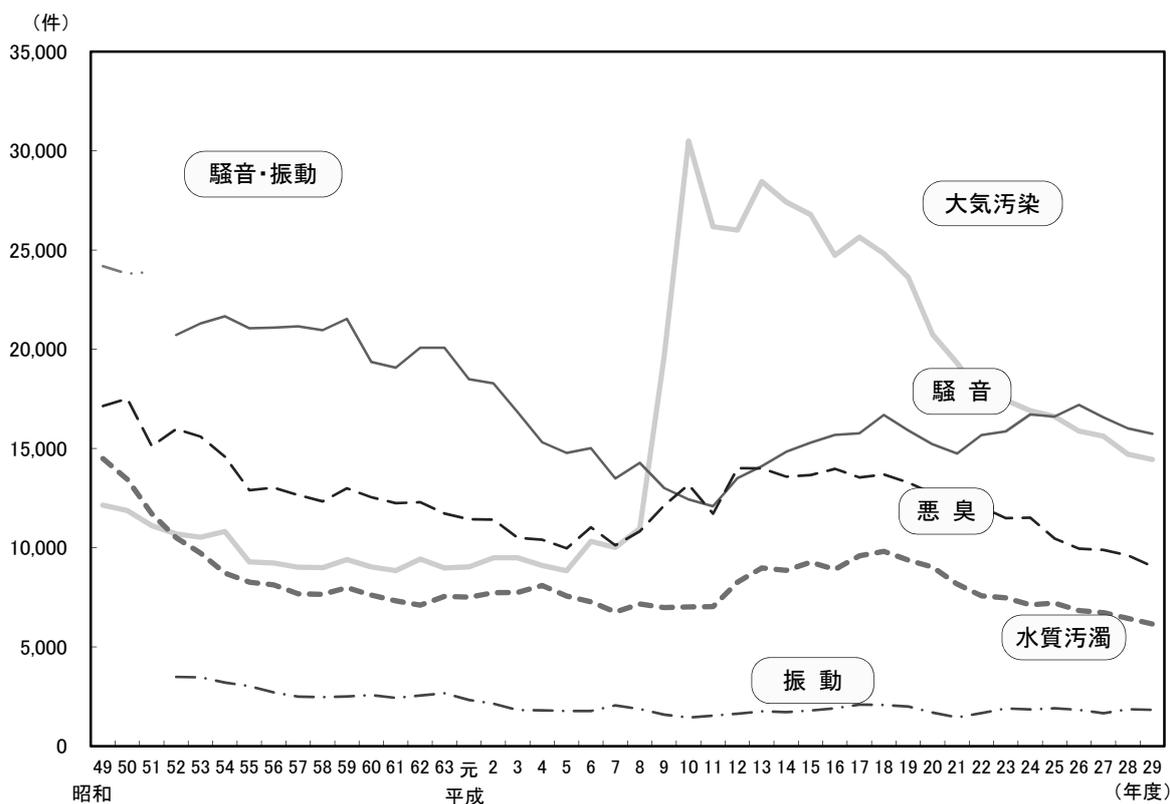
(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

平成29年度の典型7公害の公害苦情受付件数（47,437件）を種類別にみると、「騒音」が15,743件（典型7公害苦情受付件数の33.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,450件（同30.5%）、「悪臭」が9,063件（同19.1%）、「水質汚濁」が6,161件（同13.0%）、「振動」が1,831件（同3.9%）、「土壌汚染」が166件（同0.3%）、「地盤沈下」が23件（同0.0%）となっている。

典型7公害のうち「地盤沈下」のみが前年度に比べ4件（対前年度比21.1%）増加している。

（図1-4-2、表1-4-2）。

図1-4-2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。
 注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」として捉えていた。
 注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

表1-4-2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | | 合 計 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒 音 | 振 動 | | 地盤沈下 | 悪 臭 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | | | 低周波 | | | |
| 公害苦情受付件数 | 平成19年度 | 64,529 | 23,628 | 9,383 | 281 | 15,913 | 144 | 2,000 | 34 | 13,290 |
| | 20 | 59,703 | 20,749 | 9,023 | 253 | 15,211 | 190 | 1,699 | 28 | 12,740 |
| | 21 | 56,665 | 19,324 | 8,171 | 251 | 14,749 | 183 | 1,455 | 30 | 12,685 |
| | 22 | 54,845 | 17,612 | 7,574 | 222 | 15,678 | 197 | 1,675 | 23 | 12,061 |
| | 23 | 54,453 | 17,444 | 7,477 | 252 | 15,862 | 189 | 1,902 | 22 | 11,494 |
| | 24 | 54,377 | 16,907 | 7,129 | 229 | 16,714 | 186 | 1,858 | 21 | 11,519 |
| | 25 | 53,039 | 16,616 | 7,216 | 202 | 16,611 | 185 | 1,914 | 16 | 10,464 |
| | 26 | 51,912 | 15,879 | 6,839 | 174 | 17,202 | 182 | 1,830 | 26 | 9,962 |
| | 27 | 50,677 | 15,625 | 6,729 | 167 | 16,574 | 227 | 1,663 | 22 | 9,897 |
| | 28 | 48,840 | 14,710 | 6,442 | 167 | 16,016 | 234 | 1,866 | 19 | 9,620 |
| | 平成29年度 | 47,437 | 14,450 | 6,161 | 166 | 15,743 | 191 | 1,831 | 23 | 9,063 |
| 構成比(%) | 平成19年度 | 100.0 | 36.6 | 14.5 | 0.4 | 24.7 | 0.2 | 3.1 | 0.1 | 20.6 |
| | 20 | 100.0 | 34.8 | 15.1 | 0.4 | 25.5 | 0.3 | 2.8 | 0.0 | 21.3 |
| | 21 | 100.0 | 34.1 | 14.4 | 0.4 | 26.0 | 0.3 | 2.6 | 0.1 | 22.4 |
| | 22 | 100.0 | 32.1 | 13.8 | 0.4 | 28.6 | 0.4 | 3.1 | 0.0 | 22.0 |
| | 23 | 100.0 | 32.0 | 13.7 | 0.5 | 29.1 | 0.3 | 3.5 | 0.0 | 21.1 |
| | 24 | 100.0 | 31.1 | 13.1 | 0.4 | 30.7 | 0.3 | 3.4 | 0.0 | 21.2 |
| | 25 | 100.0 | 31.3 | 13.6 | 0.4 | 31.3 | 0.3 | 3.6 | 0.0 | 19.7 |
| | 26 | 100.0 | 30.6 | 13.2 | 0.3 | 33.1 | 0.4 | 3.5 | 0.1 | 19.2 |
| | 27 | 100.0 | 30.8 | 13.3 | 0.3 | 32.7 | 0.4 | 3.3 | 0.0 | 19.5 |
| | 28 | 100.0 | 30.1 | 13.2 | 0.3 | 32.8 | 0.5 | 3.8 | 0.0 | 19.7 |
| | 29 | 100.0 | 30.5 | 13.0 | 0.3 | 33.2 | 0.4 | 3.9 | 0.0 | 19.1 |
| 対前年度増減数 | 平成19年度 | -2,886 | -1,197 | -442 | 10 | -779 | -18 | -81 | 10 | -407 |
| | 20 | -4,826 | -2,879 | -360 | -28 | -702 | 46 | -301 | -6 | -550 |
| | 21 | -3,038 | -1,425 | -852 | -2 | -462 | -7 | -244 | 2 | -55 |
| | 22 | -1,820 | -1,712 | -597 | -29 | 929 | 14 | 220 | -7 | -624 |
| | 23 | -392 | -168 | -97 | 30 | 184 | -8 | 227 | -1 | -567 |
| | 24 | -76 | -537 | -348 | -23 | 852 | -3 | -44 | -1 | 25 |
| | 25 | -1,338 | -291 | 87 | -27 | -103 | -1 | 56 | -5 | -1,055 |
| | 26 | -1,127 | -737 | -377 | -28 | 591 | -3 | -84 | 10 | -502 |
| | 27 | -1,235 | -254 | -110 | -7 | -628 | 45 | -167 | -4 | -65 |
| | 28 | -1,837 | -915 | -287 | 0 | -558 | 7 | 203 | -3 | -277 |
| | 29 | -1,403 | -260 | -281 | -1 | -273 | -43 | -35 | 4 | -557 |
| 対前年度増減率(%) | 平成19年度 | -4.3 | -4.8 | -4.5 | 3.7 | -4.7 | -11.1 | -3.9 | 41.7 | -3.0 |
| | 20 | -7.5 | -12.2 | -3.8 | -10.0 | -4.4 | 31.9 | -15.1 | -17.6 | -4.1 |
| | 21 | -5.1 | -6.9 | -9.4 | -0.8 | -3.0 | -3.7 | -14.4 | 7.1 | -0.4 |
| | 22 | -3.2 | -8.9 | -7.3 | -11.6 | 6.3 | 7.7 | 15.1 | -23.3 | -4.9 |
| | 23 | -0.7 | -1.0 | -1.3 | 13.5 | 1.2 | -4.1 | 13.6 | -4.3 | -4.7 |
| | 24 | -0.1 | -3.1 | -4.7 | -9.1 | 5.4 | -1.6 | -2.3 | -4.5 | 0.2 |
| | 25 | -2.5 | -1.7 | 1.2 | -11.8 | -0.6 | -0.5 | 3.0 | -23.8 | -9.2 |
| | 26 | -2.1 | -4.4 | -5.2 | -13.9 | 3.6 | -1.6 | -4.4 | 62.5 | -4.8 |
| | 27 | -2.4 | -1.6 | -1.6 | -4.0 | -3.7 | 24.7 | -9.1 | -15.4 | -0.7 |
| | 28 | -3.6 | -5.9 | -4.3 | 0.0 | -3.4 | 3.1 | 12.2 | -13.6 | -2.8 |
| | 29 | -2.9 | -1.8 | -4.4 | -0.6 | -1.7 | -18.4 | -1.9 | 21.1 | -5.8 |

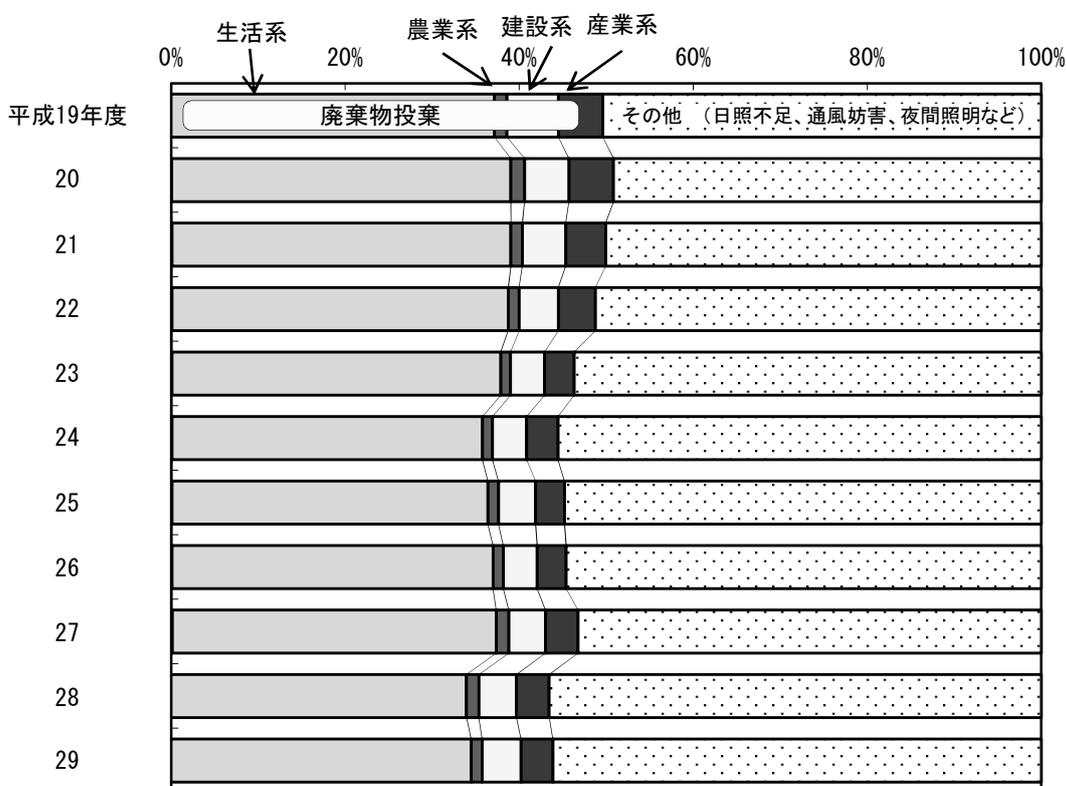
(2) 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

平成29年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数（20,678件）のうち、「廃棄物投棄」は9,076件（典型7公害以外の公害苦情受付件数の43.9%）を占めているが、前年度に比べ140件（対前年度比1.5%）減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が7,130件（廃棄物投棄の78.6%）と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が925件（同10.2%）、「産業系」の投棄が759件（同8.4%）、「農業系」の投棄が262件（同2.9%）となっている。

典型7公害以外の公害苦情受付件数が全体で前年度に比べ529件（対前年度比2.5%）減少している中で「建設系」が11件（同1.2%）微増している（図1-4-3、表1-4-3）。

図1-4-3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



<注>典型7公害以外の苦情の分類は以下のとおりとしている

| | | |
|-------|--|---|
| 廃棄物投棄 | 生活系 | 主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄 |
| | 農業系 | 主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死骸、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄 |
| | 建設系 | 主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄 |
| | 産業系 | 主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄 |
| その他 | 高層建築物等による日照不足・通風妨害、深夜の照明や光等に対する苦情、テレビ・ラジオ等の受信妨害や違法電波等に対する苦情等 | |

表 1-4-3 典型 7 公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

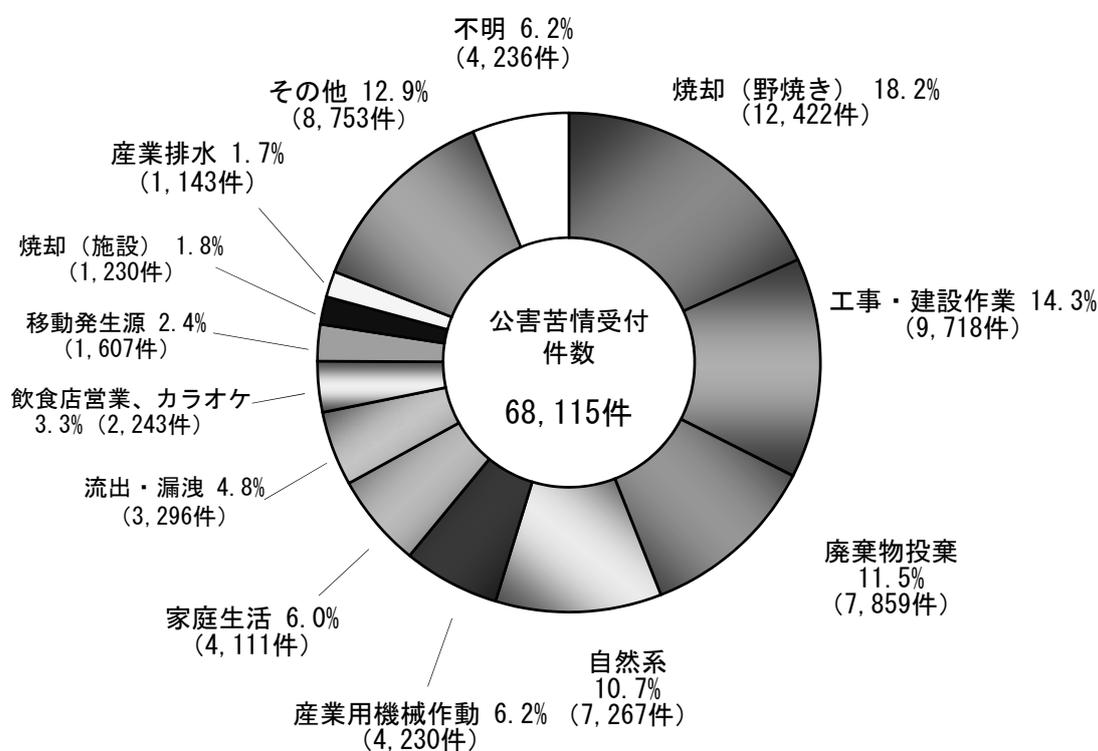
| 年 度 | | 合 計 | | | | | | その他 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | | | 廃棄物投棄 | 生活系 | 農業系 | 建設系 | 産業系 | |
| 公害苦情受付件数 | 平成19年度 | 27,241 | 13,511 | 10,118 | 399 | 1,606 | 1,388 | 13,730 |
| | 20 | 26,533 | 13,480 | 10,349 | 419 | 1,354 | 1,358 | 13,053 |
| | 21 | 24,967 | 12,462 | 9,737 | 327 | 1,250 | 1,148 | 12,505 |
| | 22 | 25,250 | 12,306 | 9,770 | 318 | 1,138 | 1,080 | 12,944 |
| | 23 | 25,598 | 11,846 | 9,681 | 292 | 1,003 | 870 | 13,752 |
| | 24 | 25,623 | 11,385 | 9,154 | 295 | 1,003 | 933 | 14,238 |
| | 25 | 23,919 | 10,801 | 8,696 | 293 | 1,016 | 796 | 13,118 |
| | 26 | 22,873 | 10,367 | 8,450 | 269 | 891 | 757 | 12,506 |
| | 27 | 21,784 | 10,173 | 8,128 | 309 | 918 | 818 | 11,611 |
| | 28 | 21,207 | 9,216 | 7,199 | 303 | 914 | 800 | 11,991 |
| 29 | 20,678 | 9,076 | 7,130 | 262 | 925 | 759 | 11,602 | |
| 構成比 (%) | 平成19年度 | 100.0 | 49.6 | 74.9 | 3.0 | 11.9 | 10.3 | 50.4 |
| | 20 | 100.0 | 50.8 | 76.8 | 3.1 | 10.0 | 10.1 | 49.2 |
| | 21 | 100.0 | 49.9 | 78.1 | 2.6 | 10.0 | 9.2 | 50.1 |
| | 22 | 100.0 | 48.7 | 79.4 | 2.6 | 9.2 | 8.8 | 51.3 |
| | 23 | 100.0 | 46.3 | 81.7 | 2.5 | 8.5 | 7.3 | 53.7 |
| | 24 | 100.0 | 44.4 | 80.4 | 2.6 | 8.8 | 8.2 | 55.6 |
| | 25 | 100.0 | 45.2 | 80.5 | 2.7 | 9.4 | 7.4 | 54.8 |
| | 26 | 100.0 | 45.3 | 81.5 | 2.6 | 8.6 | 7.3 | 54.7 |
| | 27 | 100.0 | 46.7 | 79.9 | 3.0 | 9.0 | 8.0 | 53.3 |
| | 28 | 100.0 | 43.5 | 78.1 | 3.3 | 9.9 | 8.7 | 56.5 |
| 29 | 100.0 | 43.9 | 78.6 | 2.9 | 10.2 | 8.4 | 56.1 | |
| 対前年度増減数 | 平成19年度 | -3,057 | -1,553 | -833 | -72 | -378 | -270 | -1,504 |
| | 20 | -708 | -31 | 231 | 20 | -252 | -30 | -677 |
| | 21 | -1,566 | -1,018 | -612 | -92 | -104 | -210 | -548 |
| | 22 | 283 | -156 | 33 | -9 | -112 | -68 | 439 |
| | 23 | 348 | -460 | -89 | -26 | -135 | -210 | 808 |
| | 24 | 25 | -461 | -527 | 3 | 0 | 63 | 486 |
| | 25 | -1,704 | -584 | -458 | -2 | 13 | -137 | -1,120 |
| | 26 | -1,046 | -434 | -246 | -24 | -125 | -39 | -612 |
| | 27 | -1,089 | -194 | -322 | 40 | 27 | 61 | -895 |
| | 28 | -577 | -957 | -929 | -6 | -4 | -18 | 380 |
| 29 | -529 | -140 | -69 | -41 | 11 | -41 | -389 | |
| 対前年度増減率 (%) | 平成19年度 | -10.1 | -10.3 | -7.6 | -15.3 | -19.1 | -16.3 | -9.9 |
| | 20 | -2.6 | -0.2 | 2.3 | 5.0 | -15.7 | -2.2 | -4.9 |
| | 21 | -5.9 | -7.6 | -5.9 | -22.0 | -7.7 | -15.5 | -4.2 |
| | 22 | 1.1 | -1.3 | 0.3 | -2.8 | -9.0 | -5.9 | 3.5 |
| | 23 | 1.4 | -3.7 | -0.9 | -8.2 | -11.9 | -19.4 | 6.2 |
| | 24 | 0.1 | -3.9 | -5.4 | 1.0 | 0.0 | 7.2 | 3.5 |
| | 25 | -6.7 | -5.1 | -5.0 | -0.7 | 1.3 | -14.7 | -7.9 |
| | 26 | -4.4 | -4.0 | -2.8 | -8.2 | -12.3 | -4.9 | -4.7 |
| | 27 | -4.8 | -1.9 | -3.8 | 14.9 | 3.0 | 8.1 | -7.2 |
| | 28 | -2.6 | -9.4 | -11.4 | -1.9 | -0.4 | -2.2 | 3.3 |
| 29 | -2.5 | -1.5 | -1.0 | -13.5 | 1.2 | -5.1 | -3.2 | |

注) 「生活系」「農業系」「建設系」及び「産業系」の構成比 (%) は、「廃棄物投棄」に占める割合である。

3 主な発生原因別公害苦情受付件数

平成29年度の公害苦情受付件数(68,115件)を主な発生原因別にみると、「焼却(野焼き)」が12,422件(公害苦情受付件数の18.2%)と最も多く、次いで、「工事・建設作業」が9,718件(同14.3%)、「廃棄物投棄」が7,859件(同11.5%)、「自然系」が7,267件(同10.7%)、「産業用機械作動」が4,230件(同6.2%)、「家庭生活」が4,111件(同6.0%)などの順となっている(図1-4-4)。

図1-4-4 平成29年度における主な発生原因別公害苦情受付件数の割合



注1)「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害苦情をいう。

注2)「家庭生活」は、「家庭生活(機器)」「家庭生活(ペット)」「家庭生活(その他)」の合計である。

注3)「移動発生源」は、「移動発生源(自動車運行)」「移動発生源(鉄道運行)」「移動発生源(航空機運航)」の合計である。

4 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

平成29年度の典型7公害の公害苦情受付件数（47,437件）を受付機関別及び公害の種類別にみると、「都道府県」では「水質汚濁」が1,038件（都道府県の公害苦情受付件数の31.4%）と最も多い。

「市部」では「騒音」が15,146件（市部の公害苦情受付件数の25.6%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が13,183件（同22.3%）となっている。

また、「市部」のうち、「政令指定都市（特別区を含む）」では「騒音」が6,630件（政令指定都市（特別区を含む）の公害苦情受付件数の47.5%）と最も多い。

「町村」では「大気汚染」が727件（町村の公害苦情受付件数の12.9%）と最も多い。

なお、典型7公害以外について「廃棄物投棄」の公害苦情受付件数（9,076件）を受付機関別にみると、「町村」では1,581件（同28.1%）となっており、町村における種類別の公害苦情受付件数では最も多い（表1-4-4）。

表1-4-4 平成29年度における受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

(単位：件)

| | 合計 | 典型7公害 | | | | | | | | | 典型7公害以外 | | |
|----------|--------------------|--------|--------|--------|-------|-----|--------|-----|-------|-----|---------|-------|--------|
| | | 計 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | 廃棄物投棄 | その他 | |
| | | | | | | 低周波 | | | | | | | |
| 公害苦情受付件数 | 合計 | 68,115 | 47,437 | 14,450 | 6,161 | 166 | 15,743 | 191 | 1,831 | 23 | 9,063 | 9,076 | 11,602 |
| | 都道府県 | 3,303 | 2,110 | 540 | 1,038 | 24 | 128 | 1 | 4 | 2 | 374 | 757 | 436 |
| | 市部 | 59,186 | 43,111 | 13,183 | 4,761 | 130 | 15,146 | 183 | 1,792 | 20 | 8,079 | 6,738 | 9,337 |
| | 政令指定都市 (特別区を含む) | 13,947 | 12,893 | 2,541 | 750 | 10 | 6,630 | 59 | 931 | 3 | 2,028 | 593 | 461 |
| | その他の市 | 45,239 | 30,218 | 10,642 | 4,011 | 120 | 8,516 | 124 | 861 | 17 | 6,051 | 6,145 | 8,876 |
| | 町村 | 5,626 | 2,216 | 727 | 362 | 12 | 469 | 7 | 35 | 1 | 610 | 1,581 | 1,829 |
| 構成比(%) | 合計 | 100.0 | 69.6 | 21.2 | 9.0 | 0.2 | 23.1 | 0.3 | 2.7 | 0.0 | 13.3 | 13.3 | 17.0 |
| | 都道府県 | 100.0 | 63.9 | 16.3 | 31.4 | 0.7 | 3.9 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 11.3 | 22.9 | 13.2 |
| | 市部 | 100.0 | 72.8 | 22.3 | 8.0 | 0.2 | 25.6 | 0.3 | 3.0 | 0.0 | 13.7 | 11.4 | 15.8 |
| | 政令指定都市 (特別区を含む) | 100.0 | 92.4 | 18.2 | 5.4 | 0.1 | 47.5 | 0.4 | 6.7 | 0.0 | 14.5 | 4.3 | 3.3 |
| | その他の市 | 100.0 | 66.8 | 23.5 | 8.9 | 0.3 | 18.8 | 0.3 | 1.9 | 0.0 | 13.4 | 13.6 | 19.6 |
| | 町村 | 100.0 | 39.4 | 12.9 | 6.4 | 0.2 | 8.3 | 0.1 | 0.6 | 0.0 | 10.8 | 28.1 | 32.5 |

第2節 公害苦情の処理状況

1 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

平成29年度の公害苦情の取扱件数及び処理件数は72,684件で、前年度に比べ1,715件（対前年度比2.3%）減少している。

内訳をみると、平成29年度に新規に受け付けた公害苦情受付件数は68,115件、前年度から繰り越された公害苦情件数は4,569件となっている。

処理状況をみると、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口等で年度内に直接処理が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は61,557件（取扱件数の84.7%）、他の機関等へ移送した件数は1,367件（同1.9%）、翌年度へ繰り越した件数は4,940件（同6.8%）、その他（原因又は加害行為をした者が不明のときなど）は4,820件（同6.6%）となっている（図1-4-5、表1-4-5）。

図1-4-5 平成29年度における公害苦情の取扱件数及び処理件数の内訳

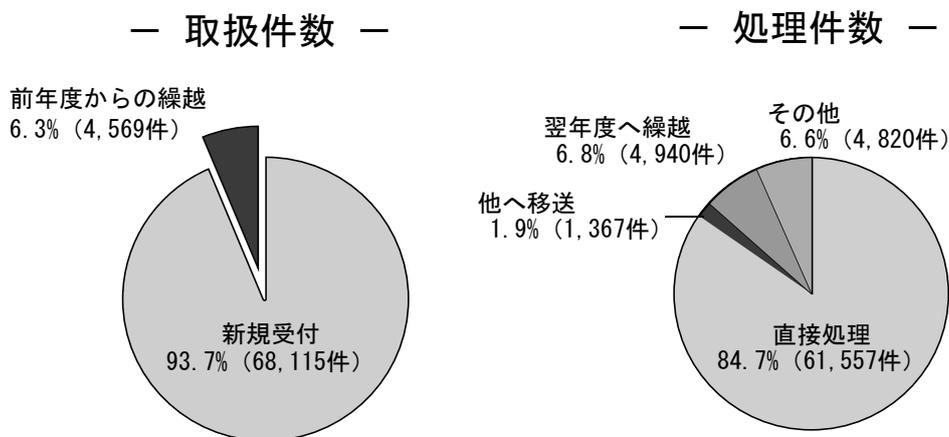


表1-4-5 公害苦情の取扱件数及び処理件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | | 取 扱 件 数 | | | 処 理 件 数 | | | | |
|----------------|--------|---------|--------|----------|---------|--------|-------|--------|-------|
| | | 合 計 | 新規受付 | 前年度からの繰越 | 合 計 | 直接処理 | 他へ移送 | 翌年度へ繰越 | その他 |
| | | | | | a | b | c | | |
| 公害苦情取扱件数及び処理件数 | 平成19年度 | 97,446 | 91,770 | 5,676 | 97,446 | 83,152 | 2,394 | 6,011 | 5,889 |
| | 20 | 91,731 | 86,236 | 5,495 | 91,731 | 78,753 | 2,197 | 5,448 | 5,333 |
| | 21 | 86,044 | 81,632 | 4,412 | 86,044 | 72,705 | 2,072 | 5,457 | 5,810 |
| | 22 | 85,036 | 80,095 | 4,941 | 85,036 | 72,039 | 2,073 | 5,643 | 5,281 |
| | 23 | 85,389 | 80,051 | 5,338 | 85,389 | 72,333 | 1,835 | 5,872 | 5,349 |
| | 24 | 85,598 | 80,000 | 5,598 | 85,598 | 71,580 | 1,742 | 6,453 | 5,823 |
| | 25 | 83,071 | 76,958 | 6,113 | 83,071 | 70,052 | 1,585 | 6,607 | 4,827 |
| | 26 | 81,065 | 74,785 | 6,280 | 81,065 | 68,272 | 1,479 | 6,646 | 4,668 |
| | 27 | 77,041 | 72,461 | 4,580 | 77,041 | 65,685 | 1,696 | 4,637 | 5,023 |
| | 28 | 74,399 | 70,047 | 4,352 | 74,399 | 63,253 | 1,448 | 4,812 | 4,886 |
| 29 | 72,684 | 68,115 | 4,569 | 72,684 | 61,557 | 1,367 | 4,940 | 4,820 | |
| 構成比(%) | 平成19年度 | 100.0 | 94.2 | 5.8 | 100.0 | 85.3 | 2.5 | 6.2 | 6.0 |
| | 20 | 100.0 | 94.0 | 6.0 | 100.0 | 85.9 | 2.4 | 5.9 | 5.8 |
| | 21 | 100.0 | 94.9 | 5.1 | 100.0 | 84.5 | 2.4 | 6.3 | 6.8 |
| | 22 | 100.0 | 94.2 | 5.8 | 100.0 | 84.7 | 2.4 | 6.6 | 6.2 |
| | 23 | 100.0 | 93.7 | 6.3 | 100.0 | 84.7 | 2.1 | 6.9 | 6.3 |
| | 24 | 100.0 | 93.5 | 6.5 | 100.0 | 83.6 | 2.0 | 7.5 | 6.8 |
| | 25 | 100.0 | 92.6 | 7.4 | 100.0 | 84.3 | 1.9 | 8.0 | 5.8 |
| | 26 | 100.0 | 92.3 | 7.7 | 100.0 | 84.2 | 1.8 | 8.2 | 5.8 |
| | 27 | 100.0 | 94.1 | 5.9 | 100.0 | 85.3 | 2.2 | 6.0 | 6.5 |
| | 28 | 100.0 | 94.2 | 5.8 | 100.0 | 85.0 | 1.9 | 6.5 | 6.6 |
| 29 | 100.0 | 93.7 | 6.3 | 100.0 | 84.7 | 1.9 | 6.8 | 6.6 | |
| 対前年度増減数 | 平成19年度 | -6,384 | -5,943 | -441 | -6,384 | -5,978 | -292 | -315 | 201 |
| | 20 | -5,715 | -5,534 | -181 | -5,715 | -4,399 | -197 | -563 | -556 |
| | 21 | -5,687 | -4,604 | -1,083 | -5,687 | -6,048 | -125 | 9 | 477 |
| | 22 | -1,008 | -1,537 | 529 | -1,008 | -666 | 1 | 186 | -529 |
| | 23 | 353 | -44 | 397 | 353 | 294 | -238 | 229 | 68 |
| | 24 | 209 | -51 | 260 | 209 | -753 | -93 | 581 | 474 |
| | 25 | -2,527 | -3,042 | 515 | -2,527 | -1,528 | -157 | 154 | -996 |
| | 26 | -2,006 | -2,173 | 167 | -2,006 | -1,780 | -106 | 39 | -159 |
| | 27 | -4,024 | -2,324 | -1,700 | -4,024 | -2,587 | 217 | -2,009 | 355 |
| | 28 | -2,642 | -2,414 | -228 | -2,642 | -2,432 | -248 | 175 | -137 |
| 29 | -1,715 | -1,932 | 217 | -1,715 | -1,696 | -81 | 128 | -66 | |
| 対前年度増減率(%) | 平成19年度 | -6.1 | -6.1 | -7.2 | -6.1 | -6.7 | -10.9 | -5.0 | 3.5 |
| | 20 | -5.9 | -6.0 | -3.2 | -5.9 | -5.3 | -8.2 | -9.4 | -9.4 |
| | 21 | -6.2 | -5.3 | -19.7 | -6.2 | -7.7 | -5.7 | 0.2 | 8.9 |
| | 22 | -1.2 | -1.9 | 12.0 | -1.2 | -0.9 | 0.0 | 3.4 | -9.1 |
| | 23 | 0.4 | -0.1 | 8.0 | 0.4 | 0.4 | -11.5 | 4.1 | 1.3 |
| | 24 | 0.2 | -0.1 | 4.9 | 0.2 | -1.0 | -5.1 | 9.9 | 8.9 |
| | 25 | -3.0 | -3.8 | 9.2 | -3.0 | -2.1 | -9.0 | 2.4 | -17.1 |
| | 26 | -2.4 | -2.8 | 2.7 | -2.4 | -2.5 | -6.7 | 0.6 | -3.3 |
| | 27 | -5.0 | -3.1 | -27.1 | -5.0 | -3.8 | 14.7 | -30.2 | 7.6 |
| | 28 | -3.4 | -3.3 | -5.0 | -3.4 | -3.7 | -14.6 | 3.8 | -2.7 |
| 29 | -2.3 | -2.8 | 5.0 | -2.3 | -2.7 | -5.6 | 2.7 | -1.4 | |

注1)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

注2)「その他」とは、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

2 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が28,891件（典型7公害の直接処理件数の66.3%）、「1週間超～1か月以内」が3,672件（同8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,476件（同5.7%）、「3か月超～6か月以内」が5,173件（同11.9%）、「6か月超～1年以内」が2,158件（同5.0%）、「1年超」が1,199件（同2.8%）となっている。

なお、「1週間以内」に直接処理された割合についてみると、「騒音」及び「振動」は典型7公害全体（66.3%）を下回っており、それぞれ52.3%、47.6%となっている（図1-4-6、表1-4-6）。

図1-4-6 平成29年度における苦情の処理に要した期間別
典型7公害の直接処理件数の割合

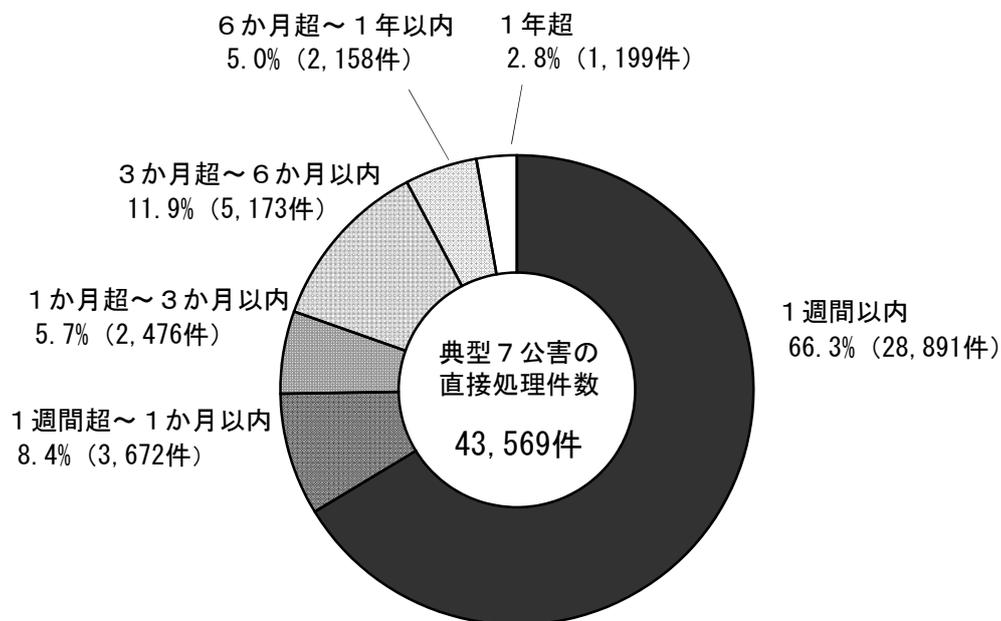


表 1-4-6 平成29年度における苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

| 公害の種類 | | 合計 | 1週間以内 | 1週間超～ 1か月以内 | 1か月超～ 3か月以内 | 3か月超～ 6か月以内 | 6か月超～ 1年以内 | 1年超 |
|----------------|-------|--------|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|-------|
| 直接 処理 件数 | 典型7公害 | 43,569 | 28,891 | 3,672 | 2,476 | 5,173 | 2,158 | 1,199 |
| | 大気汚染 | 13,289 | 10,308 | 710 | 500 | 1,287 | 314 | 170 |
| | 水質汚濁 | 5,321 | 4,366 | 473 | 170 | 145 | 90 | 77 |
| | 土壌汚染 | 145 | 110 | 12 | 4 | 8 | 6 | 5 |
| | 騒音 | 14,853 | 7,771 | 1,522 | 1,163 | 2,538 | 1,222 | 637 |
| | 低周波 | 178 | 56 | 35 | 19 | 35 | 23 | 10 |
| | 振動 | 1,778 | 847 | 216 | 259 | 268 | 106 | 82 |
| | 地盤沈下 | 21 | 14 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 悪臭 | 8,162 | 5,475 | 735 | 379 | 927 | 419 | 227 |
| 構成 比 (%) | 典型7公害 | 100.0 | 66.3 | 8.4 | 5.7 | 11.9 | 5.0 | 2.8 |
| | 大気汚染 | 100.0 | 77.6 | 5.3 | 3.8 | 9.7 | 2.4 | 1.3 |
| | 水質汚濁 | 100.0 | 82.1 | 8.9 | 3.2 | 2.7 | 1.7 | 1.4 |
| | 土壌汚染 | 100.0 | 75.9 | 8.3 | 2.8 | 5.5 | 4.1 | 3.4 |
| | 騒音 | 100.0 | 52.3 | 10.2 | 7.8 | 17.1 | 8.2 | 4.3 |
| | 低周波 | 100.0 | 31.5 | 19.7 | 10.7 | 19.7 | 12.9 | 5.6 |
| | 振動 | 100.0 | 47.6 | 12.1 | 14.6 | 15.1 | 6.0 | 4.6 |
| | 地盤沈下 | 100.0 | 66.7 | 19.0 | 4.8 | 0.0 | 4.8 | 4.8 |
| | 悪臭 | 100.0 | 67.1 | 9.0 | 4.6 | 11.4 | 5.1 | 2.8 |

第3節 公害苦情処理担当の職員数

平成29年度末（平成30年3月31日）現在、全国の地方公共団体で公害苦情の処理を担当している職員数は10,874人となっており、11年連続で減少している。

平成29年度の内訳をみると、「公害苦情相談員」は1,691人（公害苦情処理担当職員数の15.6%）、「公害苦情相談員以外の職員」は9,183人（同84.4%）となっている（表1-4-7）。

表1-4-7 公害苦情処理担当職員数の推移

（単位：人）

| | 公害苦情相談員 | | | 公害苦情相談員以外の職員 | | | 合計 |
|----------|---------|-------|--------|--------------|-------|--------|---------|
| | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | |
| 平成15年度 | 2,539 | 155 | 2,384 | 10,624 | 464 | 10,160 | 13,163 |
| 16 | 2,313 | 107 | 2,206 | 9,923 | 377 | 9,546 | 12,236 |
| 17 | 2,145 | 99 | 2,046 | 9,600 | 324 | 9,276 | 11,745 |
| 18 | 2,114 | 97 | 2,017 | 9,687 | 303 | 9,384 | 11,801 |
| 19 | 2,094 | 89 | 2,005 | 9,622 | 278 | 9,344 | 11,716 |
| 20 | 1,946 | 74 | 1,872 | 9,593 | 303 | 9,290 | 11,539 |
| 21 | 1,859 | 65 | 1,794 | 9,480 | 279 | 9,201 | 11,339 |
| 22 | 1,812 | 46 | 1,766 | 9,503 | 200 | 9,303 | 11,315 |
| 23 | 1,811 | 46 | 1,765 | 9,481 | 186 | 9,295 | 11,292 |
| 24 | 1,794 | 43 | 1,751 | 9,413 | 182 | 9,231 | 11,207 |
| 25 | 1,741 | 38 | 1,703 | 9,387 | 167 | 9,220 | 11,128 |
| 26 | 1,738 | 42 | 1,696 | 9,382 | 165 | 9,217 | 11,120 |
| 27 | 1,763 | 40 | 1,723 | 9,290 | 169 | 9,121 | 11,053 |
| 28 | 1,712 | 35 | 1,677 | 9,251 | 152 | 9,099 | 10,963 |
| 29 | 1,691 | 25 | 1,666 | 9,183 | 155 | 9,028 | 10,874 |
| 〔構成比（%）〕 | 〔15.6〕 | 〔0.2〕 | 〔15.3〕 | 〔84.4〕 | 〔1.4〕 | 〔83.0〕 | 〔100.0〕 |

※ 本章資料「平成29年度公害苦情調査」

第5章 地方公共団体に対する指導等

第1節 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び審査会等は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会は、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の適切な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

1 会議の開催

(1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。平成30年度は、6月7日に第48回協議会を開催した。第48回協議会においては、当委員会から「概況報告」と題する講演、尾崎真美子消費者庁消費者安全課事故調査室長による「家庭用コージェネレーションシステム等に関する事故等原因調査報告書について」と題する講演、福原哲晃大阪府公害審査会会長及び針原祥次大阪府公害審査会委員による「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム事案の調停成立と市町村研修会の報告」と題する講演、中野和典福島県公害審査会委員による「福島県の公害紛争処理事例の紹介」と題する講演、齋藤清二立命館大学総合心理学部特別招へい教授による「物語と対話に基づく紛争処理の解決」と題する講演等を実施し、情報・意見の交換等を行った。

(2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和45年9月の第1回会議以来、毎年度開催しており、平成30年度は、10月下旬から11月下旬にかけて第49回会議を、福島県、神奈川県、愛知県、和歌山県、広島県及び福岡県で開催した。

2 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった

点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報を提供している。

第2節 公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。

1 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、原則として人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前節1（2）と同じ）に分け、ブロックごとに公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和51年10月の第1回会議以来、毎年度開催しており、平成30年度は、10月下旬から11月下旬にかけて第43回会議を、福島市、横浜市、名古屋市、和歌山市、広島市及び福岡市で開催した。

2 情報・資料の提供等

(1) 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用である。このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に対し、情報・資料を提供している。

(2) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を円滑に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その受付状況及び処理状況を統計的に把握し、「公害苦情調査」の結果として公表している。

平成30年12月に、29年度の結果を公表し、その後、報告書を作成して公害等調整委員会ホームページに掲載した（調査結果の概要については第1編第4章参照）。

第2編

鉱業等に係る土地利用の調整手続等
に関する法律等に基づく事務の処理

第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要

公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は土地調整委員会。以下本編において同じ。）は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣からの意見照会への回答等を行っている。

このような土地利用の調整に関する事務については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断に関するものであることから、公正・中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたり専門的知識が必要であること、独立の権能を持ち、行政機関として最終的な決定を行う必要があること等から、総務省の外局として設置されている行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たっている。

個々の制度の概要は、次のとおりである。

第1節 鉱区禁止地域の指定制度

1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性

鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在したり、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から、鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び鉱業法（昭和25年法律第289号）により設けられている。

2 鉱区禁止地域の指定制度

本制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問した上で、請求地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないとき、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度である（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条～第24条の2）（図2-1-1）。

また、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものでないことから、公害等調整委員会は、鉱区禁止地域を指定した場合において、当該地域内における指定された鉱物を目的とする鉱業権が既に設定されており、当該鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていないと認めるときは、経済産業局長に対し、当該地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権の取消し等の処分をすべきことを勧告することができる（鉱業法第15条第2項）。

図 2 - 1 - 1 鉱区禁止地域の指定制度



第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度

公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている（表2-1-1）。

本制度は鉱業等に係る土地利用の調整を図るためのものであることから、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく行政処分に対する不服の裁定については、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法（昭和39年法律第167号）については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

不服の裁定の申請をすることができる場合には、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用が除外され、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等の準司法的な手続を進めることとなる。

また、裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが、裁定の申請があった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行によって生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条）。

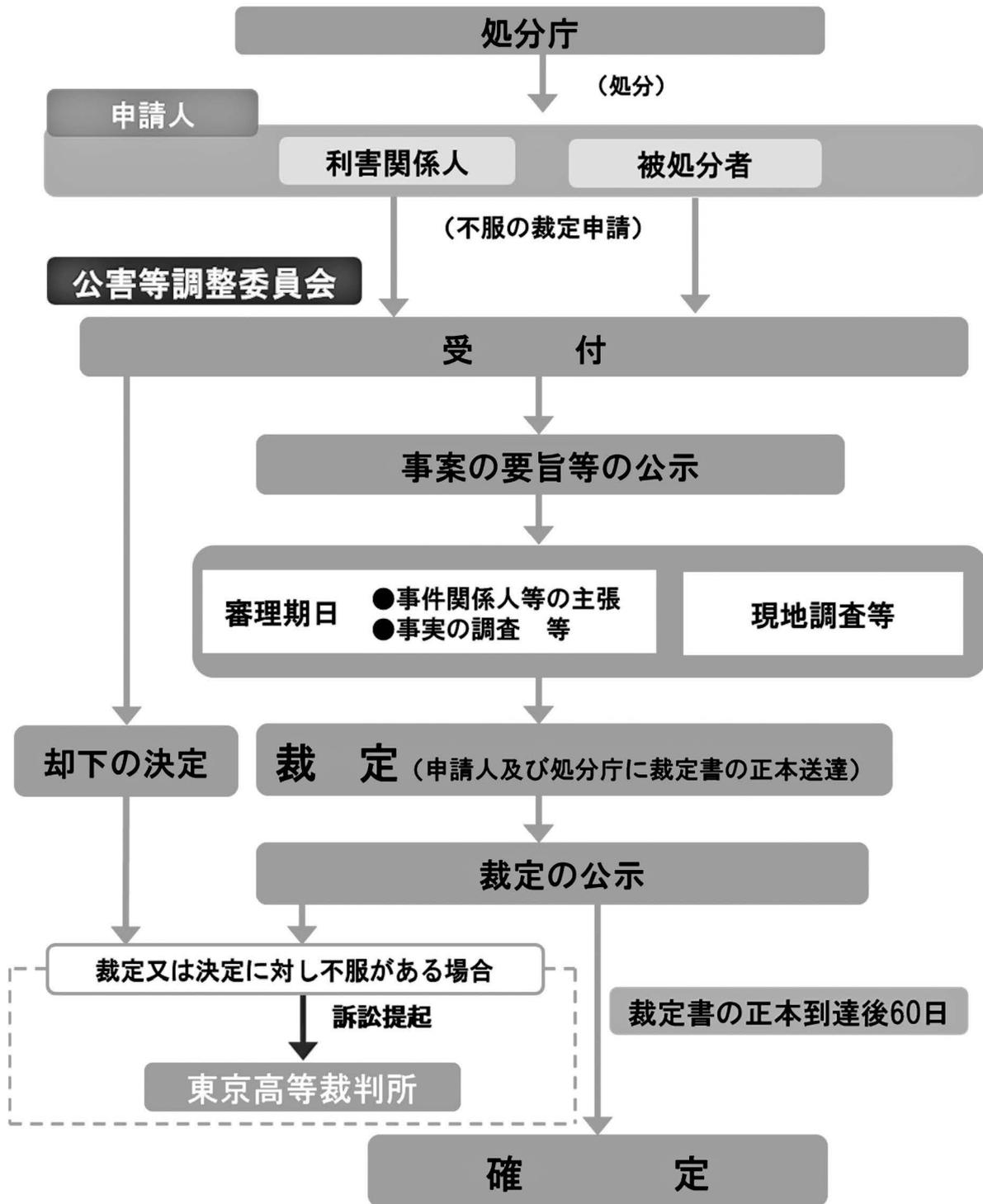
さらに、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができることとされており、その訴訟においては、裁定委員会が認定した事実については、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条～第58条）（図2-1-2）。

表 2-1-1 不服の裁定を規定する法律等

| | (不服の裁定を規定する法律及びその条項) | | (対象となる主な行政処分及び主な処分庁) | |
|--------|---|--|---|----------------|
| ① | 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号) | 第 133 条 | 鉱業権設定の許可 | 経済産業大臣又は経済産業局長 |
| ② | 採石法(昭和 25 年法律第 291 号) | 第 39 条第 1 項 | 岩石採取計画の認可 | 都道府県知事 |
| ③ | 森林法(昭和 26 年法律第 249 号) | 第 190 条第 1 項 | 保安林内における土石の採掘の許可 | 都道府県知事 |
| ④ | 農地法(昭和 27 年法律第 229 号) | 第 53 条第 2 項 | 農地転用の許可 | 都道府県知事 |
| ⑤ | 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号) | 第 39 条の 2 第 1 項 | 海岸保全区域における土石採取の許可 | 海岸管理者 |
| ⑥ | 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) | 第 63 条第 1 項 第 78 条 | 国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可 | 環境大臣 |
| ⑦ | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) | 第 51 条の 34 第 1 項 | 指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可 | 原子力規制委員会 |
| ⑧ | 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) | 第 50 条第 1 項 | 地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可 | 都道府県知事 |
| ⑨ | 河川法(昭和 39 年法律第 167 号) | 第 97 条第 4 項 | 河川区域内における土石の採取の許可 | 河川管理者 |
| ⑩ | 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) | 第 40 条第 1 項 | 砂利採取計画の認可 | 都道府県知事 |
| ⑪ | 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) | 第 51 条第 1 項 第 58 条第 2 項 | 都市計画区域内における開発行為の許可 | 都道府県知事 |
| | 景観法(平成 16 年法律第 110 号) | 第 73 条第 2 項 第 75 条第 3 項 | 景観地区内における開発行為の規制に係る処分 | 市町村長 |
| ⑫ ※ | 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号) | 第 32 条第 1 項 第 35 条の 11 第 46 条第 3 項 | 自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可 | 環境大臣 |
| ⑬ | 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) | 第 33 条第 1 項 | 緑地保全地域内における鉱物の掘採の禁止 | 都道府県知事 |
| ⑭ | 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号) | 第 33 条第 1 項 | 湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止 | 都道府県知事 |
| ⑮ | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) | 第 43 条第 1 項 | 生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可 | 環境大臣 |
| ⑯ | 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成 12 年法律第 117 号) | 第 26 条第 1 項 | 最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可 | 経済産業大臣 |

※下線部は平成 31 年 4 月 26 日(平成 31 年法律第 20 号の公布日)から 1 年以内の政令で定める日から施行。

図 2 - 1 - 2 不服の裁定手続の流れ



第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度

土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法（昭和26年法律第219号）、鉱業法等に基づき、公害等調整委員会は、主務大臣等が裁決等を行う場合に、意見照会への回答、承認等を行っている。

なお、土地収用法第131条第1項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。

1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答

土地収用法に基づき、国土交通大臣が次の処分をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聴かなければならない（土地収用法第27条第2項、第131条第1項）。

- (1) 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分
- (2) 国土交通大臣（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決

2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認

鉱業権者等が鉄道その他の公共施設及び建物の地表地下とも50メートル以内の場所における鉱物の掘採についてその管理人の承諾を得られず、経済産業大臣にその決定を申請した場合において、経済産業大臣が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（鉱業法第64条の2第3項、第87条）。

3 採石権の設定等の決定に対する承認

採石権の設定、採石権の存続期間の更新等に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対しその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（採石法第18条、第30条）。

4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議

文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについては、文化庁長官は、これを却下する場合を除き、あらかじめ公害等調整委員会に協議した上、裁決をしなければならない（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項）。

第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から平成30年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別にみると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録3参照）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所

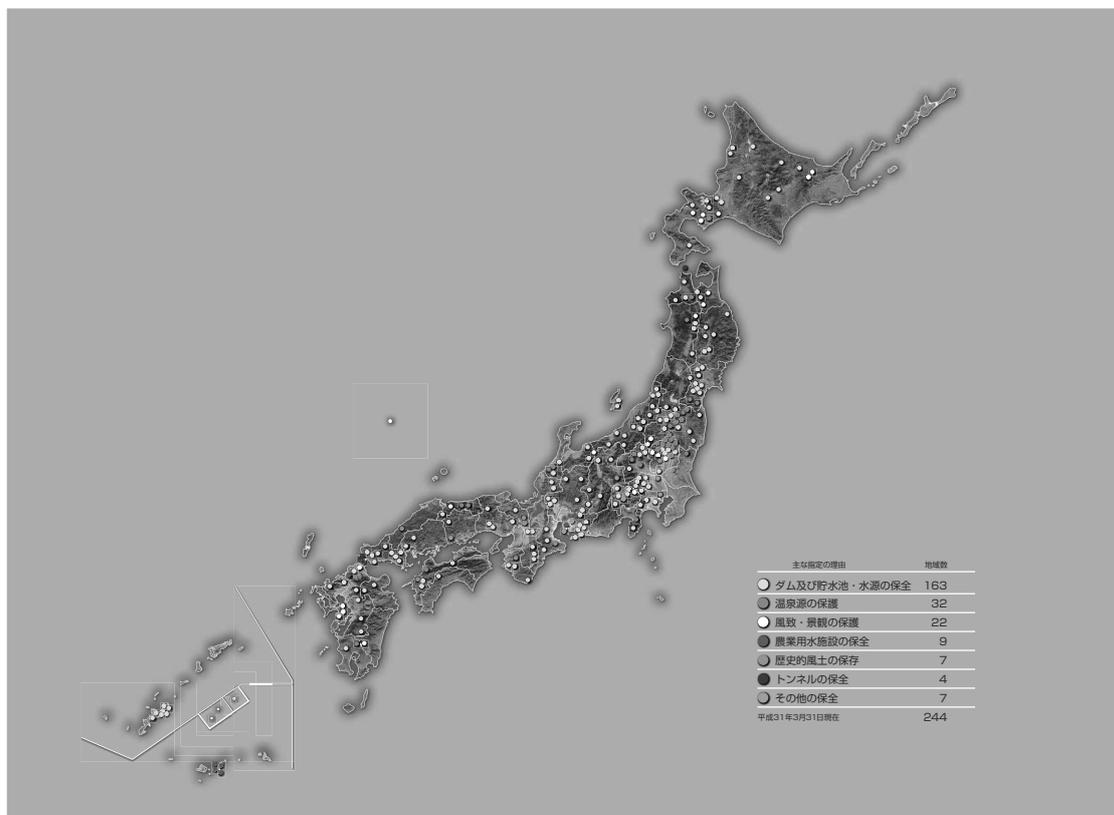


表 2 - 2 - 1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(平成31年3月31日現在)

(単位：件)

| 主な指定理由 | 指 定 地域数 | 年次別内訳(年度) | | | | | | |
|-------------------|------------|-------------|-------|-------|------------|------|-------|-----|
| | | 昭和 26～35 | 36～45 | 46～55 | 平成 56～2 | 3～12 | 13～22 | 23～ |
| 1 ダム及び貯水池・水源の保全 | 163 | 29 | 43 | 54 | 27 | 4 | 6 | 0 |
| 2 温泉源の保護 | 32 | 28 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 風致・景観の保護 | 22 | 13 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 農業用水施設(ため池等)の保全 | 9 | 5 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 5 歴史的風土の保存 | 7 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 6 トンネル(鉄道施設等)の保全 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 その他の保全 | 7 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 244 | 87 | 55 | 57 | 30 | 8 | 7 | 0 |

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成30年度末までに161件の不服の裁定事件が係属し、156件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

平成30年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された4件と30年度に新たに受け付けた3件の計7件であり、うち2件は30年度中に終結し、5件は翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

(平成31年3月31日現在)

(単位：件)

| 関係法律 | 処分区分 | 認 容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 他 | 計 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| 鉱 業 法 | | 1 | 12 | 4 | 14 | 0 | 31 |
| 採 石 法 | | 5 | 16 | 2 | 25 | 0 | 48 |
| 森 林 法 | | 0 | 1 | 4 | 3 | 0 | 8 |
| 農 地 法 | | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| 海 岸 法 | | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 自 然 公 園 法 | | 0 | 5 | 0 | 3 | 0 | 8 |
| 河 川 法 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 砂 利 採 取 法 | | 5 | 15 | 5 | 17 | 0 | 42 |
| 都 市 計 画 法 | | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| そ の 他 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | | 11 | 59 | 20 | 65 | 1 | 156 |

(注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成31年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 平成30年度に係属した不服の裁定事件一覧

| 事件番号 | 事 件 名 | 申 請 人 (参加申立人) | 処 分 庁 | 申 請 (参加申立) 受付年月日 | 処理状況 |
|-----------------------------|---|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|
| 平成28年 (フ) 第4号 | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 三重県業者 1社 | 三重県 尾鷲建 設事務 所長 | 平成 28.10.27 | 係属中 |
| 平成29年 (フ) 第1号 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 秋田県業者 1社 | 山形県 知事 | 平成 29. 2.20 | 平成 30.10.23 却下 |
| 平成29年 (フ) 第2号 (参加) | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 三重県内漁 業組合連合 会外3組合 | 三重県 尾鷲建 設事務 所長 | 平成 29. 3.30 | 係属中 |
| 平成29年 (フ) 第3号 (参加) | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 山形県遊佐 町長 | 山形県 知事 | 平成 29. 8.24 | 平成 30.10.23 却下 |
| 平成30年 (フ) 第1号 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 秋田県業者 1社 | 山形県 知事 | 平成 30. 9.21 | 係属中 |
| 平成31年 (フ) 第1号 | 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 岡山県業者 1社 | 中国経 済産業 局長 | 平成 31. 3.14 | 係属中 |
| 平成31年 (フ) 第2号 | 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 東京都電力 会社1社 | 福島県 知事 | 平成 31. 3.20 | 係属中 |

第1節 平成30年度に係属した不服の裁定事件

平成30年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した。これまで、4回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 平成28年10月27日 | 裁定申請受付 |
| 11月15日 | 審理手続開始 |
| 平成29年2月3日 | 第1回審理期日 |
| 3月30日 | 三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付 |
| 4月28日 | 三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定 |
| 5月29日 | 第2回審理期日 |
| 10月27日 | 第3回審理期日 |
| 平成30年1月18日 | 第4回審理期日 |

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(公調委平成29年(フ)第1号・第3号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、平成29年1月13日付けで、拒否処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、申請人は、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年8月24日に、山形県遊佐町から、処分庁が岩石採取計画認可申請の拒否処分における町条例の有効性を主張する上で参加の必要があることを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成29年3月6日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、同年7月14日の第2回審理期日において、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分に係る審理手続を分離（平成29年（フ）第1号－2事件）し、同年9月29日、同処分に係る申請を却下するとの裁定を行い、同事件は終結した。また、同月5日、山形県遊佐町の参加を承認した。その後、更に5回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、採石法に基づく岩石採取計画認可申請に対する拒否処分について、申請人が処分庁に対して平成30年4月10日付けで、平成28年11月25日付け岩石採取計画と同一の区域について再申請を行い、これに対して処分庁が同年7月10日付けで不認可処分をした（後記3(1)記載の原処分である。）ことから、拒否処分の理由である添付書類不備の判断（形式的要件の欠缺）については、その違法性を裁定手続において判断する必要性は既に消失し、裁定申請の法律上の利益は認められないとして、同年10月23日付けで申請人の請求を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------------------|
| 平成29年2月20日 | 裁定申請受付 |
| 3月6日 | 審理手続開始 |
| 5月12日 | 第1回審理期日 |
| 7月14日 | 第2回審理期日 |
| 同日 | 森林法に係る審理手続を分離 |
| 8月24日 | 山形県遊佐町から参加申立受付 |
| 9月5日 | 山形県遊佐町の参加を承認 |
| 9月29日 | 森林法に係る申請の裁定 |
| 10月3日 | 第3回審理期日 |
| 12月25日 | 第4回審理期日 |
| 平成30年3月19日 | 第5回審理期日 |
| 7月19日 | 第6回審理期日 |
| 8月30日 | 第7回審理期日 |
| 10月23日 | 裁定 |
| 11月13日 | 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第5号） |

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成29年（フ）第1号，同第3号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対して平成28年12月20日付けでした岩石採取計画認可申請に対する拒否処分を取り消す。

2 処分庁

(1) 本案前の答弁

主文と同旨

(2) 本案に対する答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、採石業を営む申請人が、処分庁に対し、申請人が所有する土地について、採石法33条に基づく岩石採取計画の認可を申請したところ、これを拒否する旨の処分をされたことから、この拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）の取消しを求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→ 「終結した不服裁定」を選択して該当する事件を参照）

3 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

（公調委平成30年（フ）第1号事件）

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った（前記2(3)記載の不認可処分である。）。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、申請人の岩石採取計画を「規制対象事業」に認定したことなどを理由に採石法

第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日 裁定申請受付
 10月17日 審理手続開始
 平成31年3月25日 第1回審理期日

4 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

中国経済産業局長は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下①ないし③の理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものであるとして、申請人は、平成31年3月14日に同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

- ① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。
- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

(3) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

5 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

福島県知事は、X(被処分者)からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、電力会社であり、申請外A氏とA氏所有の土地に係る賃貸借契約を締結し

て当該土地に送電線路（電柱等）を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には当該電柱等があり、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、被処分者は当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実があるとして、申請人は、平成31年3月20日付けで本件認可処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から平成30年度末までに、1,150件の意見照会への回答事案等が終結している。平成30年度に係属した事案は、前年度から繰り越された25件と30年度に新たに受け付けた4件の計29件であり、このうち27件が同年度中に処理され、残りの2件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

| | 平成31年3月末現在 | | (参考) 30年度 係属件数 |
|---|------------|--------------|----------------------|
| | 処理件数 | 30年度 処理件数 | |
| 総数（昭和26年から平成31年3月末までに終結したもの） | 1,150 | 27 | 29 |
| 土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣） | 1,137 | 26 | 28 |
| 事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等） | 256 | 22 | 22 |
| 事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事） | 19 | 0 | 0 |
| 収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会 | 862 | 4 | 6 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣） | 2 | 0 | 0 |
| 鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣） | 1 | 0 | 0 |
| 採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長） | 8 | 1 | 1 |
| 森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣） | 2 | 0 | 0 |

- (注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
 2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
 3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 平成30年度に係属した意見照会事案

平成30年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委平成27年（イ）第5号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等64人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月1日～7日
- (4) 意見照会の受付日 平成27年3月19日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

2 公調委平成27年（イ）第7号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (4) 意見照会の受付日 平成27年3月19日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

3 公調委平成 28 年（イ）第 9 号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさないことを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者3人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月4日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回答日 平成31年2月19日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

4 公調委平成 28 年（イ）第 10 号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等65人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月5日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

5～21 公調委平成 28 年（イ）第 11 号～第 27 号事件（計 17 件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者等各1人（計17人）
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月2日又は7日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回 答 日 平成31年1月16日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

22 公調委平成29年（イ）第2号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年3月30日
- (5) 回 答 日 平成31年3月28日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

23 公調委平成29年（イ）第3号事件

（道路新設工事及びこれに伴う導水路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路新設工事等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用

対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、替地による補償が認められなかったこと、本件道路の場所は変更すべきこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成28年10月26日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年6月2日
- (5) 回答日 平成30年5月24日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

24 公調委平成29年（イ）第4号事件

（道路改築工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築工事事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、収用対象地の収用が土地収用法上の収用に係る要件に反していること、権利者を誤認していること、交渉過程の起業者の行為に問題があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成28年11月28日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年9月12日
- (5) 回答日 平成30年9月26日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

25 公調委平成29年（イ）第5号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、再開発エリアを一斉に収用しないのは不公平なこと、明渡期限の法的根拠が示されないこと、交渉過程で起業者により違法行為が行われたこと、裁決後の起業者の行為に問題があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年2月13日

- (4) 意見照会の受付日 平成29年9月12日
- (5) 回 答 日 平成30年12月21日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

26 公調委平成30年（イ）第1号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、補償金の額が地目や現況と異なる評価で算出されたこと、移植予定の立木の補償には応じられないこと、交渉過程における起業者の約束が守られていないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年9月25日
- (4) 意見照会の受付日 平成30年5月30日
- (5) 回 答 日 平成31年3月18日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

27 公調委平成31年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 準関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年4月10日
- (3) 意見照会の受付日 平成31年3月1日

28 公調委平成31年（イ）第2号事件

（道路改築工事並びにこれに伴う道路及び水路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年2月15日
- (3) 意見照会の受付日 平成31年3月1日

第2節 平成30年度に係属した承認申請事案

平成30年度における承認申請事案の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（承）第1号事件

（採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請）

申請人は、A団体（申請地の土地所有者）との間で昭和30年代初頭、申請地に10年間の採石権設定契約を締結し、以降10年ごとに両者の任意により契約を更新してきたところ、平成20年11月22日に現在の採石権設定契約を締結した（契約期間は平成21年2月1日～平成31年1月31日）。

A団体は、平成25年9月に臨時総会を開催し、同年2月に発覚した申請地周辺で起きた土砂崩落への対処の不履行等により申請者との信頼関係が破壊されていることを理由に、採石権延長の不同意を決議した。申請人は、平成28年9月にA団体を相手方とする採石権設定契約期間満了後の契約延長を内容とする調停を申立てたが、不調に終わった。また、同年11月にはA団体を被告とする採石権設定登記手続を求めて提訴し、認容判決が下されたものの、平成29年7月、A団体を被告とする採石期間延長を不同意とする意思表示の無効確認を求めて提訴したが、却下判決が下された。このため、申請人は採石権の存続期間の更新に関して協議が調わないとして、平成30年8月2日付けで、中国経済産業局長に対し、採石法第28条の規定に基づく採石権存続期間更新の決定を申請した。

中国経済産業局長は、同法第17条の規定に基づき平成30年9月20日に申請人及びA団体から意見を聴取した上で、砕石出荷動向、砕石生産余力等を検証したところ、岩石資源が不足する蓋然性は認められないこと及びA団体は採石以外の具体的な土地利用の構想があると説明しており、採石権の更新が土地所有権の制限にならないとは認められないことを理由に、申請を棄却する決定を行うべく、同法第30条の規定で準用する同法第18条の規定に基づき、同年10月11日付けで公害等調整委員会の承認を求めてきたものである。

公害等調整委員会は、申請書及び添付一件書類を審査した結果、平成30年12月7日付けで、本件を承認する旨回答した。

付録1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成31年3月31日までに受け付けた事件を収録した。
- 2 事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移 送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回 付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

あっせん事件

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|----------------|---------------------|----------------------|----------|--------------------------|---------------------|----------|---------|
| 平成6年(ア)第1号 | 北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件 | 6. 9. 8 | 長野県住民12人 | 日本鉄道建設公団外2人 | ①防音措置 ②道路付替計画の変更 | 6.12.21 | あっせん打切り |
| 平成14年(ア)第1号外1件 | 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件 | 14.10.15 15. 5.14 | 兵庫県住民21人 | 国(代表者国土交通大臣) 阪神高速道路公団 | 大阪高等裁判所における和解条項の履行 | 15. 6.26 | あっせん成立 |

調停事件

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|------------------|---|-------------------------------|----------------|---------------|--|---|--|
| 昭和46年(調)第1号外1件 | 鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件 | 46. 1.21 46. 3.31 (引継ぎ) | 真珠養殖会社 | 石油基地 | 賠償請求(約4億7000万円) | 46. 1.25 48. 3. 2 | 移送 取下げ(和解成立) |
| 昭和46年(調)第3号 | 香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件 | 46.10.11 | 香川県漁民1,390人 | 製紙・パルプ会社72社 | ①賠償請求(約10億2000万円) ②海底堆積物の撤去等 | 47.10.17 | 調停成立 |
| 昭和46年(調)第4号外619件 | 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 | 46.12.24 ~28. 6.10 | 水俣病認定患者等1,556人 | 化学肥料等製造会社等 | 賠償請求 | 47. 2.21 ~29. 2.13 | 調停成立1,466人 取下げ等90人 |
| 昭和47年(調)第8号外3件 | 渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件 | 47. 3.31 ~48. 6.15 | 群馬県農民971人 | 鉍業会社 | 賠償請求(約39億円) | 49. 5.11 | 調停成立 |
| 昭和49年(調)第22号外1件 | | 49.11.15 51. 8.27 | 群馬県農民36人 | | 賠償請求(約6000万円) | 52.12.23 | 取下げ(和解成立) |
| 昭和48年(調)第1号外22件 | 大阪国際空港騒音調停申請事件 | 48. 2.15 ~51. 2.10 | 兵庫県等住民20,138人 | 国(代表者運輸大臣) | ①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求 | 50.10.28 11.14 53. 3.16 3.28 55. 6.30 7.16 61.12.23 | 騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立 |
| 昭和48年(調)第31号 | 徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件 | 48.11.29 | 山口県漁民232人 | 徳山湾東海域臨海企業12社 | ①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約10億1000万円) | 50. 6. 2 | 調停成立 |
| 昭和50年(調)第5号 | | 50. 4. 9 | 山口県漁民377人 | 徳山湾西海域沿岸企業10社 | ①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約11億円) | 51. 8.24 | 調停成立 |
| 昭和53年(調)第25号 | 大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件 | 53. 4.12 | 大阪府住民2人 | 国(代表者運輸大臣) | 家屋の防音工事の施工 | 53.10.11 | 調停打切り |

| 事件番号 | 事件 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終結年月日 | 終結区分 |
|----------------------------|----------------------|-----------------------------------|------------------------|--|---|-----------------------|--------------|
| 昭和56年(調)第16号 | 大阪国際空港騒音調停申請事件 | 56. 4. 30 | 兵庫県住民592人 | 国(代表者運輸大臣) | ①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求 | 62. 4. 23 | 取下げ |
| 昭和56年(調)第33号 | 仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件 | 56. 10. 27 | 仙台市 | 漁業協同組合 | 漁業被害等に係る被申請人に対する債務不存在の確認 | 元. 3. 27 | 取下げ |
| 昭和62年(調)第17号外2件 | スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件 | 62. 10. 24 (引継ぎ) ~63. 2. 24 | 長野県弁護士等269人 | スパイクタイヤメーカー7社 | スパイクタイヤの製造・販売の中止 | 63. 6. 2 | 調停成立 |
| 昭和63年(調)第4号 | 新幹線騒音被害等調停申請事件 | 63. 1. 29 | 大阪府住民7人 | 鉄道会社 | 家屋の防音・防振工事の施行等 | 元. 7. 17 | 調停打ち切り |
| 平成元年(調)第8号 平成2年(調)第7号 | スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件 | 元. 8. 24 2. 4. 25 (引継ぎ) | 長野県弁護士73人 | 国(代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官) | スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置 | 元. 12. 25 3. 3. 29 | 移送 取下げ |
| 平成元年(調)第11号 平成2年(調)第16号 | | 元. 10. 19 2. 7. 17 (引継ぎ) | 北海道弁護士等319人 | | | 元. 12. 25 3. 3. 28 | 移送 取下げ |
| 平成2年(調)第1号 | ゴルフ場農薬被害等調停申請事件 | 2. 1. 8 | 埼玉県住民等51人 | ゴルフ場建設会社 | ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止 | 2. 1. 22 | 移送 |
| 平成2年(調)第3号 | 軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件 | 2. 1. 19 | 長野県住民1人 | ゴルフ場建設会社 長野県 | ①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回 | 2. 2. 5 | 移送 |
| 平成2年(調)第4号 | 小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件 | 2. 1. 19 | 長野県住民1人 | ゴルフ場建設会社 長野県 | ①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回 | 2. 2. 5 | 移送 |
| 平成2年(調)第6号外3件 | 東京湾横断道路建設被害等調停申請事件 | 2. 3. 28 ~ 3. 1. 9 | 千葉県等住民90人 | 国(代表者建設大臣) 日本道路公団 道路建設会社 | 建設工事の中止 | 2. 5. 10 3. 8. 2 | 回付 調停打ち切り |
| 平成2年(調)第12号 | 山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件 | 2. 5. 25 | 静岡県住民130人 | ゴルフ場建設会社 | ゴルフ場建設中止 | 3. 5. 14 | 調停成立 |
| 平成2年(調)第13号 | 長野県ゴルフ場開発指導要綱調停申請事件 | 2. 5. 30 | 長野県住民13人 | 長野県 | 「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱」の遵守 | 2. 6. 25 | 調停申請却下 |
| 平成2年(調)第15号 | 却下決定取消等調停申請事件 | 2. 7. 3 | 平成2年(調)第13号事件の申請人のうち1人 | 公害等調整委員会 | 平成2年(調)第13号事件の却下の取消し | 2. 7. 16 | 調停申請却下 |
| 平成2年(調)第18号外1件 | 原子炉運転停止等調停申請事件 | 2. 10. 1 3. 1. 11 | 大阪府住民51人 | 電力会社 | 現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと | 3. 10. 28 | 調停打ち切り |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-----------------------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|---|--|--|--|
| 平成3年(調) 第8号 外1件 | 北陸新幹線騒音防止等 調停申請事件 | 3. 6. 13 4. 5. 27 | 長野県等住 民11人 | 日本鉄道建 設公団 | 北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間 については工事の 中止 ②軽井沢～長野間 については計画の 変更 | 4. 3. 27 ～ 6. 1. 28 | 一部調停成立 一部調停打切り 一部取下げ |
| 平成5年(調) 第1号 外1件 | 東海道新幹線騒音・振 動被害等調停申請事件 | 5. 2. 4 6. 1. 10 | 神奈川県住 民2人 | 鉄道会社 | ①賠償請求 ②騒音対策(減速) | 6. 1. 10 | 調停成立 |
| 平成5年(調) 第2号 外1件 | 液体洗剤水質汚濁被害 等調停申請事件 | 5. 7. 9 6. 2. 21 | 静岡県等住 民18人 | 洗剤製造会 社 | ①全製品の回収 ②回収製品の安全 な処分 ③雑菌混入経緯等 の情報開示 | 7. 3. 2 10. 3. 17 | 参加申立取下げ 一部調停成立 一部調停打切り |
| 平成5年(調) 第4号 外2件 | 豊島産業廃棄物水質汚 濁被害等調停申請事件 | 5. 12. 21 ～ 8. 10. 23 | 香川県住民 549人 | 廃棄物処理 業者、廃棄 物排出事業 者及び香川 県ら27人 国(代表者 厚生大臣) | ①産業廃棄物の撤 去 ②賠償請求 | 9. 12. 19 ～12. 1. 12 12. 5. 29 12. 6. 6 | 一部調停成立 (排出事業者19 社) 一部取下げ(香 川県職員2人) 一部調停成立 (香川県) 一部調停打切り (廃棄物処理業 者、その実質的 経営者ら及び排 出事業者2人) 一部取下げ (国) |
| 平成6年(調) 第2号 | CNP水質汚濁被害調 停申請事件 | 6. 1. 11 | 埼玉県等住 民103人 | 化学薬品製 造会社 | CNP及びこれを 原体とする除草剤 の製造、販売及び 使用の中止等 | 6. 4. 14 | 取下げ |
| 平成6年(調) 第3号 | 高圧ガス集配所騒音被 害等調停申請事件 | 6. 1. 19 | 東京都住民 1人 | プレス事業 者等6社 | ①騒音・振動の規 制 ②賠償請求 | 7. 6. 26 | 調停打切り |
| 平成6年(調) 第5号 外3件 | 金属加工工場騒音・振 動被害調停申請事件 | 6. 2. 25 ～ 6. 4. 26 | 東京都住民 9人 | 鍛造事業者 2社 | 騒音・振動の規制 | 8. 6. 26 8. 11. 21 | 調停成立 (8. 6. 12各被申 請人に係る手続 を分離) 調停成立 |
| 平成6年(調) 第6号 | 新潟県CNP水質汚濁 被害調停申請事件 | 6. 3. 18 | 新潟県住民 3,850人 | 化学薬品製 造会社 | CNP及びこれを 原体とする除草剤 の製造、販売及び 使用の中止 | 6. 5. 2 | 取下げ |
| 平成7年(調) 第1号 | 送電線建設土壌汚染被 害等調停申請事件 | 7. 1. 23 | 島根県等住 民32人 | 国(代表者 通商産業大 臣) 電力会社 | 鉄塔等の建設を中 止 | 7. 3. 8 8. 2. 13 | 一部取下げ 調停打切り |
| 平成7年(調) 第2号 外1件 | 中海本庄工区干陸事業 水質汚濁被害等調停申 請事件 | 7. 9. 6 8. 1. 19 | 島根県等住 民36人 | 国(代表者 農林水産大 臣) | 全面干陸事業を行 わないこと等 | 13. 4. 6 | 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|------------------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------|---|---|---------------------------|---------------------------------------|
| 平成8年(調) 第2号 | 松枯れ対策農薬空中散布 大気汚染被害等調停 申請事件 | 8. 8. 22 | 島根県等住 民3人 | 益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省 | ①農薬空中散布の 中止 ②松枯れ対策とし て農薬空中散布以 外の方法の選択 | 10. 8. 5 11. 3. 15 | 申請人1人につい て調停をしない旨 の決定 調停打ち切り |
| 平成9年(調) 第1号 | 製鉄所大気汚染健康被 害工場移転等調停申請 事件 | 9. 7. 7 | 和歌山県住 民33人 | 製鉄会社 | ①埋立移転計画に 基づく製鉄所の移 転 ②ばいじんの総量 規制 ③被害補償 | 9. 8. 29 | 移送 |
| 平成10年(調) 第2号 | 四日市市産業廃棄物処 分場水質汚濁防止等調 停申請事件 | 10. 12. 4 | 三重県住民 8人 | 廃棄物処理 業者 廃棄物排出 事業者20社 | ①積み荷の展開検 査 ②処分場内立入・ サンプル採取 ③処理を委託した 産業廃棄物の種 類、性質、数量等 の公開 | 13. 1. 10 | 調停打ち切り |
| 平成11年(調) 第3号 | 北陸新幹線騒音防止等 調停申請事件 | 11. 5. 13 | 長野県住民 19人 | 日本鉄道建 設公団 | ①騒音・振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰にな ったことによる補 償金の支払 | 11. 10. 8 | 調停打ち切り |
| 平成13年(調) 第2号 外1件 | 核融合科学研究所重水 素実験中止調停申請事 件 | 13. 7. 9 14. 2. 26 | 岐阜県等住 民8,138人 | 国(代表者 文部科学大 臣) | 重水素実験を実施 しないこと | 15. 11. 12 | 調停打ち切り |
| 平成13年(調) 第3号 | 清瀬・新座低周波騒音 被害等調停申請事件 | 13. 11. 7 | 埼玉県等住 民10人 | 医療法人 | ①防音・防振対策 ②慰謝料の支払 | 15. 3. 11 | 調停成立 |
| 平成14年(調) 第2号 | 九州新幹線騒音被害防 止等調停申請事件 | 14. 10. 4 | 熊本県住民 10人 | 国(代表者 国土交通大 臣) 日本鉄道建 設公団(現 独立行政法 人鉄道建設 ・運輸施設 整備支援機 構) 熊本県 水保市 八代市 鉄道会社 | ①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支 払 | 17. 6. 28 | 調停打ち切り |
| 平成15年(調) 第1号 | 東京都地下鉄等騒音・ 振動被害防止調停申請 事件 | 15. 3. 10 (引継ぎ) | 東京都住民 6人 | 東京都 鉄道会社 | 列車の運行に伴う 騒音・振動の軽減 | 17. 6. 16 | 調停成立 |
| 平成15年(調) 第5号 外1件 | 新潟空港騒音被害調停 申請事件 | 15. 6. 27 15. 10. 31 | 新潟県住民 5人 | 国(代表者 国土交通大 臣及び環境 大臣) 新潟県 新潟市 | 騒音対策等 | 16. 6. 1 | 取下げ |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区分 |
|-------------|--------------------------------|-----------|---------------------|---|--|------------|--------|
| 平成17年(調)第1号 | 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件 | 17. 8. 29 | 三重県等住民110人 | 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県 | ①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査 | 22. 7. 6 | 調停打ち切り |
| 平成21年(調)第2号 | 医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件 | 21. 2. 25 | 神奈川県住民16人 | 薬品会社 | 被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的实施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査 | 21. 3. 9 | 移送 |
| 平成21年(調)第5号 | 成田国際空港航空機騒音調停申請事件 | 21. 7. 17 | 茨城県住民48人 | 空港会社 | ①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払 | 23. 5. 11 | 調停打ち切り |
| 平成23年(調)第1号 | 長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件 | 23. 3. 9 | 長崎県住民1人 | 国土交通大臣 | 道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること | 23. 3. 22 | 移送 |
| 平成23年(調)第3号 | 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 | 23. 9. 16 | 国内住民等108人 法人等3団体 | 電力会社等11社 | 各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること | 23. 11. 28 | 調停申請却下 |
| 平成23年(調)第4号 | 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 | 23. 10. 5 | 大阪府等住民10名 | 電力会社等11社 | 各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること | 23. 11. 28 | 調停申請却下 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-----------------|---------------------------------------|---------------|----------------|------------------------------------|---|------------|---------|
| 平成24年(調) 第1号 | 長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件 | 24. 1. 17 | 産業廃棄物 処理事業者 | 長野県 汚泥等の排 出事業者9 社 | 長野県に対して、 ①廃棄物等の搬 出・処分義務の不 存在確認 ②仮に申請人が廃 棄物を搬出・処分 する場合の賠償請 求 その他の被申請人 に対して ③廃棄物等の搬 出・処分 | 24. 3. 5 | 調停申請却下 |
| 平成24年(調) 第3号 | 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件 | 24. 3. 14 | 国内住民等 35人 | 電力会社等 11社 | 各社事業活動に伴 う二酸化炭素排出 量を1990年比29パ ーセント削減する こと | 24. 3. 26 | 調停申請却下 |
| 平成24年(調) 第4号 | 大津市における汚染土 壌の処理による水質汚 濁被害調停申請事件 | 24. 3. 29 | 滋賀県住民 231人 | 香川県 大津市 | 香川県は、①豊島 から汚染土壌を搬 出しないこと、② 水洗浄処理業務委 託契約を解除する こと 大津市は、③豊島 及び処理工場の汚 染土壌のサンプル 採取、立入調査及 び工場直下を流れ る川の水質モニタ リングを実施する こと | 24. 5. 17 | 取下げ |
| 平成24年(調) 第6号 | 千葉県における航空機 騒音調停申請事件 | 24. 9. 24 | 千葉県住民 1人 | 航空会社2 社 国(代表者 国土交通大 臣) | 申請人らは、①意 図的にショートカ ットを行い、航空 燃料を節約、利益 を上げる行為を停 止すること、②国 が認めた深夜便の 海上飛行を遂行 (遵守)するこ と、③申請人に対 する羽田発着便の 不法行為への抗議 により端を発した 嫌がらせ等の行為 を停止することな ど | 24. 10. 22 | 取下げ |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|------------------------------------|------------------------------|---|--|---------------------------------|--|--------------------------|------------------------------------|
| 平成24年(調)第9号 平成24年(調)第10号 外4件 | 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件 | 24. 12. 13 24. 12. 27 (引継ぎ) 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25 | 千葉県住民 46人 | 千葉県 | 放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年3月末)の確約 | 24. 12. 13 25. 12. 19 | 移送 調停打ち切り |
| 平成25年(調)第5号 外1件 | 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件 | 25. 7. 25 25. 9. 30 | 宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン 運営会社 不動産会社 | 残土処分業者 残土処分場所有者 大津市 | ①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること | 25. 9. 27 26. 7. 7 | 一部取下げ (残土処分場所所有者に対する申請) 調停成立 |
| 平成25年(調)第6号 | 千葉県における航空機騒音調停申請事件 | 25. 7. 29 | 千葉県住民 1人 | 国土交通省 | 申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること | 25. 12. 3 | 調停打ち切り |
| 平成26年(調)第1号 | 徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件 | 26. 4. 3 | 徳島県住民 70人 | 産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者及び徳島県ら16人 | 被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること | 28. 4. 26 | 調停打ち切り |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|--------------|------------------------------------|---|-------------------------|----------|
| 平成28年(調) 第10号 | 東京国際空港航空機騒音調停申請事件 | 28. 9. 9 | 東京都法人 5社 | 国土交通大臣 | 被申請人に対して、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと | | |
| 平成28年(調) 第11号 平成29年(調) 第1号 | 甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件 | 28. 12. 9 29. 2. 20 | 宗教法人 農業法人 | 滋賀県 産業廃棄物 処理業者2 社 ほか1人 | 被申請人らは、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないように必要な措置を講じること等 | 28. 12. 21 29. 3. 21 | 回付 移送 |
| 平成30年(調) 第3号 | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件 | 30 .3. 30 | 広島県住民 4人 | 自動車解体業者 | 騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること | 30. 4. 10 | 移送 |
| 平成30年(調) 第4号 | 国立市における騒音による健康被害等調停申請事件 | 30. 11. 9 | 東京都住民 1人 | 建築会社 | 被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めること | 30. 11. 20 | 移送 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-----------------|--------------------------------|---------------|---|------------------------------|---|------------|---------|
| 平成31年(調) 第1号 | 自動車排出ガスによる 大気汚染被害調停申請 事件 | 31. 2. 18 | 東京都など 6都府県の 住民94人 法人でない 社団1団体 | 国(環境大 臣) 自動車メー カー7社 | 被申請人国に対 し、 ①新たな大気汚 染公害医療費救 済制度の創設 被申請人メーカ ーに対し、 ②本件救済制度 への相当の財源 負担 被申請人国及び 被申請人メーカ ーに対し、 ③損害賠償金合 計9400万円の支 払 | | |

仲裁事件

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-----------------|------------|---------------|-------------|------------|-------------------|------------|---------|
| 昭和50年(仲) 第1号 | 損害賠償仲裁申請事件 | 50. 12. 4 | 福岡県住民 1人 | 日本国有鉄 道 | 賠償請求 (約5000万円) | 51. 4. 26 | 棄却 |

裁定事件

| 事件番号 | 事件 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終結年月日 | 終結区分 |
|----------------------------------|---|------------------------|---------------------------|----------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 昭和49年(セ)第1号外1件 | 富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件 | 49. 7. 2 49. 10. 21 | 富山県住民 36人 | 建設会社等 4社 | 賠償請求 (約12億3000万円) | 53. 7. 22 | 棄却 |
| 昭和49年(セ)第2号 | 大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件 | 49. 8. 3 | 大阪府住民 3人 | 国(代表者 運輸大臣) | 賠償請求 (約600万円) | 49. 12. 3 | 取下げ |
| 昭和49年(セ)第3号 | 東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件 | 49. 8. 5 | 東京都住民 2人 | 東京都 建設会社 | 賠償請求 (約2600万円) | 51. 11. 29 | 一部認容 |
| 昭和49年(セ)第4号 | 大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件 | 49. 8. 12 | 大阪府住民 1人 | 建設会社外 1人 | 賠償請求 (約500万円) | 49. 10. 5 | 取下げ |
| 昭和49年(セ)第5号 ↓ 昭和51年(調)第16号 | 長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件 | 49. 9. 20 | 長野県農民 445人 | ガラス製造 会社 | 賠償請求 (約8000万円) | 51. 5. 12 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 昭和50年(ゲ)第1号 ↓ 昭和51年(調)第23号 | 埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件 | 50. 6. 27 | 化学薬品製 造会社 | 埼玉県住民 50人 | 亜硫酸ガスと呼吸 器疾患等との因果 関係の有無 | 51. 6. 17 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 昭和50年(セ)第1号 | 東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件 | 50. 12. 2 | 東京都住民 2人 | 鉄工所 | 賠償請求 (約600万円) | 51. 1. 19 | 申請不受理 |
| 昭和51年(セ)第1号 ↓ 昭和52年(調)第33号 | 島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件 | 51. 10. 1 | 島根県漁民 3,384人 漁協10組合 | 運輸会社 | 賠償請求 (約1億9000万円) | 52. 10. 13 52. 12. 23 | 職権調停移行 調停成立 |
| 昭和52年(セ)第1号 | 東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件 | 52. 2. 25 | 観光会社 東京都住民 1人 | 東京都 建設会社 | 賠償請求 (約3500万円) | 53. 2. 28 | 取下げ(和解成 立) |
| 昭和54年(ゲ)第1号 ↓ 昭和56年(調)第4号 | 仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件 | 54. 2. 28 | 宮城県漁協 7組合 | 仙台市 | 下水処理場排水と 海苔芽脱落との因 果関係の有無 | 56. 2. 2 56. 3. 30 | 職権調停移行 調停成立 |
| 昭和55年(セ)第1号 | 佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件 | 55. 11. 28 | 大分県真珠 養殖業者 | 建設会社 倉庫会社 | 賠償請求 (約3900万円) | 58. 10. 17 | 取下げ |
| 昭和57年(ゲ)第1号 | 壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件 | 57. 6. 25 | 長崎県真珠 養殖業者 | 芦辺町 | 漁港修築事業と真 珠貝へい死との因 果関係の有無 | 元. 3. 6 | 一部認容 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|--|-----------------------|-----------------------|--------------------|---|---|------------------------------------|--|
| 昭和60年(セ)第1号 | 高知市における建築物損傷等責任裁定申請事件 | 60. 9. 2 | 高知県住民1人 | 大規模集会所の施工主 施工業者 設計管理者 | 賠償請求 (約100万円) | 60.10. 7 | 申請不受理 |
| 昭和61年(セ)第1号 外1件 ↓ 昭和63年(調)第14号 外1件 | 森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件 | 61. 4. 12 62. 4. 7 | 漁業生産組合 真珠養殖業者2人 | 建設会社 年金福祉事業団 和歌山県 和歌山県土地開発公社 | 賠償請求 (約13億7000万円) | 63. 7. 20 63. 7. 21 | 職権調停移行 調停成立 |
| 昭和62年(セ)第2号 外1件 ↓ 平成元年(調)第5号 | 道路騒音等被害責任裁定申請事件 | 62. 5. 28 63. 2. 4 | 東京都住民133人 | 国(代表者 建設大臣) 東京都 首都高速道路公団 | 賠償請求 (申請人1人につき50万円)等 | 元. 3. 22 元. 3. 23 | 職権調停移行 調停成立 |
| 昭和63年(ゲ)第1号 | 水俣病原因裁定申請事件 | 63. 7. 29 | 熊本県等住民245人 | 化学肥料等製造会社 | 工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無 | 63. 9. 21 | 申請不受理 |
| 平成2年(セ)第1号 ↓ 平成3年(調)第12号 | 冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件 | 2. 9. 25 | 東京都住民1人 | アパート所有者 | 賠償請求 (約300万円) | 3.11. 5 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成2年(ゲ)第1号 | 商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件 | 2.12. 28 | 東京都住民1人 | 国(代表者 法務大臣) 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所 | 商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無 | 3. 1. 28 | 申請不受理 |
| 平成3年(ゲ)第1号 | 下水道管理設工事振動被害原因裁定申請事件 | 3. 9. 30 | 東京都住民3人 | 東京都 | 下水道管理設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無 | 3.11. 25 | 申請不受理 |
| 平成4年(セ)第1号 外13件 ↓ 平成10年(調)第1号 | 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件 | 4. 5. 7 ~ 9.12. 8 | 東京都住民368人 | 鉄道会社 | 賠償請求 (申請人1人につき50万円) | 10. 4. 6 10. 5. 23 10. 7. 24 | 職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却 |
| 平成8年(セ)第1号 ↓ 平成11年(調)第2号 | 飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件 | 8. 4. 24 | 福岡県住民5人 | 飯塚市 | 賠償請求 (申請人1人につき360万円) | 11. 1. 29 11. 7. 13 | 職権調停移行 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合) 調停成立 |

| 事件番号 | 事件 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終結年月日 | 終結区分 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------|-----------|------------|---|------------------------|---|
| 平成8年(ゲ)第1号 ↓ 平成11年(調)第1号 | 飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事件 | 8. 4. 24 | 福岡県住民4人 | 飯塚市 | し尿処理場及びこれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無 | 11. 1. 29 11. 7. 13 | 職権調停移行 (飯塚市廃棄物悪臭被害職権調停事件を併合) 調停成立 |
| 平成9年(ゲ)第1号 | 杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件 | 9. 5. 21 | 東京都等住民18人 | 東京都 | 不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無 | 14. 6. 26 | 一部認容 |
| 平成10年(ゲ)第1号 | 金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件 | 10. 4. 24 | 千葉県住民3人 | 金属板印刷会社 | 工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無 | 10. 6. 22 | 申請不受理 |
| 平成11年(セ)第1号 | 小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件 | 11. 5. 6 | 香川県住民2人 | 香川県採石会社 | 賠償請求 (100万円) | 11. 6. 21 | 申請不受理 |
| 平成11年(セ)第2号 | 尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件 | 11. 8. 30 | 三重県真珠養殖業者 | 三重県建設会社3社 | 賠償請求 (約3億円) | 14. 2. 18 | 棄却 |
| 平成11年(セ)第3号 | 佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件 | 11. 12. 27 | 大分県真珠養殖業者 | 国(代表者運輸大臣) | 賠償請求 (約6390万円) | 15. 1. 31 | 一部認容 |
| 平成12年(セ)第1号 ↓ 平成15年(調)第4号 | 奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件 | 12. 11. 8 | 鹿児島県住民3人 | 鹿児島県建設会社3社 | 賠償請求 (1億5156万円) | 15. 6. 17 | 職権調停移行→ 調停成立 一部取下げ |
| 平成13年(セ)第1号 | 奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件 | 13. 1. 31 | 鹿児島県住民3人 | 建設会社 | 賠償請求 (1億8156万円) | 13. 2. 19 | 取下げ |
| 平成13年(セ)第2号 | 横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件 | 13. 12. 27 | 神奈川県住民3人 | 横浜市 | 賠償請求 (5000万円) | 15. 3. 31 | 棄却 |
| 平成14年(セ)第1号 ↓ 平成16年(調)第2号 | 深川市における低周波音被害責任裁定申請事件 | 14. 1. 18 | 北海道住民2人 | 生活協同組合 | 賠償請求 (約1113万円) | 16. 6. 30 16. 7. 7 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成14年(セ)第2号 ↓ 平成14年(調)第3号 | 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件 | 14. 3. 28 | 静岡県住民1人 | 製菓会社 | 賠償請求 (約350万円) | 14. 11. 26 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成14年(セ)第3号 ↓ 平成15年(調)第2号 | 松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件 | 14. 9. 10 | 千葉県住民3人 | 建設会社2社 | 賠償請求 (約2300万円) | 15. 3. 17 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成14年(セ)第4号 ↓ 平成16年(調)第1号 | 越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件 | 14. 9. 18 | 埼玉県住民24人 | 越谷市印刷会社 | 賠償請求 (申請人1人につき200万円) | 16. 4. 15 16. 4. 20 | 職権調停移行 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|---------------------------------|--|------------------------|--------------------------|----------------------------------|--|------------------------|-----------------|
| 平成14年(ゲ)第1号 | 高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件 | 14. 10. 10 | 群馬県住民1人 | スーパーマーケット食品会社 | 惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍機等から発生する低周波音と健康被害との因果関係の有無 | 17. 12. 20 | 取下げ |
| 平成15年(ゲ)第1号 ↓ 平成15年(調)第3号 | 大阪市におけるメッキ工場による土壤汚染財産被害原因裁定申請事件 | 15. 2. 6 | 国(代表者財務大臣) | メッキ会社 | 工場が排出していた有害物質と土壤汚染による財産被害との因果関係の有無 | 15. 5. 12 15. 5. 29 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成15年(ゲ)第2号 外1件 | 有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件 | 15. 4. 16 15. 5. 30 | 福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会 | 国(代表者農林水産大臣) | 国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無 | 16. 9. 8 17. 8. 30 | 一部取下げ 棄却 |
| 平成15年(セ)第1号 | 埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壤汚染被害責任裁定申請事件 | 15. 7. 30 | 埼玉県住民1人 | 国(代表者国土交通大臣) 埼玉県伊奈町土地の売主不動産会社 | 賠償請求(2704万円) | 16. 1. 21 | 取下げ |
| 平成15年(セ)第2号 | 香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件 | 15. 10. 21 | 岡山県住民1人 | 香川県 | 賠償請求(3億円)等 | 15. 12. 8 | 申請不受理 |
| 平成15年(セ)第3号 ↓ 平成17年(調)第3号 | 荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件 | 15. 11. 6 | 東京都住民3人 | 東京都住民2人 神奈川県住民1人 スーパーマーケット | 賠償請求(申請人1人につき約219万円) | 17. 11. 25 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成16年(ゲ)第1号 | 新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件 | 16. 1. 13 | 新潟県住民3人 | 新潟市 | 市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無 | 17. 3. 7 | 取下げ |
| 平成16年(ゲ)第2号 | 北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 16. 2. 13 | 北海道住民4人 | 国(代表者国土交通大臣) | 道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無 | 17. 6. 30 | 棄却 |
| 平成16年(セ)第1号 ↓ 平成18年(調)第1号 | 名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件 | 16. 3. 18 | 愛知県住民2人 | 国(代表者国土交通大臣) 名古屋高速道路公社 | 賠償請求(申請人1人につき約500万円) | 18. 7. 18 19. 4. 6 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成16年(ゲ)第3号 | 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件 | (嘱託受付) 16. 8. 4 | (原告) 富山県漁民13人 栽培組合 | (被告) 電力会社 | (嘱託の趣旨) ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無 | 19. 3. 28 | 因果関係を一部認める |
| 平成17年(ゲ)第1号 | 茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件 | 17. 2. 14 | 茨城県住民3人 | 金属製品製造会社2社 茨城県 | 製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無 | 21. 8. 24 | 棄却 |

| 事件番号 | 事件 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終結年月日 | 終結区分 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------------|--------------------|-------------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 平成17年(セ)第1号 ↓ 平成17年(調)第2号 | 日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件 | 17. 3. 22 | 東京都住民1人 | 東京都住民3人 | 賠償請求 (3500万円) | 17. 11. 2 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成17年(ゲ)第2号 | 銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件 | 17. 5. 19 | ゴルフセンター 千葉県住民2人 | 千葉県 | 排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無 | 19. 3. 13 | 棄却 |
| 平成17年(セ)第2号 | 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件 | 17. 5. 31 | 静岡県住民1人 | 製菓会社 | 賠償請求 (約200万円) | 18. 6. 14 | 取下げ |
| 平成17年(ゲ)第3号 | 大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件 | 17. 6. 8 | 奈良県住民1人 | ホームセンター | 購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無 | 18. 5. 29 | 裁定申請却下 |
| 平成17年(ゲ)第4号 | 津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件 | 17. 6. 14 | 三重県住民2人 | 建設会社 | 補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無 | 18. 5. 29 | 裁定申請却下 |
| 平成17年(ゲ)第5号 | 横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件 | 17. 7. 21 | 建設会社 | 神奈川県住民1人 | マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無 | 19. 10. 2 | 取下げ |
| 平成17年(セ)第3号 ↓ 平成20年(調)第1号 | 川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件 | 17. 8. 16 | 鉄道会社 | 学校法人 川崎市 | 賠償請求 (約52億1639万円) | 18. 7. 5 20. 5. 7 | 一部取下げ 一部認容 一部棄却 |
| 平成18年(セ)第1号 | 渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件 | 18. 1. 11 | 東京都住民2人 | 建設会社 | 賠償請求 (約336万円) | 19. 11. 19 | 一部認容 |
| 平成18年(セ)第2号 外1件 | 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件 | 18. 7. 24 20. 9. 29 | 茨城県等住民39人 | 国(代表者 内閣総理大臣) 茨城県 | 賠償請求 (申請人1人につき300万円) | 24. 5. 11 | 一部認容 |
| 平成18年(セ)第3号 ↓ 平成22年(調)第1号 | 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件 | 18. 8. 17 | 埼玉県住民2人 | 理・美容院 経営会社 | 賠償請求 (468万円)等 | 22. 1. 8 23. 9. 15 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成18年(ゲ)第1号 | 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件 | 18. 9. 22 | 漁業協同組合 組合員85人 | 和歌山県 | ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無 | 22. 6. 1 | 棄却 |
| 平成18年(セ)第4号 | 羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件 | 18. 10. 30 | 電子関連機器製造会社 | 石川県 羽咋市 | 賠償請求 (約16億6140万円) | 20. 11. 28 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|--|-----------------------------------|------------------------|---------------|------------------------------|--|------------------------------------|-------------------------|
| 平成18年(セ)第5号 | 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件 | 18. 11. 30 | ビジネスホテル | 鉄道会社 | 賠償請求 (1990万円) | 20. 7. 22 | 棄却 |
| 平成19年(セ)第1号 外1件 ↓ 平成21年(調)第3号 | 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件 | 19. 3. 19 19. 9. 12 | 熊本県住民 11人 | 製紙会社 | 賠償請求 (申請人1人につき300万円) | 19. 9. 12 21. 4. 2 21. 5. 25 | 一部取下げ 職権調停移行 調停成立 |
| 平成19年(セ)第3号 | 港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件 | 19. 9. 25 | 絨毯販売会社 | 建設会社 | 賠償請求 (6784万円) | 21. 3. 30 | 棄却 |
| 平成19年(セ)第4号 | 高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件 | 19. 10. 26 | 高知県住民 7人 | 国(代表者 国土交通大臣) | 賠償請求 (6億8172万円) | 22. 1. 19 | 棄却 |
| 平成20年(セ)第1号 | さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件 | 20. 2. 1 | 埼玉県住民 1人 | 不動産会社 借家所有者 | 賠償請求 (約310万円) | 21. 3. 30 | 棄却 |
| 平成20年(セ)第2号 | 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件 | 20. 3. 28 | 東京都住民 1人 | 国(代表者 環境大臣、 国土交通大臣) | 賠償請求 (3600万円) | 22. 3. 12 | 棄却 |
| 平成20年(セ)第3号 | 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件 | 20. 8. 13 | 東京都住民 1人 | 鉄道会社 | 賠償請求 (107万円) | 22. 4. 2 | 棄却 |
| 平成20年(ゲ)第1号 | 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 20. 9. 12 | 福岡県住民 117人 | 産業廃棄物 処理業者 福岡県 | 廃棄物処分場排水及び県の不適切な指導監督と水質環境の悪化等の被害との因果関係の有無 | 24. 6. 15 | 棄却 |
| 平成20年(ゲ)第2号 | 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件 | 20. 9. 30 | 東京都等住民 8人 | 東京都23区 東京二十三区清掃一部 事務組合 | 清掃工場から排出される大気汚染物質と生活環境の悪化及び健康被害等の発生との因果関係の有無 | 24. 6. 22 | 棄却 |
| 平成20年(セ)第5号 ↓ 平成21年(調)第1号 | 横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件 | 20. 10. 17 | 神奈川県住民 1人 | 不動産会 建設会社 | 賠償請求 (40万円) | 21. 1. 21 | 職権調停移行 →調停成立 |
| 平成20年(ゲ)第3号 ↓ 平成21年(調)第4号 | 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件 | 20. 12. 24 | 建設会社 | 鉄道会社 | 列車による鉄粉の飛散と社屋と車両の錆が発生する等の被害との因果関係の有無 | 21. 7. 8 21. 9. 29 | 職権調停移行 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|--|----------------------------------|----------------------|----------------|------------------------|--|----------------------|----------------|
| 平成21年(セ)第1号 | 小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件 | 21. 3. 9 | 愛知県等住民60人 | 愛知県 独立行政法人都市再生機構 | 賠償請求等 | 21. 4. 3 21.10.20 | 一部取下げ 取下げ |
| 平成21年(ゲ)第1号 | 相模原市における振動被害原因裁定申請事件 | 21. 3.16 | 神奈川県住民1人 | 神奈川県住民1人 | マッサージ機械等の振動と健康被害との因果関係の有無 | 21.10.26 | 棄却 |
| 平成21年(セ)第2号 | 高崎市における騒音被害責任裁定申請事件 | 21. 3.19 | 群馬県住民2人 | 群馬県住民1人 | 賠償請求 (100万円) | 21. 4.27 | 取下げ |
| 平成21年(ゲ)第2号 外1件 | 鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 5.27 21. 6.30 | 神奈川県住民2人 | 通信会社 | 携帯電話の基地局等から発生する低周波音・振動と健康被害との因果関係の有無 | 22. 8. 2 | 棄却 |
| 平成21年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成22年(調)第2号 | 北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件 | 21. 6. 9 | 福岡県住民2人 ホテル | 建設会社 | 賠償請求 (第3号：120万円、第4号：80万円) | 22. 3.29 22. 4. 9 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成21年(ゲ)第3号 | 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 21. 6.17 | 仙台市 | 石油会社 | 被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無 | 23. 4.18 | 認容 |
| 平成21年(ゲ)第4号 | 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 6.25 | 広島県住民1人 | 老人ホーム 経営会社 建物所有者 | 被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 22. 9. 8 | 棄却 |
| 平成21年(セ)第5号 | 横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件 | 21. 7. 2 | 神奈川県住民1人 | マンション 管理会社 建設会社 | 賠償請求 (25万円) | 22. 4. 5 | 棄却 |
| 平成21年(セ)第6号 | 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件 | 21. 7. 3 | 埼玉県住民1人 | 合成樹脂加工会社 | 賠償請求 (3265万円) | 25.10.17 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ)第6号 | 神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 7. 8 | 茨城県住民1人 | 氷雪販売業者 | 被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 21. 8. 5 | 取下げ |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|------------------------|--|------------------------|-------------------|-----------------------------|--|-----------------------|--------------|
| 平成21年(ゲ) 第7号 外1件 | 静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 7. 21 21. 11. 9 | 静岡県住民 12人 | 風力発電会社 | 被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 21. 10. 7 23. 2. 8 | 一部取下げ 取下げ |
| 平成21年(セ) 第7号 | 播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件 | 21. 7. 22 | 兵庫県住民 2人 | 電力会社 | 賠償請求 (5000万円) | 23. 4. 27 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ) 第8号 | 神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 8. 5 | 茨城県住民 1人 | 氷雪販売業者 | 被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 22. 6. 7 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ) 第9号 外1件 | 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 21. 9. 18 21. 10. 8 | 熊本県住民 2人 法人 | 熊本県南関町 | 被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無 | 24. 4. 4 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ) 第11号 | 横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 10. 30 | 神奈川県住民 1人 | マンション管理会社 マンション管理組合 | 被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 22. 9. 24 | 取下げ |
| 平成21年(セ) 第8号 | 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 21. 11. 13 | 広島県住民 1人 | 自動車部品等製造会社 | 賠償請求 (800万円) | 23. 3. 22 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ) 第13号 | 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 11. 16 | 神奈川県住民 1人 | 飲食店 国(代表者 国土交通大臣) | 被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 24. 6. 25 | 棄却 |
| 平成21年(セ) 第9号 | 新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件 | 21. 11. 16 | 東京都住民 1人 | 東京都住民 1人 | 賠償請求 (82万円) | 21. 12. 7 | 取下げ |
| 平成21年(セ) 第10号 | 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件 | 21. 11. 20 | 埼玉県住民 2人 | 薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者 | 賠償請求 (807万円) | 23. 11. 28 | 棄却 |
| 平成21年(ゲ) 第14号 | 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件 | 21. 12. 10 | 群馬県住民 2人 | 群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社 | 被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 23. 6. 10 | 取下げ |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|---|---|-----------------------|-------------|---|--|-----------------------|----------------|
| 平成21年(セ) 第11号 | 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 21.12.24 | 東京都住民 1人 | グラフィックデザイン業者 | 賠償請求 (261万円) | 23. 6. 27 | 棄却 |
| 平成21年(セ) 第12号 | 熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 21.12.24 | 熊本県住民 2人 | 不動産所有者 不動産会社 | 賠償請求 (約3404万円) | 23. 2. 7 | 棄却 |
| 平成22年(ゲ) 第1号 ↓ 平成22年(調) 第5号 | 大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 22. 4. 1 | 東京都住民 2人 | プラスチック加工会社 | プラスチック加工工場から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 22. 9. 30 22.10. 6 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成22年(セ) 第1号 | 神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件 | 22. 4. 5 | 佐賀県住民 1人 | 国(代表者 農林水産大臣) | 賠償請求 (3600万円) | 24. 6. 13 | 棄却 |
| 平成22年(セ) 第2号 外1件 | 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件 | 22. 4. 28 22.10.25 | 福岡県住民 2人 | 福岡県 遠賀町 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 4名 | 賠償請求 (第2号:4300万円、第9号: 2470万円) | 23. 5. 12 | 一部却下 一部棄却 |
| 平成22年(ゲ) 第2号 | 島根県吉賀町におけるトンネル工事によりヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件 | 22. 5. 17 | 漁業協同組合 | 島根県 | トンネル工事により河川内にヒ素が流出したことと漁業被害との因果関係の有無 | 23. 5. 26 | 取下げ |
| 平成22年(ゲ) 第3号 | 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件 | 22. 5. 27 | 文化財保存・管理法人 | 不動産会社 建設会社 | マンション建設工事と申請人の所有・管理する建物の損害との因果関係の有無 | 24.10.12 | 取下げ |
| 平成22年(セ) 第3号 | 宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件 | 22. 6. 2 | 宮崎県住民 1人 | 宮崎県 | 賠償請求 (約920万円) | 24. 3. 27 | 棄却 |
| 平成22年(セ) 第4号 ↓ 平成24年(調) 第2号 | 宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 22. 6. 29 | 宮崎県住民 2人 | 国(代表者 国土交通大臣) 宮崎県 | 賠償請求 (約7702万円) | 24. 2. 22 24. 4. 7 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成22年(セ) 第5号 | 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件 | 22. 7. 23 | 東京都住民 2人 | 建物解体会社 | 賠償請求 (約262万円) | 23.12.20 | 一部認容 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------|----------------------|---|----------------------|----------------|
| 平成22年(セ)第6号 | 葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件 | 22. 7. 23 | 東京都住民 1人 | 不動産会社 | 賠償請求 (1000万円) | 23. 9. 26 | 棄却 |
| 平成22年(セ)第7号 | 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 22. 8. 20 | 東京都住民 2人 | 道路会社 | 賠償請求 (約1235万円) | 24. 5. 25 | 棄却 |
| 平成22年(ゲ)第4号 | 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件 | 22. 9. 9 | 東京都住民 1人 | 通信会社 | 携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動(低周波音及び低周波振動を含む)と健康被害との因果関係の有無 | 25. 4. 4 | 棄却 |
| 平成22年(セ)第8号 | 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 | 22.10. 7 | 東京都住民 1人 | 公衆浴場経営者 | 賠償請求 (約201万円) | 24. 5. 25 | 棄却 |
| 平成22年(ゲ)第5号 ↓ 平成23年(調)第5号 | 川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件 | 22.11. 8 | 埼玉県住民 1人 | 住宅施工会社 | 住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 23.10.18 23.11.21 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成22年(ゲ)第6号 | 多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件 | 22.11.12 | 東京都住民 1人 | 東京都 | 道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無 | 23. 4. 22 | 取下げ |
| 平成22年(ゲ)第7号 | 鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件 | 22.12. 2 | 千葉県住民 1人 | 医療法人 同法人経営者 | 医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 24. 8. 27 | 棄却 |
| 平成22年(セ)第10号 | 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件 | 22.12. 6 | 千葉県住民 1人 | 建設会社 | 賠償請求 (180万円) | 24. 9. 10 | 一部認容 |
| 平成22年(セ)第11号 | 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件 | 22.12.27 | 静岡県住民 1人 | 金属加工会社 焼津市 静岡県 | 賠償請求 (300万円)等 | 24.12. 5 | 棄却 |
| 平成23年(ゲ)第1号 ↓ 平成24年(調)第8号 | 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 23. 2. 4 | 沖縄県住民 1人 エコツアー 企画運営会社 | 宮古島市 | 海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無 | 24.12. 3 24.12.17 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成23年(セ)第1号 | 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件 | 23. 2. 21 | 不動産会社 | 鉄道会社 | 賠償請求 (日額9000円等) | 26. 1. 15 | 一部却下 一部棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|-----------|-------------------------------|--|------------------------|----------------|
| 平成23年(ゲ)第2号 外2件 | 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 | 23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26 | 大阪府等住民73人 | 廃プラ処理会社 北河内4市 リサイクル施設組合 | 廃プラ処理施設から排出される有害化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 26. 11. 19 | 棄却 |
| 平成23年(ゲ)第3号 ↓ 平成23年(調)第2号 | 中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件 | 23. 3. 2 | 東京都住民1人 | レストラン運営会社 | 飲食店の来店客の喚声等と申請人の精神的被害との因果関係の有無 | 23. 9. 12 23. 9. 26 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成23年(ゲ)第4号 | 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 23. 3. 7 | 食品会社 | 畜産会社3社 畜産事業者 | 養豚場等から排出されるし尿と申請人所有の井戸水の汚染との因果関係の有無 | 27. 2. 10 | 一部認容 |
| 平成23年(セ)第2号 | 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件 | 23. 3. 10 | 兵庫県住民1人 | 不動産会社 建設会社 | 賠償請求 (約361万円) | 24. 8. 7 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第3号 | 吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件 | 23. 4. 21 | 大阪府住民8人 | マンション分譲会社4社 建設会社 | 賠償請求 (2640万円) | 24. 6. 11 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第4号 | 羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件 | 23. 4. 22 | 埼玉県住民1人 | 土地・建物の売主 | 賠償請求 (約1018万円) | 24. 1. 30 | 取下げ |
| 平成23年(ゲ)第5号 | 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 23. 6. 16 | 大阪府住民2人 | 不動産会社 賃貸住宅所有者 | 賃貸住宅に設置されたエアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 26. 1. 28 | 一部認容 |
| 平成23年(セ)第5号 | 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件 | 23. 6. 17 | 群馬県住民1人 | 伊勢崎市 | 賠償請求 (約162万円) | 23. 9. 14 | 取下げ |
| 平成23年(セ)第6号 | 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件 | 23. 6. 21 | 東京都住民1人 | 電力会社 | 賠償請求 (約13万円) 等 | 24. 6. 22 | 一部却下 一部棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|----------------------------------|---|--------------------|-----------------|---------------------|--|------------------------|----------------|
| 平成23年(ゲ)第6号 | 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件 | 23. 6. 21 | 東京都住民1人 | 電力会社 | 原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無 | 24. 6. 22 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第7号 | 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件 | 23. 7. 14 | 東京都住民1人 | 土地信託会社 | 賠償請求 (100万円) | 24. 4. 6 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第8号 | 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件 | 23. 7. 22 | 埼玉県住民1人 | 埼玉県建設会社3社 | 賠償請求 (2160万円) | 24. 11. 1 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第9号 | 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件 | 23. 7. 22 | 愛知県住民4人 | 名古屋市名古屋高速道路公社鉄道会社3社 | 賠償請求 (2000万円) | 25. 11. 5 | 一部認容 |
| 平成23年(ゲ)第7号 | 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件 | (囑託受付) 23. 9. 7 | (原告) 埼玉県住民1人 | (被告) 埼玉県住民2人 | (囑託の趣旨) 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無 | 26. 9. 29 | 因果関係を認めない |
| 平成23年(ゲ)第8号 | 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 23. 9. 20 | 静岡県住民2人 | 医療施設運営会社 医療法人 | 病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 25. 3. 11 | 棄却 |
| 平成23年(セ)第10号 ↓ 平成27年(調)第2号 | 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件 | 23. 9. 29 | 神奈川県住民1人 | スーパーマーケット経営会社 | 賠償請求 (約433万円) | 27. 2. 10 27. 3. 11 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成23年(ゲ)第9号 | 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件 | 23. 11. 29 | 鹿児島県住民13人 | 土地開発会社 | 飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無 | 28. 10. 25 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------|-------------------------|-----------------------------|--|--------------------------|--|
| 平成23年(セ)第11号 | 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件 | 23. 11. 30 | 栃木県住民 1人 | 不動産会社 | 賠償請求 (約3758万円) | 24. 10. 22 | 却下 |
| 平成23年(セ)第12号外1件 ↓ 平成26年(調)第2号 | 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件 | 23. 12. 8 | 岐阜県住民 1人 | 岐阜県 食品会社4社 惣菜製造事業協同組合 | 賠償請求 (約3782万円) | 26. 6. 5 26. 7. 3 | 職権調停移行 (26. 6. 5被申請人食品会社4社等に係る手続を分離) 調停成立 取下げ |
| 平成23年(ゲ)第10号 | 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件 | 23. 12. 20 | 川海苔製造販売会社2社 | 独立行政法人水資源機構 | ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたこと等と川海苔製造被害との因果関係の有無 | 26. 3. 13 | 取下げ |
| 平成23年(セ)第13号 | 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件 | 23. 12. 27 | 山梨県住民 1人 | 清涼飲料水製造会社 | 賠償請求 (約22万円) | 25. 5. 28 | 棄却 |
| 平成23年(ゲ)第11号 | 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件 | 23. 12. 27 | 静岡県住民 1人 | 建設会社 | 切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無 | 24. 7. 31 | 取下げ |
| 平成24年(ゲ)第1号 | 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 24. 1. 23 | 島根県住民 1人 | 建設会社 | 隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無 | 26. 7. 29 | 棄却 |
| 平成24年(セ)第1号 | 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件 | 24. 2. 1 | ガソリンスタンド 愛知県住民 1人 | 産業廃棄物処理業者 | 賠償請求 (約1780万円) | 25. 5. 28 | 棄却 |
| 平成24年(セ)第2号 ↓ 平成24年(調)第5号 | 大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件 | 24. 2. 15 | 東京都住民 1人 | 不動産会社 | 賠償請求 (10万円) | 24. 4. 26 24. 5. 18 | 職権調停移行 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|--|---|---|--------------|---------------------------|---|------------------------------------|-------------------------|
| 平成24年(ゲ) 第3号 外3件 | 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件 | 24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4 | 千葉県住民 25人 | 産業廃棄物 処理業者 | 施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無 | 27. 8. 28 | 棄却 |
| 平成24年(ゲ) 第4号 ↓ 平成24年(調) 第7号 | 神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件 | 24. 3. 8 | 茨城県住民 1人 | 建物解体会社 | ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無 | 24. 11. 28 24. 12. 19 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成24年(ゲ) 第5号 | 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件 | 24. 4. 4 | 東京都住民 1人 | 医療法人 | 病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無 | 26. 1. 28 | 棄却 |
| 平成24年(セ) 第3号 外1件 ↓ 平成25年(調) 第8号 | 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件 | 24. 4. 20 24. 7. 6 | 東京都住民 5人 | 不動産会社 | 賠償請求 (492万円) | 25. 8. 27 25. 9. 2 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成24年(セ) 第4号 | 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件 | 24. 6. 15 | 山口県住民 1人 | 岩国市 | 賠償請求 (約6740万円) | 26. 6. 5 | 棄却 |
| 平成24年(ゲ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第3号 | 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 | 24. 6. 19 | 京都府住民 2人 | 体育施設運営法人 | 体育施設の機械・音楽騒音及びコーチ・会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 24. 7. 24 25. 6. 6 25. 6. 13 | 一部取下げ 職権調停移行 調停成立 |
| 平成24年(セ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第11号 | 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件 | 24. 8. 13 | 東京都住民 1人 | 鉄道会社 | 賠償請求 (約880万円) | 25. 12. 20 26. 1. 6 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成24年(セ) 第7号 | 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件 | 24. 8. 31 | 機械製造会社 | 鉄道会社 | 賠償請求 (1億円) | 24. 9. 10 25. 3. 11 | 一部取下げ 棄却 |
| 平成24年(セ) 第8号 | 福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件 | 24. 9. 20 | 福岡県住民 1人 | 福津市 地方共同法人 日本下水道事業団 | 賠償請求 (1140万円) | 25. 12. 3 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|----------------|--|---|-----------------|---------------------------------|--|------------|-----------|
| 平成24年(ゲ)第7号 | 千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 24. 10. 25 | 千葉県住民3人 | 千葉県 | 千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無 | 26. 3. 25 | 棄却 |
| 平成24年(ゲ)第8号 | 栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 24. 10. 26 | 栃木県住民2人 | 栃木県住民1人(クリーニング店経営) | 申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無 | 26. 3. 25 | 棄却 |
| 平成25年(セ)第1号外3件 | 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件 | 25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24 | 大阪府住民17人 | 金属加工会社 | 賠償請求(約5992万円) | 28. 7. 15 | 取下げ |
| 平成25年(ゲ)第1号外3件 | 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件 | 25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24 | 大阪府住民17人 | 金属加工会社 | 工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無 | 28. 7. 5 | 一部認容 |
| 平成25年(セ)第2号 | 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件 | 25. 1. 22 | 東京都住民1人 | 東京都住民1人(歯科医院経営) | 賠償請求(70万円) | 25. 3. 22 | 取下げ |
| 平成25年(セ)第3号 | 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件 | 25. 1. 28 | 兵庫県法人 | 尼崎市建設会社コンサルティング会社 | 賠償請求(233万円) | 27. 2. 17 | 取下げ |
| 平成25年(セ)第4号 | 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件 | 25. 2. 4 | 新潟県住民1人 | 新潟県建設会社2社 燕市 | 賠償請求(約1億2633万円) | 27. 2. 10 | 棄却 |
| 平成25年(ゲ)第2号外1件 | 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件 | 25. 2. 14 25. 12. 25 | 静岡県住民6人 | 静岡市 | 廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無 | 27. 10. 27 | 棄却 |
| 平成25年(ゲ)第3号 | 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件 | (囑託受付) 25. 2. 19 | (原告) 石川県住民3人 | (被告) 撚糸工場操業者(補助参加) 機械製造会社 | (囑託の趣旨) 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無 | 26. 6. 13 | 因果関係を認めない |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------------|--|-------------------------|-----------------|
| 平成25年(セ)第5号 | 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件 | 25. 2. 21 | 神奈川県住民1人 | 秦野市 | 賠償請求 (500万円) | 27. 3. 5 | 棄却 |
| 平成25年(ゲ)第4号 | 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件 | 25. 2. 22 | 石油会社 | 申請人給油所跡地近傍地の所有者3人 | 申請人が行っていた給油所の事業活動・解体工事と被申請人ら土地の土壌汚染等との因果関係は存しない | 28. 8. 19 | 棄却 |
| 平成25年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第7号 | 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件 | 25. 3. 22 | 東京都住民1人 | 医療法人 | 賠償請求 (70万円) | 25. 8. 7 25. 8. 22 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成25年(セ)第7号 | 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件 | 25. 3. 25 | 神奈川県住民1人 | 建設会社 | 賠償請求 (2176万円) | 26. 7. 24 26. 11. 28 | 一部取下げ 棄却 |
| 平成25年(セ)第8号 | 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 4. 11 | 神奈川県住民2人 | 電子部品製造会社2社 | 賠償請求 (約8829万円) | 30. 3. 27 | 棄却 |
| 平成25年(セ)第9号 | 裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件 | 25. 4. 12 | 静岡県住民1人 | 遊園地等運営会社 | 賠償請求 (日額5000円) | 26. 2. 4 | 一部却下 一部棄却 |
| 平成25年(セ)第10号 | 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件 | 25. 4. 26 | 機械製造会社 | 建設会社4社 | 賠償請求 (8970万円) | 26. 3. 11 | 棄却 |
| 平成25年(セ)第11号 ↓ 平成28年(調)第4号 | 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件 | 25. 5. 2 | 千葉県住民3人 | マンション建築主2人 建築設計会社 建設会社 | 賠償請求 (約1481万円) | 28. 2. 23 28. 3. 4 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成25年(セ)第12号 | 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | 25. 5. 30 | 静岡県住民1人 | 建築工事会社 | 賠償請求 (5040万円) | 27. 3. 4 | 一部認容 |
| 平成25年(セ)第13号 | 練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件 | 25. 6. 14 | 東京都住民2人 | 東京都住民1人 | 賠償請求 (1200万円) | 25. 11. 25 26. 1. 16 | 一部取下げ 棄却 |
| 平成25年(ゲ)第11号 | 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定囑託事件 | (囑託受付) 25. 7. 2 | (原告) アスファルト等加工会社 | (被告) 石油会社2社 | (囑託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無 | 28. 4. 19 | 因果関係を認める |
| 平成25年(ゲ)第12号 ↓ 平成28年(調)第9号 | 湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件 | 25. 7. 17 | 陸運会社 | 鑄鉄等加工会社 | 申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無 | 28. 7. 25 | 職権調停移行→ 調停成立 |

| 事件番号 | 事件 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終結年月日 | 終結区分 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 平成25年(七)第17号 | 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 7. 18 | 千葉県住民1人 | 鉄道会社 | 賠償請求 (461万円) | 27. 5. 29 | 棄却 |
| 平成25年(七)第18号 ↓ 平成27年(調)第3号 | 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | 25. 7. 25 | 賃貸用建物家主4人 | 飲食店経営者等5人 | 賠償請求 (2370万円) | 27. 5. 12 27. 5. 29 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成25年(七)第19号 外1件 | 土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 7. 26 25. 11. 28 | 岐阜県住民3人 | 岐阜県住民1人(製陶業) | 賠償請求 (第19号:約378万円、第25号:約279万円) | 26. 9. 25 | 棄却 |
| 平成25年(七)第20号 | 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 8. 13 | 神奈川県住民1人 | 横浜市 神奈川県住民3人 | 賠償請求 (約2669万円) | 25. 9. 20 | 取下げ |
| 平成25年(七)第21号 | 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 9. 13 | 神奈川県住民2人 | ドッグスクール経営会社 | 賠償請求 (約1082万円) | 28. 6. 28 | 一部認容 |
| 平成25年(七)第22号外1件 ↓ 平成26年(調)第3号 | 世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 10. 18 26. 7. 9 | 東京都住民9人 | 建設会社 | 賠償請求 (約312万円) | 26. 11. 6 26. 11. 7 26. 11. 28 | 参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立 |
| 平成25年(七)第23号 ↓ 平成28年(調)第2号 | 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件 | 25. 10. 21 | 宗教法人 | 建設会社 鉄道会社 | 賠償請求 (約1113万円) | 28. 2. 9 28. 2. 25 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成25年(七)第24号 | 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件 | 25. 10. 28 | 不動産会社 | 建設会社 不動産会社 | 賠償請求 (7140万円) | 27. 12. 16 | 棄却 |
| 平成25年(ゲ)第13号 | 高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 25. 11. 7 | 滋賀県住民1人 | 国(代表者 国土交通大臣) | 申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無 | 27. 5. 14 | 取下げ |
| 平成25年(七)第26号 ↓ 平成30年(調)第5号 | 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 25. 12. 26 | 千葉県住民14人 | 食品会社 | 賠償請求 (1億6000万円) | 30. 4. 18 30. 12. 11 31. 1. 18 | 一部取下げ 職権調停移行 調停成立 |
| 平成26年(七)第1号 | 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件 | 26. 1. 7 | 高知県等住民3人 | 国(代表者 国土交通大臣) 建設会社 | 賠償請求 (6000万円) | 28. 1. 18 | 棄却 |
| 平成26年(七)第2号 | 静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件 | 26. 1. 14 | 静岡県住民1人 | 函南町 | 賠償請求 (10万円) | 27. 3. 27 | 棄却 |
| 平成26年(七)第3号 | 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件 | 26. 2. 6 | 神奈川県住民2人 | 金属加工会社 | 賠償請求 (約450万円) | 27. 5. 29 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|----------------------------------|--------------------------------------|------------|--------------------|-----------------|--|-------------------------|----------------|
| 平成26年(セ)第4号 | 静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件 | 26. 3. 26 | 静岡県住民1人 | 静岡県 | 賠償請求 (100万円) | 26. 12. 3 | 取下げ |
| 平成26年(ゲ)第1号 | 長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件 | 26. 5. 9 | 長野県住民1人 | 建設会社 | 建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁・ブロック塀の損傷との因果関係の有無 | 26. 8. 26 28. 9. 13 | 手続中止 却下 |
| 平成26年(セ)第5号 | 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 26. 5. 12 | 神奈川県住民1人 | 横浜市 神奈川県住民3人 | 賠償請求 (約1453万円) | 26. 6. 19 | 取下げ |
| 平成26年(ゲ)第2号 | 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 26. 7. 4 | 神奈川県住民2人 | 神奈川県住民1人 | 給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 29. 6. 27 | 棄却 |
| 平成26年(セ)第7号 ↓ 平成27年(調)第5号 | 沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件 | 26. 8. 26 | 静岡県住民1人 | 自動車修理加工会社 | 賠償請求 (約250万円) | 27. 10. 13 27. 11. 2 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成26年(セ)第8号 ↓ 平成28年(調)第3号 | 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 | 26. 9. 5 | 医薬品販売会社 茨城県住民1人 | 建設会社 | 賠償請求 (約724万円) | 28. 2. 23 28. 3. 11 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成26年(セ)第9号 | 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件 | 26. 9. 11 | 神奈川県住民1人 | 建設会社 | 賠償請求 (約356万円) | 28. 6. 21 | 棄却 |
| 平成26年(セ)第10号 | 多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件 | 26. 9. 19 | 東京都住民1人 | 東京都住民1人 | 賠償請求 (100万円) | 27. 1. 16 | 取下げ |
| 平成26年(セ)第11号 | 田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件 | 26. 9. 26 | 愛知県住民1人 | 発電事業会社 | 賠償請求 (500万円) | 26. 12. 15 27. 6. 4 | 手続中止 取下げ |
| 平成26年(ゲ)第3号 | 稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件 | 26. 10. 23 | 東京都住民1人 | レジャー施設会社 | 温泉施設の設備から発生・拡散した低周波音・騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 27. 7. 3 | 取下げ |
| 平成26年(セ)第12号 | 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 26. 10. 28 | 神奈川県住民1人 | 横浜市 神奈川県住民3人 | 賠償請求 (約3204万円) | 26. 11. 25 | 申請不受理 |
| 平成26年(セ)第13号 ↓ 平成28年(調)第1号 | 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件 | 26. 11. 4 | 茨城県住民1人 | 自動車部品製造会社 | 賠償請求 (1000万円) | 28. 1. 12 28. 1. 18 | 職権調停移行 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|---|--|-----------------------|----------------------|--------------------------------|---|------------------------|-------------------------------|
| 平成26年(ゲ) 第4号 | 江東区における建設工 事からの土壌汚染による 健康被害原因裁定申 請事件 | 26. 11. 6 | 東京都住民 15人 | 運送会社 建設会社 | 建築工事において 土地を掘削した際 に発生・拡散させ た何らかの化学物 質と申請人らの健 康被害との因果関 係の有無 | 29. 3. 28 | 一部認容 |
| 平成26年(ゲ) 第5号 | 南城市における道路工 事からの騒音・振動に よる財産被害原因裁定 申請事件 | 26. 11. 7 | 沖縄県住民 1人 | 国(代表者 国土交通大 臣) 建設会社 | 工事現場から発せ られた騒音・振動 と申請人の養鶏場 で発生した鶏の健 康被害、異常行動 との因果関係の有 無 | 28. 3. 29 | 棄却 |
| 平成26年(セ) 第14号 | 鹿児島県馬毛島にお ける開発工事による 漁業被害責任裁定申 請事件 | 26. 11. 27 | 鹿児島県在 住10人 | 土地開発会 社 | 賠償請求 (1000万円) | 28. 10. 25 | 棄却 |
| 平成27年(セ) 第1号 ↓ 平成27年(調) 第4号 | 戸田市における工場 からの大気汚染・悪 臭による財産被害等 責任裁定申請事件 | 27. 1. 6 | 運送会社 東京都住民 1人 | 金属加工会 社 | 賠償請求 (約545万円) | 27. 6. 23 27. 7. 7 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成27年(ゲ) 第1号 | 神奈川県清川村にお ける道路工事に伴う地盤 沈下等による財産被害 原因裁定嘱託事件 | (嘱託受付) 27. 1. 13 | (原告) 神奈川県住 民2人 | (被告) 清川村(代 表者村長) 建設会社 | (嘱託の趣旨) 被告建設会社が被 告村から請け負っ て実施した村道改 修工事の一部と原 告所有建物に生じ た被害との因果関 係の有無 | 28. 1. 26 | 因果関係を認め ない |
| 平成27年(ゲ) 第2号 | 郡山市における室外機 からの低周波音による 健康被害等原因裁定申 請事件 | 27. 4. 13 | 福島県住民 1人 | コンビニエ ンスストア 経営会社 | 店舗に設置されて いる空調用室外機 及び冷凍用室外機 から生じる低周波 音と申請人の健康 被害との因果関係 の有無 | 28. 11. 22 | 棄却 |
| 平成27年(セ) 第2号 | 横浜市における鉄道騒 音による財産被害責任 裁定申請事件 | 27. 5. 28 | 不動産賃貸 管理会社 | 鉄道事業会 社 | 賠償請求 (約130万円)等 | 27. 12. 21 | 一部却下 一部棄却 |
| 平成27年(ゲ) 第3号 外1件 (第6号) | 春日部市における悪臭 による健康被害原因裁 定申請事件 | 27. 7. 7 27. 11. 5 | 埼玉県住民 1人 | 埼玉県住民 2人 | クリーニング店の ボイラー・作業場 から発生・拡散さ せた化学物質と申 請人の健康被害と の因果関係の有無 | 27. 12. 9 28. 3. 25 | 一部取下げ (第3号) 棄却 (第6号) |
| 平成27年(セ) 第3号 | 新宿区における解体工 事による騒音・振動被 害責任裁定申請事件 | 27. 8. 10 | 東京都住民 2人 | 不動産会社 建設会社 | 賠償請求 (1365万円) | 28. 6. 21 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|--|-------------------------------------|------------------------|-------------------|--------------------------|--|------------------------|-----------------|
| 平成27年(ゲ)第4号 | 世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件 | 27. 8. 20 | 東京都住民1人 | 飲食店経営会社 | 飲食店から強制排気・拡散させた油、油煙及び油の微粒子と申請人宅及び空気の汚れ等被害との因果関係の有無 | 28. 7. 22 | 棄却 |
| 平成27年(セ)第4号 ↓ 平成28年(調)第5号 | 荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件 | 27. 9. 8 | 東京都住民2人 | 建設会社 | 賠償請求 (約316万円) | 28. 2. 26 28. 3. 4 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成27年(ゲ)第5号 ↓ 平成28年(調)第12号 | 港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件 | 27. 10. 9 | マンション管理組合 | 建設会社 | 建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事と地盤陥没被害との因果関係の有無 | 28. 12. 27 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成27年(セ)第5号 | 船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件 | 27. 10. 20 | 千葉県住民1人 | 千葉県住民3人 | 賠償請求 (約3億277万円) | 27. 12. 9 | 申請不受理 |
| 平成27年(セ)第6号 | 墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件 | 27. 10. 30 | 金属加工会社 東京都住民3人 | 素材加工会社 建設会社 建物解体会社 | 賠償請求等 | 27. 11. 30 | 取下げ |
| 平成27年(セ)第7号 | 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件 | 27. 11. 4 | 兵庫県住民2人 | 研究施設を運営する公益財団法人学校法人 | 賠償請求 (2500万円) | 28. 4. 13 | 取下げ |
| 平成27年(セ)第8号 外1件 ↓ 平成29年(調)第3号 | 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件 | 27. 12. 9 29. 1. 12 | 東京都住民2人 | 東京都住民2人 卸売業者 | 賠償請求 (27年第8号： 484万円、29年第1号：484万円) | 29. 9. 19 29. 9. 22 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成27年(セ)第9号 ↓ 平成28年(調)第7号 | 大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | 27. 12. 21 | 東京都住民2人 | 食品加工販売会社 東京都住民1人 | 賠償請求 (約179万円) | 28. 6. 15 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成27年(セ)第10号 | 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 | 27. 12. 25 | 愛知県住民1人 | 船舶等製造会社 | 賠償請求 (約64万円) | 30. 8. 29 | 棄却 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|--|--|----------------------------|------------------------------|---|---|-------------------------|-----------------|
| 平成28年(セ) 第1号 外1件 | 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 28. 2. 16 29. 1. 16 | 千葉県住民 4人 | コンビニエンスストアのフランチャイザー 千葉県住民 1人 ドラッグストア経営法人 | 賠償請求 (28年第1号:約1818万円、29年第2号:1320万円) | | |
| 平成28年(ゲ) 第1号 | 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 | 28. 5. 24 | 金属加工会社 東京都住民 1人 | 建設会社 建物解体会社 | マンション解体及び建築工事と申請人所有の土地及び建物に生じた不同沈下との因果関係の有無 | 31. 3. 27 | 一部認容 |
| 平成28年(ゲ) 第2号 | 小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件 | 28. 7. 1 | 長野県住民 1人 | 鍛工品製造等会社 | 鍛造機械稼働による振動と申請人宅の沈降及び家屋内の歪み発生等との因果関係の有無 | 28. 10. 25 29. 5. 16 | 手続中止 取下げ |
| 平成28年(セ) 第2号 | 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 28. 8. 1 | 和歌山県住民 4人 | 電力会社 | 賠償請求 (2986万円) | 30. 5. 28 | 棄却 |
| 平成28年(ゲ) 第3号 ↓ 平成29年(調) 第2号 | 横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害原因裁定申請事件 | 28. 8. 25 | 神奈川県住民 1人 | 神奈川県住民 1人 | 被申請人宅の太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器から発せられる振動・騒音(低周波音)と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 29. 3. 28 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成28年(セ) 第3号 | 台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件 | 28. 10. 3 | 東京都住民 1人 | 飲食店経営会社 | 賠償請求 (約114万円) | 29. 6. 23 | 取下げ |
| 平成28年(ゲ) 第4号 | 佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 28. 12. 9 | 千葉県住民 3人 | 千葉県住民 2人 | 被申請人宅の家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム及び空調室外機から発せられる騒音・振動と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | 29. 12. 5 | 棄却 |
| 平成28年(ゲ) 第5号 外1件 ↓ 平成30年(調) 第1号 | 横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 28. 12. 16 29. 2. 8 | 神奈川県住民 1人 神奈川県住民 1人 | 神奈川県住民 1人 | 被申請人経営の運動施設から発せられる騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無 | 30. 1. 19 | 職権調停移行→ 調停成立 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|---|--|------------------------|----------------------------|----------------------|--|------------------------|----------------------|
| 平成28年(ゲ) 第6号 | 飯能市における浄化槽 からの土壌汚染被害原 因裁定申請事件 | 28. 12. 26 | 埼玉県住民 1人 | 社会福祉法 人 | 被申請人事業所の 浄化槽からの排水 と申請人所有の畑 の土壌が汚染、変 質したこととの因 果関係の有無 | 29. 1. 25 | 取下げ |
| 平成28年(セ) 第4号 外1件 | 埼玉県杉戸町における 騒音・悪臭等による健 康被害責任裁定申請事 件 | 28. 12. 27 29. 6. 8 | 埼玉県住民 1人 埼玉県住民 2人 | 運送会社 | 賠償請求 (28年第4号：約 402万円、29年第 6号：約5005万 円) | 30. 10. 9 | 棄却 |
| 平成29年(セ) 第3号 | 高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等責任裁定 申請事件 | 29. 2. 6 | 高知県住民 1人 | 食品缶瓶詰 製造会社 | 賠償請求 (2200万円) | 30. 8. 29 | 棄却 |
| 平成29年(ゲ) 第1号 | 高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等原因裁定 申請事件 | 29. 2. 6 | 高知県住民 1人 | 食品缶瓶詰 製造会社 | 被申請人工場から の悪臭及び騒音等 と申請人の健康被 害との因果関係の 有無等 | 30. 8. 29 | 一部却下 一部認容 一部棄却 |
| 平成29年(ゲ) 第3号 | 千葉市における室外機 等からの騒音・低周波 音による健康被害原因 裁定申請事件 | 29. 3. 9 | 千葉県住民 2人 | 不動産会社 千葉県住民 1人 | 被申請人宅の室外 機等から発せられ る騒音・低周波音 と申請人らの健康 被害との因果関係 の有無 | | |
| 平成29年(セ) 第4号 ↓ 平成29年(調) 第4号 | 川崎市における幼稚園 からの騒音被害責任裁 定申請事件 | 29. 3. 13 | 神奈川県住 民2人 | 学校法人 | 賠償請求 (451万円等) | 29. 12. 8 | 職権調停移行→ 調停成立 |
| 平成29年(セ) 第5号 ↓ 平成30年(調) 第2号 | 大田区における騒音・ 低周波音による健康被 害責任裁定申請事件 | 29. 5. 19 | 東京都住民 2人 | 東京都住民 2人 | 賠償請求 (360万円) | 30. 2. 27 30. 3. 15 | 職権調停移行 調停成立 |
| 平成29年(セ) 第7号 | 成田市における建設工 事からの振動による財 産被害等責任裁定申請 事件 | 29. 6. 20 | 千葉県住民 1人 | 建設会社 | 賠償請求 (約328万円) | | |
| 平成29年(ゲ) 第4号 | 富士宮市における改良 樹による地盤沈下被害 原因裁定申請事件 | 29. 7. 4 | 静岡県住民 1人 | 静岡県住民 1人 | 被申請人が設置し た改良樹と申請人 宅敷地の地盤沈下 との因果関係の有 無 | 30. 9. 18 | 棄却 |
| 平成29年(ゲ) 第5号 | 栗東市における林道工 事に伴う水質汚濁によ る財産被害原因裁定申 請事件 | 29. 10. 31 | 養鯉場操業 会社 | 栗東市 | 錦鯉の大量死と被 申請人が実施した 林道工事との因果 関係の有無 | | |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|------------------|---|---------------------|----------------------|----------------------------|---|------------|-----------|
| 平成29年(ゲ) 第6号 | 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 | (嘱託受付) 29. 12. 4 | (原告) 和歌山県住 民1人 | (被告) 由良町 | (嘱託の趣旨) 原告所有の建物の傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無 | 31. 2. 26 | 因果関係を認めない |
| 平成29年(セ) 第8号 | 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 | 29. 12. 11 | 兵庫県住 民1人 | 兵庫県 | 賠償請求 (7447万円) | | |
| 平成29年(セ) 第9号 | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 29. 12. 12 | 大阪府住 民1人 | 精密機器製 造販売会社 | 賠償請求 (約1058万円) | | |
| 平成29年(セ) 第10号 | 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 | 29. 12. 28 | 東京都住 民1人 | 不動産管理 会社 東京都住 民1人 | 賠償請求 (3300万円) | | |
| 平成30年(ゲ) 第1号 | 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 | (嘱託受付) 30. 2. 22 | (原告) 福岡県住 民1人 | (被告) 鉄道会社 | (嘱託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(ゲ) 第2号 | 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 | (嘱託受付) 30. 3. 1 | (原告) 東京都住 民91人 | (被告) 建設会社 | (嘱託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無 | | |
| 平成30年(セ) 第1号 | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | 30. 3. 30 | 広島県住 民2人 | 自動車解体 業者 | 賠償請求 (約209万円) | | |
| 平成30年(ゲ) 第3号 | 横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件 | 30. 4. 10 | 神奈川県住 民1人 | 神奈川県住 民1人 | 申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無 | 30. 5. 28 | 申請不受理 |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付年月日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|--------------|---------------------------------------|-----------|------------------|----------------------|---|-----------|---------|
| 平成30年(ゲ)第4号 | 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件 | 30. 5. 14 | 東京都住民 1人 | 東京都 | 申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無 | 30. 7. 10 | 申請不受理 |
| 平成30年(ゲ)第5号 | 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 | 30. 5. 17 | 佐賀県住民 6人 | 農業協同組合 | 堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(セ)第2号 | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件 | 30. 5. 30 | 愛知県住民 1人、畜産会社 | 衛生組合 | 賠償請求 (2000万円) | | |
| 平成30年(ゲ)第6号 | 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 30. 6. 13 | 大阪府住民 3人 | 大阪府住民 1人(印刷工房経営者) | 印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(ゲ)第7号 | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件 | 30. 6. 26 | 愛知県住民 1人、畜産会社 | 衛生組合 | 被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(ゲ)第8号 | 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 30. 8. 16 | 三重県住民 1人 | 歯科医院 | 歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(セ)第3号 | 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件 | 30. 8. 20 | 沖縄県住民 1人 | 建設会社 | 賠償請求 (約1303万円) | | |
| 平成30年(ゲ)第9号 | 豊見城市における建設工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件 | 30. 8. 20 | 沖縄県住民 1人 | 建設会社 | 申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無 | | |
| 平成30年(ゲ)第10号 | 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件 | 30. 8. 20 | 東京都住民 1人 | 東京都 | 申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無 | 30. 10. 9 | 申請不受理 |
| 平成30年(セ)第4号 | 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | 30. 8. 28 | 東京都住民 2人 | 国分寺市 | 賠償請求 (385万円) | | |

| 事件番号 | 事 件 | 申請受付 年 月 日 | 申 請 人 | 被申請人 | 申請の趣旨 | 終 結 年月日 | 終 結 区 分 |
|-----------------|---|---------------|-------------|---------------------------------|--|------------|---------|
| 平成30年(セ) 第5号 | 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | 30. 11. 1 | 熊本県住民 2人 | 熊本県住民 1人(飲食 店経営者) | 賠償請求 (約5402万円) | | |
| 平成30年(セ) 第6号 | 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 30. 11. 2 | 千葉県住民 1人 | 製氷工場経 営会社 | 賠償請求 (550万円等) | | |
| 平成30年(セ) 第7号 | 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 | 30. 11. 5 | 愛知県住民 1人 | 春日井市 | 賠償請求 (約223万円) | | |
| 平成30年(セ) 第8号 | 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 30. 11. 20 | 東京都住民 1人 | 建築会社 | 賠償請求 (約92万円) | | |
| 平成31年(セ) 第1号 | 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 31. 1. 21 | 東京都住民 1人 | ホテル経営 会社 | 賠償請求 (550万円等) | | |
| 平成31年(セ) 第2号 | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 31. 2. 14 | 熊本県住民 1人 | 熊本県住民 1人 | 賠償請求 (297万円) | | |
| 平成31年(ゲ) 第1号 | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件 | 31. 2. 14 | 熊本県住民 1人 | 熊本県住民 1人 | 農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成31年(ゲ) 第2号 | 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 | 31. 2. 22 | 東京都住民 1人 | 飲食店経営 会社 | 飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | | |
| 平成31年(セ) 第3号 | 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 31. 3. 8 | 熊本県住民 1人 | 食肉販売店 経営会社 | 賠償請求 (20万円) | | |
| 平成31年(セ) 第4号 | 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 31. 3. 11 | 東京都住民 1人 | 商業ビルを 所有する会 社 | 賠償請求 (550万円等) | | |
| 平成31年(ゲ) 第3号 | 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 | 31. 3. 29 | 山口県住民 1人 | 山口県住民 1人(和菓 子製造工場 経営者) | 和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無 | | |

義務履行勧告事件

| 事件番号 | 事 件 | 申出受付年月日 | 申 出 人 | 申出の趣旨 | 終 結年月日 | 終 結 区 分 |
|-------------|---|------------|--|---|-----------|----------|
| 昭和62年(リ)第1号 | 大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 62. 3. 3 | 大阪府住民451人 (大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人) | 大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年3月16日成立の調停条項第2項に定める義務の履行 | 3. 2. 25 | 取下げ |
| 平成9年(リ)第1号 | 冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 9. 8. 26 | 東京都住民1人 (冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人) | 冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成3年11月5日成立の調停条項第2、3及び5項に定める義務の履行 | 10. 4. 27 | 勧告をしない決定 |
| 平成17年(リ)第1号 | 深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 17. 6. 16 | 北海道住民1人 (深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人) | 深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年7月7日成立の調停条項に定める義務の履行(調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生) | 18. 6. 16 | 勧告をしない決定 |
| 平成20年(リ)第1号 | 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 20. 6. 24 | 静岡県住民1人 (伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人) | 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第1項に定める義務の履行 | 21. 2. 9 | 勧告をしない決定 |
| 平成20年(リ)第2号 | 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 20. 11. 17 | 福岡県住民1人 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人) | 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る平成11年7月13日成立の調停条項第2、5項(1)(2)に定める義務の履行 | 22. 1. 25 | 一部勧告 |
| 平成24年(リ)第1号 | 上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 24. 5. 29 | 埼玉県住民2人 (上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人) | 上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成23年9月15日成立の調停条項第1～3項に定める義務の履行 | 24. 8. 16 | 取下げ |
| 平成29年(リ)第1号 | 横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 29. 6. 6 | 神奈川県住民1人 (横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の被申請人) | 横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る平成29年3月28日成立の調停条項第4項に定める義務の履行 | 29. 10. 3 | 勧告 |

付録2 平成30年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成30年4月1日から31年3月31日までの間に係属した事件75件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------|--------------------|--|-----------|-------------|--|
| 1 | 北海道 平成30年 (調)第1 号事件 | 空調等設備からの低周波音被害防止請求事件 | 30. 3. 1 | 北海道 住民2人 | 北海道 住民2人 | 申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。 | 31. 3. 26 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 2 | 北海道 平成30年 (調)第2 号事件 | 水産加工品製造会社からの大気汚染被害防止請求事件 | 30.10.11 | 北海道 住民1人 | 水産加工品製造会社 | 被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。 | | | |
| 3 | 宮城県 平成30年 (調)第1 号事件 | コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件 | 30. 1. 9 | 宮城県 住民2人 | コインランドリー等経営会社 | 申請人は、平成29年8月頃から、被申請人の経営する大型コインランドリーからのうなり声のような低い音に悩まされるようになり、頭痛や不眠症の症状によって苦しんでいる。よって、被申請人は、被申請人が経営する大型コインランドリーのヒートポンプの設置場所を変更するなどの方法により、申請人ら居宅内における低周波測定値が参照値より低い数値となるような措置を採ること。 | 30. 4. 24 | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 4 | 宮城県 平成30年 (調)第2 号事件 | 自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件 | 30. 4. 23 | 宮城県 住民4人 | 自動車整備会社 | 申請人らは、被申請人工場の操業により、天気が良くても操業中は窓を開けることもできず、悪臭・騒音に悩まされており、同居する高齢者及び幼児への影響も大きく、不快やイライラを感じ、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人工場施設の操業時の騒音・臭気に関し、宮城県環境条例の基準数値以下とするための対策を講ずること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人らに対し、相当額の賠償金を支払うこと。 | | | |
| 5 | 秋田県 平成30年 (調)第1 号事件 | 使用済みタイヤ等回収業者からの騒音・振動等被害防止請求事件 | 30. 5. 18 | 秋田県 住民1人 | 使用済みタイヤ等回収業者 | 被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ／ホイールや金属屑等をガランガラン放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない(ゴミの飛散防止)、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転する。これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。 | | | |
| 6 | 福島県 平成30年 (調)第1 号事件 | マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件 | 30. 9. 25 | 福島県 住民1人 | マンション管理組合 不動産会社 | 被申請人が所有または管理するマンション受水槽から発生する音が、早朝・夜間及び土日問わず鳴り響くため、申請人は睡眠不足や耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、受水槽設備を修繕するなどして、被申請人の受水槽からの騒音を低減すること。 | 31. 1. 29 | 調停成立 | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 7 | 栃木県 平成29年 (調)第1 号事件 | 自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件 | 29. 8. 25 | 栃木県 住民7人 | 自動車板金塗装会社 | 被申請人が行う板金塗装に伴い発生する臭気は、日常生活上耐え難く、申請人の中には、身体に不調を生じている者もいる。また、塗装作業場からの騒音により、申請人の1人は、生活に支障を来している。よって、被申請人は、塗装作業場からの騒音を低減すること。 | 30.10.19 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|-----------------------------|------------|---------|-------------------------|--|-----------|-------|--|
| | | | | | | て、被申請人は、塗装作業の中止と作業場の早急な移転をし、移転後は現住所地で板金塗装を行わないこと。 | | | みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 8 | 栃木県平成30年(調)第1号事件 | 工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件 | 30. 5. 14 | 栃木県住民1人 | 不動産会社 住宅販売会社 建設会社 | 被申請人らが行った工場解体等工事で発生させた振動により、申請人住宅は損害を受けた。また、申請人は前述の住宅損害により、うつ病を発症するとともに、肉体的精神的被害を受けた。よって、(1)被申請人らは、申請人に対し、連帯して、損害賠償金等13,920,345円を支払うこと、(2)被申請人らは、連帯して費用負担し、申請人住宅の目視被害調査困難個所の専門業者による調査補修を実施すること、同業者は申請人の承認する業者とすること。 | 30. 8. 31 | 調停打切り | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 9 | 栃木県平成30年(調)第2号事件 | 鑄造製鋼原料加工販売業者土壤汚染物質撤去等請求事件 | 30. 12. 17 | 栃木県住民1人 | 鑄造製鋼原料加工販売会社 | 被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壤汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壤汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。 | | | |
| 10 | 栃木県平成30年(調)第3号事件 | 飲食店からの騒音等被害防止請求事件 | 31. 3. 26 | 栃木県住民1人 | 飲食店(喫茶店)運営会社 | 平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(エコキュート低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、エコキュートの深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)エコキュートの毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること | | | |
| 11 | 群馬県平成29年(調)第1号事件 | 護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 29. 12. 18 | 群馬県住民1人 | 建設会社2社 | 護岸工事により発生する音により、めまい、耳鳴り、頭痛、心臓に影響があり、また、一日中騒音がするため、認知症の母親の症状が悪化した。よって、被申請人らは、(1)静かに作業を行うこと。対策として、①砂利を持ってきたときに、静かに下ろすこと、②近隣住民に対して耳栓を配布し、防音幕を設置すること、③キャタピラーの音が静かな移動式クレーン車を使うこと、④作業員は静かな声で連絡を取ること、⑤移動式クレーン車の作業は、複数が同時に行わないようにすること、(2)治療費、精神的慰謝料、弁護士相談料等として、10万円を支払うこと。 | 30. 4. 5 | 調停打切り | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 12 | 群馬県平成30年(調)第1号事件 | プラスチック破砕工場からの騒音等被害防止請求事件 | 30. 10. 10 | 群馬県住民2人 | プラスチック破砕会社 | 会社から飛来するほこりと窓を閉めていても部屋の中まで聞こえてくる騒音に悩まされており、改善するようお願いしてきたが、全く改善されない。よって、(1)会社から発せられる騒音をおさえてほしい。(2)作業中に飛来するほこりを防いでほしい。(3)以上2点が改善できないのであれば、会社を移転してほしい。 | | | |
| 13 | 埼玉県平成30年(調)第1号事件 | 校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事 | 30. 2. 14 | 埼玉県住民2人 | 市(代表者市長) | 申請人は、被申請人が進めようとしている事業内容・計画によっては、騒音、振動、臭気等により、日常の平穏な生活が侵害されるおそれがある。よって、被申請人は、(1)申請人の通常の平穏な生活環境を保全するため、現校舎北側に増築が予定されている校舎の建物(以下「本件建物」とい | 30. 6. 28 | 調停打切り | 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|--------------------------|-----------|---------|-----------|---|------------|--------|---|
| | | 件 | | | | う。) に関し、次の3点について騒音規制法、振動規制法、埼玉県環境保全条例及び市生活環境保全に関する条例等(以下「環境保全法令」という。)を遵守しなければならない。①本件建物が環境保全法令に適合していること、②本件建物の建築工事を環境保全法令に適合して進めること、③本件建物が竣工した後の運用において環境保全法令に適合するよう運用すること、(2)被申請人は、環境保全法令を遵守しない限り、本件建物を建築し、かつ本件建物を運用してはならない。 | | | 切り、本件は終結した。 |
| 14 | 埼玉県平成30年(調)第2号事件 | 金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件 | 30. 9. 12 | 埼玉県住民1人 | 金属精錬会社 | 申請人は、所有の市指定天然記念物の樹木が煙害により年々枯れ落ち、対応に追われてきた。樹木医探し、市との交渉、複数回に渡る貴重な樹木のクローン作成依頼、費用負担他、金属精錬会社のため、長期間、労力、時間、金員を費やす。現在、樹木は枯死の危機に瀕している。費用に窮し、クラウドファンディングも行った。金属精錬会社は重油を燃料とし、亜硫酸ガスを排出している。亜硫酸ガスは低濃度でも植物に被害を与えると知られており、喘息患者等には、健常者の100分の1でも危険であるという。亜硫酸ガスの無害化技術は、50年前に確立されている。金属精錬会社隣の田のできは著しく悪く、被申請人が亜硫酸ガス被害を予見することは20年以上前に可能だった。被申請人は、環境対策を怠ったまま拡張してきた。申請人は長年、貴重な文化財の衰え、思い出ある樹木の枯死、騒音、硫酸銅などの重金属の粉のずさんな管理により精神的苦痛や健康不安、費用負担他、通常の生活ができないほど影響を受けている。申請人家族は、被申請人が騒音対策をとらないため、道路建設により天然記念物の残る旧宅続きの申請人所有地への移転を断念した。維持管理の負担も倍増している。よって、(1)被申請人は、亜硫酸ガスを排出してはならない。(2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない。(3)被申請人は、工場の現在の敷地内で積み下ろし及びその他の作業を行うこと。(4)被申請人は、廃棄物に準じて資材の保管を行うこと。(5)被申請人は、HPから環境に配慮している旨のキャッチフレーズを削除し、新聞各紙に謝罪広告を載せること。(6)被申請人は、払い下げられた廃道敷、水路敷を市に返還すること。(7)被申請人は、農用地除外申出を取り下げること。(8)被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとすること。(9)被申請人は、申請人に申請人が費やした経費、今後の樹木の樹勢回復費用及び慰謝料として400万円を支払うこと。優美な樹形を失った樹木の損害他は、申請人父の遺産分割後別途請求する。(10)申請人母が署名したという書面について明らかにすること。(11)亜硫酸ガスの無害化措置をとり、農用地除外申出を取り下げるとして操業を停止し、上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を工業団地に移転すること。 | 30. 12. 20 | 調停打ち切り | 調停委員会は、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 15 | 埼玉県平成31年(調)第1 | 介護老人施設からの悪臭・ | 31. 1. 18 | 埼玉県住民2人 | 施設土地建物所有者 | 申請人は、臭気、騒音等により健康被害及び精神的苦痛を受けており、日常生活に支障をきたしている。この状況を改善しなけ | | | |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|--------------------------|-----------|---------|----------|---|-----------|-------------|--|
| | 号事件 | 騒音被害防止請求事件 | | | 医療法人社団 | れば、今後、全く耐え難い深刻な心身の健康被害を受けることとなる。よって、(1)被申請人は、事業を運営する建物の洗濯乾燥機排気口からの申請人に迷惑を及ぼす排気方法を中止しなければならない。(2)早朝における申請人の睡眠に影響するボイラー排気口及びエアコン室外機等による騒音の防止措置を執らなければならない。(3)上記措置を執らない場合は、業務を中止しなければならない。 | | | |
| 16 | 千葉県平成29年(調)第3号事件 | 一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件 | 29. 3. 21 | 自治会 | 市(代表者市長) | 施設が稼働開始したときから現在まで、施設が存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、(1)一般廃棄物処理施設を直ちに操業停止すること、(2)停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、(3)一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。 | 30. 8. 16 | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 17 | 千葉県平成30年(調)第1号事件 | 近隣住宅騒音被害防止等請求事件 | 30. 3. 20 | 千葉県住民2人 | 千葉県住民1人 | 被申請人が設置した集中型換気扇及びヒートポンプから発生する騒音により精神的肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、(1)集中型換気扇について、市の要綱の基準を満たすよう改良すること、(2)ヒートポンプを道路側に移設させること、(3)騒音ストレスに伴って発症し、現在加療中の「円形脱毛症」の治療費を支払うこと。 | 31. 3. 15 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 18 | 千葉県平成30年(調)第2号事件 | 非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30. 4. 23 | 千葉県住民1人 | 非鉄金属製造会社 | 申請人は、約7年にわたって被申請人事業所の水汲み上げ機からの騒音被害を受けており、被申請人とは話し合いを行ってきたが、対応が不十分で進展がなく、また、健康被害が生じている。よって、被申請人は、(1)申請人に健康被害をもたらす水汲み上げ機からの騒音、振動に対し、防音対策として遮音壁及び防音パネルを設置すること、(2)遮音壁、防音パネルを設置できないのであれば、午後8時以降午前8時までの間、水汲み上げ機の稼働を停止すること、(3)水汲み上げ機の消音機から発生する騒音(シャー音)について、騒音が飛散しないよう消音機の排気の向きを調整すること、(4)汲み上げ機横のポンプ室から発生する騒音(カラカラ音)について、音が消えるよう定期的に整備すること。 | 31. 3. 18 | 調停打切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 19 | 東京都平成26年(調)第2号事件 | 結婚式場からの騒音被害防止請求事件 | 26. 4. 2 | 東京都住民1人 | 結婚式場運営会社 | 被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、(1)防音対策を行い、騒音を低減させること、(2)夜間の工事は行わないこと、(3)夜間の照明を消すこと、(4)イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。 | 31. 3. 4 | 調停成立 | 調停委員会は、16回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 20 | 東京都平成28年(調)第2号事件 | 保育所からの騒音低減請求事件 | 28. 6. 3 | 東京都住民1人 | 社会福祉法人 | 保育所からの騒音により、申請人の生活に支障が生じている。よって、被申請人は、(1)被申請人が運営する保育園からの騒音を低減すること、(2)園庭での園児の運動について騒音を減らすように具体的な対策を行うこと。具体策としては、現時点で、騒音を防ぐ透明な壁(光透過板)等の設置を希望するが、この方策では被申請人宅の風通 | 30. 6. 27 | 調停成立 | 調停委員会は、13回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-------------------------------|--------------------------------|-----------|--------------|---|--|------------|-------------|--|
| | | | | | | しを悪化させる可能性が高いため、検討中である。 | | | した。 |
| 21 | 東京都 平成30年 (調)第1 号事件 | マンション給水設備からの騒音低減及び損害賠償請求事件 | 30. 3. 15 | 東京都 住民1人 | 不動産会社 | 申請人は、被申請人所有マンションの給水設備からの騒音により、頭痛、睡眠不足等の日常生活への支障及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人所有のマンション給水設備からの騒音に対し、効果のある対策を実行し、騒音を低減すること、(2)被申請人所有のマンション管理委託業者からの要求により、申請人が実施した騒音測定に係る費用を支払うこと、(3)申請人の通院治療費を支払うこと、(4)申請人が通院開始した平成29年1月から、給水設備の騒音低減が確認できるまで、1日当たり5,000円の慰謝料を支払うこと。 | 30. 10. 15 | 調停打切り | 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 22 | 東京都 平成30年 (調)第2 号事件 | J R線鉄道騒音防止請求事件 | 30. 6. 29 | 東京都 住民1人 | 鉄道会社 | 申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている。(2)申請人所有建物は外国人用高級賃貸マンションとして稼働しており、第2種住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、騒音がひどく、申請人自身で二重窓等の対策を行っても、更に賃借人から騒音対策をして欲しい等のクレームがあり、申請人側ではもう方法がない。(3)賃借人募集にあたり、客が内見の際に、騒音の激しい車両が通ると騒音にあきられ、契約成立に至らない。よって、(1)被申請人は、第2項、第3項周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること。(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、A駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。 | 31. 1. 21 | 調停打切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 23 | 東京都 平成30年 (調)第3 号事件 | 事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件 | 30. 11. 9 | 東京都 住民1人 | 建築士木会社 | 申請人は、被申請人の事業場から発生する騒音(トラックの発車停車、荷物の積込積下)により、睡眠障害が誘発され、平穏な生活が脅かされている。よって、被申請人は、(1)損害賠償として金40万円を支払うこと、(2)被申請人の負担により、申請人宅に二重サッシを設置すること。 | 30. 12. 10 | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 24 | 神奈川県 平成29年 (調)第2 号事件 | コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件 | 29. 5. 8 | 神奈川県 住民3人 | コンビニエンスストア コンビニエンスストア店舗 オーナー 不動産会社 | 申請人らは、コンビニエンスストアの室外機の稼働音、駐車場内における来店者の自動車音や荷物・廃棄物の搬入搬出音等の騒音等により、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人A社及びB社は、連帯して、申請人に対し、損害賠償として金300万円を支払うこと。被申請人A社及びCは、(1)40dBを超える音量の騒音を申請人の敷地に侵入させないこと、(2)駐車場を利用する車両の排気ガスから発生する異臭並びに駐車場利用者及び来店者の喫煙によるたばこ煙を申請人の敷地に侵入させないこと、(3)申請人ら宅に店舗及び来店の自動車の照明を侵入させないこと。 | 30. 8. 21 | 調停成立 | 調停委員会は、6回の調停期日の開催手続を進めた結果、調停案を作成し、当事者に対して受諾を勧告した。調停委員会が受諾を勧告した調停案に対し、申請人ら及び被申請人らから受諾しない旨の申し出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本事件は終結した。 |
| 25 | 神奈川県 平成29年 | 貸おしぼり工場か | 29. 6. 15 | 神奈川県 住民1人 | 貸おしぼり会社 | 申請人とその家族は被申請人工場からの騒音、振動、悪臭等により、家への物理的影 | 30. 7. 4 | 調停打切り | 調停委員会は、6回の調停期日 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|----------|-------------------------|---------|-----|------|--|-------|------|---|
| | (調)第3号事件 | らの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件 | | | | <p>響、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、(1)騒音規制値を守ること、(2)騒音に関する損害賠償を支払うこと、(3)振動を起こす機械（洗濯機、コンベア一等）を新しくすること。それが出来なければ、精神的慰謝料を支払うこと、(4)道路にリネン類等の物を置かないこと。屋外の貯水タンク等から公共の場である道路への漏水を止めること。近隣環境に配慮し近隣に不快な思いをさせないように保つこと、(5)被申請人の出入り業者の活動によって起きる騒音、振動、悪臭、その他について被申請人の責任で対処すること、(6)被申請人とその出入り業者は、車両の移動は8時以降から22時までとし、荷卸し等の作業は8時以降から21時までにする。ただし、左記時間帯でも騒音規制値を守ること、(7)荷卸し等の作業において、カートを含めどおり使用しないこと。出入り業者にも、昼間でも騒音規制値があることを説明し協力してもらうこと、(8)被申請人の責任ある立場の者が、新人や作業員全員に、定期的に、近隣住民との関係や条例の規制値について、研修等の社員教育を徹底すること、(9)工場が稼働している間は、電話で連絡が取れるようにすること（原則留守電不可）。折り返し電話が欲しい旨の留守電がある場合は、直ちに連絡をし、遅くとも必ずその日のうちに連絡をすること、(10)行政機関に対しても、申請人に対しても、誠実に対応し虚偽の報告をしないこと、(11)被申請人の開口部（窓、扉、シャッター等）について、1階及び2階の東側と北側の全ての窓、2階の作業場の西側の窓を閉めること、(12)常時作業状況に細心の注意を払い、騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる事象を発生させる可能性がある場合、未然に対処すること。万が一発生した場合には、被申請人は、申請人が被申請人に連絡する前に直ちに対処し、申請人に連絡すること、(13)万が一騒音・振動を起こしたら、その機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと。申請人が騒音・振動に気づいて被申請人に報告したら、被申請人はその機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと、(14)悪臭の発生を抑えること、(15)申請人が被申請人の機械等の状況について説明を求めたら、「何の機械が原因なのか」、「いつまでに直すのか」等の状況を伝えること。この時、申請人は被申請人から事業所で直接、機械等の説明を受けることができるものとする、(16)屋外作業に伴う公害の防止や機械全体について不具合等を未然に防ぐための対策を記載した「管理マニュアル」を作成し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を厳守すること。それでも不具合が起きた場合、管理マニュアルを更に厳しく改善し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を遵守すること。また、維持・管理費を計上し、不具合が起きないよう定期的なチェックや定期的な部品交換も含めたメンテナンスノートを作成し、メンテナンス内容を記載、保存し、申請人が要求した場合には開示すること。</p> | | | <p>の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p> |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-------------------|---|------------|----------|-------------------------|---|------------|-------|--|
| 26 | 神奈川県平成30年(調)第1号事件 | 家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波音被害防止請求事件 | 30. 3. 15 | 神奈川県住民2人 | 神奈川県住民1人 住宅販売会社 | 申請人らは、低周波音のために頭痛、動悸、吐き気、不眠等の被害を受けている。よって、被申請人Aは、(1)家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクを申請人宅側から反対側に移設又は電気温水器に交換すること、(2)24時間換気の室外機を申請人宅側から反対側に移設すること。被申請人B社は、(3)家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクの申請人宅側から反対側への移設又は電気温水器への交換に係る費用を負担すること、(4)24時間換気の室外機の申請人宅側から反対側への移設に係る費用を負担すること。 | 31. 3. 14 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 27 | 神奈川県平成30年(調)第2号事件 | 事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件 | 30. 3. 16 | 神奈川県住民1人 | 砂利等生産販売会社 | 被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する食堂は、事業活動により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、(1)粉塵等の公害防止措置を講ずること。(2)大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。 | 30. 8. 21 | 調停成立 | 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 28 | 神奈川県平成30年(調)第3号事件 | 駐車場からの騒音・振動等被害防止請求事件 | 30. 7. 6 | 神奈川県住民4人 | 運送会社A社 神奈川県住民2人(B、C) | 本件事業所の稼働によって発生している公害は、いずれも受忍限度を著しく超えており、本件被害地周辺で長年育まれてきた平穏で良好な生活環境を大きく破壊している。よって、(1)被申請人A社は、神奈川県規制基準を超過するような騒音及び振動を発生させないこと。(2)被申請人A社は、騒音、振動、粉塵、排気ガス、光、熱等による被害を申請人らに及ぼすことを防止する措置をとること。(3)被申請人B及びCは、本件事業所の土地所有者として、被申請人A社の土地使用が周辺環境に悪影響を及ぼすことを防止する措置をとること。 | 30. 11. 5 | 調停打切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 29 | 富山県平成30年(調)第1号事件 | 食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30. 2. 16 | 富山県住民1人 | 食品製造会社 | 申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。 | | | |
| 30 | 山梨県平成30年(調)第1号事件 | 食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件 | 30. 3. 12 | 山梨県住民1人 | 食品製造会社 | 被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。 | | | |
| 31 | 長野県平成29年(調)第2号事件 | 稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件 | 29. 12. 21 | 長野県住民1人 | 長野県住民1人 | 被申請人は、平成14年から長期間にわたり、業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を9月から11月中旬までの昼夜に行い、当該機械から発生する騒音と粉じんにより、申請人は健康や生活環境上の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対して家の騒音対策に係る損害賠償として194万8296円を支払うこと、(2)申請人に対して長年の精神的、体調不良、ある種の恐怖への慰謝料として200万円を支払うこと、(3)以下①から③のいずれかの措置を講ずること。なお、講じる措置の優先度は番号の順とする。①業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を中止すること、②業務用大 | 30. 12. 28 | 調停成立 | 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|-------------------|------------|---------|------------------|--|-----------|--------|--|
| | | | | | | 型機械を用いた稲の乾燥作業を行う作業場を移転すること、③堅牢な防音及び防塵のための装置を設置すること、④調停成立後は、被申請人は申請人が選出した弁護士に管理権限を委任して、被申請人が講ずべき措置について、被申請人の代理人である弁護士に管理させること。これら管理に係る費用は被申請人が負担すること、⑤稲の乾燥作業場の所有者や責任者が代わる場合には、被申請人は調停内容の責任を確実に引き継ぐこと。 | | | |
| 32 | 長野県平成30年(調)第2号事件 | グラウンド騒音防止請求事件 | 30. 2. 20 | 長野県住民2人 | 市(代表者市長)一般社団法人2社 | Aグラウンドで発生する、アメリカンフットボールの練習に伴う騒音及び草刈り作業による騒音は、生活環境保全上の受忍の範囲を超えている。よって、被申請人らは、Aグラウンドの事業運営に伴う騒音を55dB以下にすること、かつ、アメリカンフットボールの練習に利用することは止め、騒音の低い他のスポーツなどに変更すること。 | 30. 8. 30 | 調停打ち切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 33 | 長野県平成30年(調)第3号事件 | リニア事業公害防止協定締結請求事件 | 30. 11. 22 | 長野県住民1人 | 旅客鉄道株式会社 | (1)申請人はA村(現住所)に生まれ、大学卒業後生家に戻り、1981年から自宅を利用して旅館を営んでいる。旅館は、南アルプスの大自然に抱かれたA村の豊かな自然、静謐な環境、地元の山・川の自然食材を求めて来訪する顧客に支えられ、長閑で優雅な雰囲気と溶け込む佇まいから人気の宿になっている。また、申請人所有地(以下「本件土地」)は、分収林事業のため森林公社に利用させているところである。(2)被申請人は、鉄道を営む株式会社であり、リニア中央新幹線整備事業のため、施主として、A村Bを西坑とする南アルプストーンネルを、C株式会社を幹事会社とする共同企業体を請負人とし、堀削工事をしようとしている。被申請人は、リニア事業の開業予定を2027年とし、わずか10年足らずで南アルプス堀削トンネルを含めた工事完成をする予定である。(3)申請人は、リニア事業に関しては、A村の豊かな自然や生態系、静謐という同村の財産を破壊しかねないとして反対ではあるが、敢えて行政訴訟を提起したり、反対運動をしたりすることはなかった。また、本件土地は、被申請人から、国道D号線迂回ルートの供用のため貸与されたいとの申し出を受けていた。A村E集落の学校や商店街が集中する同村の中心部を工事車両が通行することが減ること、また申請人の営む旅館からは迂回ルートの方がより西に離れることから、工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉塵等の申請人に及ぼされる公害被害が、現状よりは減少するので、賃貸借契約の内容次第では、契約の締結には基本的には吝かではなかった。しかし、被申請人は、工事完成を急ぐ余り、後述のとおり、(1)週7日のうち日曜日を除く6日間も工事関係車両を通過させる、(2)通過時間は早朝の午前7時30分から午後7時まで、(3)台数も一日延べ1,080台、(4)ゴールデンウィークや夏季休暇による配慮も原則として行わない、という条件に固執し、申請人の緩和措置の要請に対しては、譲歩しなかった。申請人としては、このまま交渉を続けていても、被申請人の譲歩がないまま南アルプストーンネル工事が | | | |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|------------------------------|-----------|---------|-----------|--|------------|---------|---|
| | | | | | | なし崩し的に行われ、工事車両が増加し、それによる騒音や振動、粉塵等により、申請人の健康や生活環境に悪影響が生じるおそれ強いこと、排出残土をA村内に仮置くことにより土壌汚染や水質汚染が生じる恐れがあり、A村の静謐な環境や景観が破壊され、A村の観光業や申請人の営む旅館の経営に影響が出ることが必至であることから、申請人の意を汲んだ公害防止協定を締結すべく本申立に及んだ次第である。 (また、公害防止協定の遵守を内容とする賃貸借契約を締結したいと考えている。) よって、被申請人が実施するリニア事業に関し、公害防止協定を締結するとの調停を求め。 | | | |
| 34 | 岐阜県平成30年(調)第1号事件 | ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件 | 30. 8. 8 | 岐阜県住民1人 | ゴム製品等製造会社 | 被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること。(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること。(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること。(現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快) (4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること。(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料(50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分)を支払うこと。(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと。(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。 | | | |
| 35 | 静岡県平成29年(調)第1号事件 | 家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件 | 29. 6. 22 | 静岡県住民1人 | 静岡県住民1人 | 被申請人は家庭用ヒートポンプ給湯機を設置しており、申請人はそこから発生する騒音・振動を自宅全体で強く感じ、苦痛を受けており、また、申請人は眠れないため、病院で睡眠薬を処方してもらい、服用している。よって、被申請人は、設置している家庭用ヒートポンプ給湯機(ファンがついている湯をためるタンク、その他一式)からの騒音・振動をなくすよう対策を講じること。 | 31. 2. 20 | 調停打切り | 調停委員会は、調停期日の開催等手続きを進めたが、申請人死亡により、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 36 | 静岡県平成29年(調)第2号事件 | 冷却塔からの騒音被害防止請求事件 | 29. 8. 23 | 静岡県住民1人 | 金属加工会社 | 被申請人は、製造業を営む会社であり、所有する工場に冷却塔を設置しており、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、騒音の原因となっている冷却塔について、騒音防止対策を講じること。 | 30. 12. 12 | 調停申請取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 37 | 静岡県平成31年(調)第1号事件 | 自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 31. 1. 30 | 静岡県住民1人 | 自動車製造販売会社 | 被申請人は、自動車製造業を営む会社であり、A社B工場において夜中まで操業に係る騒音が発生している、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと。(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居宅と同程度の住宅への転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。 | | | |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------------------|--|-----------|-------------|--|---|-----------|-------------|--|
| 38 | 愛知県 平成30年 (調)第1 号事件 | 大型空調 室外機か らの騒音 被害防止 請求事件 | 30. 2. 28 | 愛知県 住民2人 | 特定非営 利活動法 人 | 被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穏に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。 | | | |
| 39 | 愛知県 平成30年 (調)第2 号事件 | 紙管加工 会社から の騒音被 害防止請 求事件 | 30. 9. 21 | 愛知県 住民4人 | 紙管加工 会社 | 被申請人は、平成27年9月頃、申請人らの自宅住居に隣接する倉庫に移転し、平日の朝8時30分頃から夕方午後5時頃まで、ダンボールの切断作業を行うようになった。その作業に伴い、間断なく続く、振動を伴う騒音が発生するようになり、申請人らは現在に至るまで、騒音に悩まされ続けてきた。申請人らが、計量証明事業者に依頼し、平成28年11月7日に敷地境界で工場騒音の計量を実施したところ、67dBが計量された。これは、県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則で定める昼間における騒音の許容限度の60dBを超えるものである。よって、被申請人は、A住所に所在する本件倉庫について、防音措置を講じて騒音を低減すること。 | | | |
| 40 | 愛知県 平成31年 (調)第1 号事件 | 食肉加工 組合から の騒音・ 悪臭被害 防止請求 事件 | 31. 3. 8 | 愛知県 住民1人 | 食肉加工 組合 | 申請人は、被申請人の工場から発生する定期的な音や不定期な音に常に晒され続けて生活しなければならない状態であり、ほぼ一年中、窓を開けることができない上、各種の音のほとんど全ては窓を閉めていても聞こえる。また、悪臭もあり、特に夏の間は臭いがひどいことから、窓を閉めて生活せざるを得ない。このような生活を強いられる申請人の精神的苦痛は甚大である。申請人の被害の実態と騒音・悪臭のレベルを踏まえれば、これらの騒音・悪臭による申請人の被害は受忍限度を超えるものである。よって、被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講ずること。 | | | |
| 41 | 滋賀県 平成30年 (調)第1 号事件 | 工場から の騒音被 害防止請 求事件 | 30. 4. 20 | 滋賀県 住民1人 | 金属切削 加工会社 | 申請人は、被申請人工場からの操業に伴う騒音に悩まされている。よって、被申請人方に防音設備、無理であれば、申請人宅2階の工場直近の部屋を含め、二重サッシを設置すること。 | 30. 5. 22 | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終了した。 |
| 42 | 京都府 平成29年 (調)第1 号事件 | マンション の機械 式駐車場 等からの 騒音被害 防止請求 事件 | 29. 4. 20 | 京都府 住民1人 | マンショ ン管理会 社 マンショ ン管理組 合 | 平成25年に申請人自宅の東側に建設された、被申請人のマンションの機械式駐車場及びバイク駐輪場からの騒音により、申請人の睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、機械式駐車場とバイク駐車場の場所を変更し、極力騒音を出さないよう心掛けること。 | 30. 9. 14 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。 |
| 43 | 京都府 平成30年 (調)第1 号事件 | 事務所兼 資材置場 からの騒 音被害防 止請求事 件 | 30. 5. 21 | 京都府 住民1人 | 運送会社 | (1)申請人は、平成6年7月から現住所に住居している。被申請人は運送業を営む株式会社で、平成12年頃から申請人宅の隣地(平成12年頃以前は被申請人の駐車場)に、建築用敷き鉄板、足場資材を保管する事務所兼資材置場を建設し、以来現在に至るまで操業している。(2)被申請人は事務所兼資材置場を建設以来、資材置場内の敷き鉄板や積荷をトラックに積み込む際のエンジン式フォークリフトや金属研磨機、ト | 31. 2. 18 | 調停成立 | 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|--|-----------|---------|----------------------------------|
| | | | | | | ラックエンジン、工具を落とす金属音等の騒音、振動を発生させている。(3)申請人は、被申請人が発生させた騒音、特に申請人宅に近い場所でのフォークリフト作業音や週数回行われる敷き鉄板の研磨作業音が原因で、朝8時～19時までの間、家にいられない時間が多い、家に振動によるヒビ割れ、窓を開けられない、鬱の症状、夜勤などの仕事が出来ない、不快感、圧迫感、神経過敏、集中力、思考力の低下、体調不良、慢性疲労などの精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人住居に及ぼす騒音を低減するよう、資材置場の移動、作業時間の短縮や防音壁の設置といった対策を可能な範囲で実施すること。(2)被申請人は(1)の対策を実施しない場合、申請人に対し、申請人宅に二重サッシを設置する費用を支払うこと。 | | | |
| 44 | 京都府平成30年(調)第2号事件 | 漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件 | 30. 8. 22 | 京都府住民2人 | 漬物製造会社 | (1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。 | | | |
| 45 | 京都府平成31年(調)第1号事件 | 防霜ファン稼働請求事件 | 31. 3. 4 | 京都府住民1人 | 京都府住民1人 | (1)被申請人から停止の申し入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている。(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある。(3)京都府の補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない。(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する) | | | |
| 46 | 大阪府平成6年(調)第5号事件 | 自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件 | 6. 12. 22 | 大阪府住民797人 | 市(代表者市長)高速道路管理会社 | 都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。 | | | |
| 47 | 大阪府平成29年(調)第1号事件 | 鉄骨建材加工工場からの騒音・振動被害防止請求事件 | 29. 2. 9 | 鉄骨建材加工会社 | 大阪府住民1人 | 申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。 | 30. 9. 19 | 調停申請取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|------------------------|-----------|-------------|-----------------------|---|-----------|-------------|--|
| 48 | 大阪府平成30年(調)第1号事件 | 解体工事に伴う騒音・振動等被害防止等請求事件 | 30. 1. 10 | 大阪府住民1人 | 不動産会社 建設会社 | 被申請人らは、平成29年8月から申請人自宅北側の解体工事を行い、申請人及びその家族が工事による騒音・振動等により不眠等の被害を受けており、被申請人らに対策を求めたが改善されない。よって、被申請人らは、(1)解体作業で飛散した粉じんによりほこりまみれになった家屋の回復をすること、(2)事前説明と異なる騒音・振動により亀裂等の被害を受けた家屋の補修、申請人の子の学習場所が確保できないこと及び家族が精神的に受けているストレスへの対処と補償をすること。 | 30. 4. 20 | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 49 | 大阪府平成30年(調)第2号事件 | 解体工事に伴う振動被害補償請求事件 | 30. 1. 19 | 大阪府住民1人 | 建設会社 | 被申請人は、平成29年12月19日から12月26日までの間、申請人住居付近のコンビニエンスストア跡地の解体工事を行い、その工事により申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロック塀の破損が生じた。よって、被申請人は、解体工事に伴う振動で生じた、申請人住居1階部分のコンクリートの亀裂及びブロック塀の破損の補修工事をする事。 | 30. 4. 11 | 調停打切り | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 50 | 大阪府平成30年(調)第3号事件 | 金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件 | 30. 4. 13 | コンベヤベルト加工会社 | 金属加工会社 | 被申請人会社工場から放出される塗料成分を含んだ臭気により、申請人会社工場では従業員に頭痛、喉の痛み、めまい等の健康被害や製品・商品の管理上の問題が発生し、被申請人工場を管理する不動産会社に対処を要望したが、改善されない。よって、被申請人は、(1)当初の通り、工場を機材ストック場としてのみ運用すること、(2)上記が出来ない場合は、発生臭を工場建屋内から外に流出しないように機密設備等の対策を講じること。 | 30. 8. 29 | 調停成立 | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 51 | 大阪府平成30年(調)第4号事件 | 保育園騒音問題承諾請求事件 | 30. 5. 25 | 学校法人(保育園経営) | 大阪府住民2人 | 被申請人らは保育園の隣人であり、申請人が平成29年に新たな保育園設置を計画したことに反対するとともに、保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であると考える。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること(声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等)を承諾しなければならない。 | | | |
| 52 | 大阪府平成30年(調)第5号事件 | 給湯器騒音振動等被害防止請求事件 | 30. 6. 19 | 大阪府住民2人 | 大阪府住民2人 給湯設備製造販売会社 | 申請人らは平成28年10月頃から、被申請人ら住居に設置された給湯器から生じると考えられる低周波音及び振動により、頭痛、不眠、耳の奥の痛み等の体調不良が生じるようになった。平成29年5月頃に申請人らは、被申請人らに対して給湯器の設置場所を変えて欲しい等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、(1)申請人らに対する低周波被害(給湯機を原因とする騒音・振動)が生じないよう、被申請人ら宅に設置された給湯器の設置場所を変更する等の適切な措置を求める。(2)申請人らは被申請人らに対し、慰謝料として相当額の支払いを求める。 | | | |
| 53 | 大阪府平成30年(調)第6号事件 | 鉄工所騒音等被害防止請求事件 | 30. 6. 25 | 大阪府住民1人 | 鉄工所 | 被申請人が平成12年頃に鉄工所を設置して以来、被申請人鉄工所から発生する騒音により体の不調や突発性難聴等の被害が生じている。申請人は被申請人鉄工所に苦情を申し入れたところ、被申請人鉄工所は一定の対策を行ったが、騒音による被害が続き | 31. 3. 14 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|----------------------|--------------------------|----------|-------------|---------------------------|---|---------|--------|--|
| | | | | | | ているため、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は騒音について防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は操業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。(3)これらの措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。 | | | し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 54 | 大阪府平成30年(調)第7号事件 | 金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件 | 30.11.19 | 大阪府住民1人 | 金属製品製造会社 | 平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人は(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める。(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じること求める。(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める。(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める。(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める。(6)申請人が市役所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報(家族のスケジュール等)を伝えなくてもよいようにすることを求める。(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。 | | | |
| 55 | 兵庫県平成29年(調)第1号事件 | 火力発電所増設公害防止対策等請求事件 | 29.12.14 | 兵庫県住民255人 | 鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社 | 新設発電所の操業により、大気汚染、水質汚濁等により健康被害等を受けるおそれがある。よって、被申請人A社は、(1)新設発電所を設置してはならない、(2)新設発電所に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を、少なくとも、同法に基づく準備書手続からやり直すこと。被申請人A社及びB社は、(1)既設発電所からの大気汚染物質の排出、温排水の排出、取水口における塩素系薬剤の利用に伴う環境負荷を、直ちに最大限低減させること、(2)既設発電所からの排水の温度や温排水の拡散状況に関するデータを開示すること。被申請人C社は、(1)新設発電所で発電される電力を購入することを内容とするA社との間の電力供給契約を解除すること、(2)本件発電所からD変電所に送電される電気のための新設高圧送電線を建設してはならない、(3)既設発電所からD変電所に送電される電気のための既設の高圧送電線について、その周辺居住者・通行者への電磁波の影響を低減するための対策をとること。 | 30.11.7 | 調停打ち切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 56 | 兵庫県平成30年(調)第1号事件(参加) | 火力発電所増設公害防止対策等請求事件 | 30.2.16 | 兵庫県住民221人 | 鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社 | 兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。 | 30.11.7 | 調停打ち切り | 兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。 |
| 57 | 兵庫県平成30年(調)第2号事件(参加) | 火力発電所増設公害防止対策等請求事件 | 30.3.22 | 兵庫県住民5人 | 鉄鋼製造会社 電力卸供給会社 電力会社 | 兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。 | 30.11.7 | 調停打ち切り | 兵庫県平成29年(調)第1号事件と同じ。 |
| 58 | 兵庫県平成30年(調)第3号事件 | 神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動 | 30.12.25 | 兵庫県住民4,809人 | 市(代表者市長) | (1)本件道路の不合理性(2)本件道路整備による生活環境の悪化(大気汚染・騒音振動・眺望景観)(3)重大事故の発生可能性(4)地域の分断(5)住民との合意・誓約に反する。よって、(1)本件道路の必要性・環境影響評価・中央幹線形状変更に関する説明及び協 | | | |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-------------------|----------------------------------|------------|---------------|----------------|---|-------|------|-------|
| | | 車公害防止対策等請求事件 | | | | 議(2)代替案の検討・協議(3)被申請人と住民との間の(過去の)合意の尊重(4)本件道路建設工事に着手しないこと。 | | | |
| 59 | 奈良県平成20年(リ)第1号事件 | 平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件 | 20. 9. 3 | 区(代表者区長) | 産業廃棄物処理業者 | 奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出 | | | |
| 60 | 奈良県平成29年(調)第2号事件 | 食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件 | 29. 11. 15 | 奈良県住民1人 | 食品加工会社 | 申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるような悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転すること。 | | | |
| 61 | 奈良県平成30年(調)第1号事件 | プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30. 7. 4 | 奈良県住民2人 | プラスチック製品製造加工会社 | 申請人らは、被申請人が工場に設置した集塵機の稼働により、耳鳴り・不眠・心窩部痛・全身倦怠感、動悸等の心身的苦痛を被っている。よって、申請人らは、被申請人に対し、工場の集塵機の稼働の停止を求める。 | | | |
| 62 | 奈良県平成31年(調)第1号事件 | 火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件 | 31. 2. 1 | 奈良県住民472人 | A市、A市(代表者市長) | <p>新斎苑計画によれば、新斎苑建設事業予定地(以下、「事業予定地」という。)は、3,000㎡以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たることは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法(以下、「土対法」という。)第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人A市が事業実施にあたり実施した「新斎苑整備事業投棄物調査業務委託(以下、「投棄物調査」という。)の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、新斎苑建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、以下の3点を被申請人に求める。</p> <p>(1)被申請人A市は、被申請人A市長に対し、A市B町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。</p> <p>(2)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。</p> | | | |
| 63 | 和歌山県平成31年(調)第1号事件 | ガソリンスタンドからの土 | 31. 1. 29 | 燃料小売業者(ガソリンス) | バス運送事業会社 | 被害発生地域において、水の層上にコーラタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コー | | | |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|------------------------------|-----------|----------|-------------|---|-----------|-------|--|
| | 号事件 | 壤汚染等被害防止請求事件 | | タンド) | | ルタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた土地所有者である被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。 | | | |
| 64 | 広島県平成29年(調)第1号事件 | 自動車部品製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 29. 9. 5 | 広島県住民5人 | 自動車部品製造会社 | 被申請人は、自動車部品製造工場を営んでおり、申請人はそこから発生する騒音により肉体的、精神的苦痛等の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)第一種住居地域での良好な生活環境を保証するために、騒音レベルを精神的な苦痛を与えない範囲にとどめること、(2)土曜・日曜・祝日は休業とし、操業は平日の午前8時30分から午後5時までとすること、(3)慰謝料として、1人当たり50万円を支払うこと。 | 30. 5. 17 | 調停成立 | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 65 | 広島県平成30年(調)第1号事件 | 自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30. 4. 13 | 広島県住民4人 | 自動車解体会社 | 被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。 | | | |
| 66 | 広島県平成30年(調)第2号事件 | 自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30. 5. 18 | 広島県住民12人 | 自動車プレス金型製作所 | 17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされていない。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。 | | | |
| 67 | 広島県平成30年(調)第3号事件 | 鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件 | 30. 11. 9 | 広島県住民1人 | 鉄鋼会社 | 家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。 | | | |
| 68 | 広島県平成31年(調)第1号事件 | 飲食店からの悪臭被害防止請求事件 | 31. 3. 26 | 広島県住民4人 | 広島県住民1人 | 営業中は窓が開けられないほか、営業準備中からは洗濯物に異臭が付着する恐れがあり、午後3時頃には毎日取り入れないといけない。よって、申請人が窓を開けても屋内に異臭・油が入らないようにすること。 | | | |
| 69 | 香川県平成30年(調)第1号事件 | タクシー事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件 | 30. 2. 19 | 香川県住民2人 | タクシー会社 | 被申請人は、タクシー業を営む株式会社で、24時間稼働しており、夜間において、話し声、クラクション、洗車、マット清掃の機械、車内の掃除、自動販売機使用、エンジン音に係る騒音を発生させており、申請人は、被申請人が発生させた騒音により、不眠症を発症し、心療内科に通院している。また、発病により仕事に支障をきたし、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対し、損害賠償として金100万円を支払うこと、(2)申請人宅に二重窓を設置すること、(3)事業所内の屋根のない駐車スペースを車庫にすること、(4)事業所内のコンクリート地面を音の出にくい仕様にする。 | 30. 11. 5 | 調停打切り | 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 70 | 愛媛県平成30年(調)第1号事件 | 風力発電施設からの騒音被害防止請求事件 | 30. 2. 20 | 愛媛県住民40人 | 風力発電会社 | 申請人らの住居は、元々静かな地域であったが、本件発電施設が稼働するようになってから、騒音のため睡眠が妨げられるようになり、頭痛、めまい、ふらつき、記憶力や集中力の低下等の健康被害が生じてお | 30. 11. 8 | 調停打切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|-------------------------|------------|---------|------------------|--|------------|-------|--|
| | | | | | | り、今後、夜間の稼働が継続されれば、より重度の障害を発症する可能性が高い。よって、被申請人は、被申請人が稼働している風力発電施設について、毎日午後7時から翌日の午前7時までの間、稼働してはならない。 | | | みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 71 | 福岡県平成30年(調)第1号事件 | 配水管布設替工事に伴う振動被害損害賠償請求事件 | 30. 6. 25 | 福岡県住民2人 | 特別地方公共団体(一部事務組合) | 平成29年11月29日前後の「A地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で、敷地内の地盤の変動・自宅建物の構造躯体・瓦・外溝等の被害を受けた。 被害の原因は工事に関する法令違反で、(1)工事前の調査不足・・・水道管工事標準規則、施工管理基準違反・・・軟弱地盤、地下水・井戸、埋設物の確認、近接する建物の現地調査、写真撮影も行っていない。(2)掘削工事の土留め工事を行っていない・・・水道法、振動規制法違反・・・矢板工事、掘削工法、ルートを選定、機種を選定を行っていない。(3)住民から被害の訴えがあるのに相談に応じない・・・振動規制法違反。(4)不法侵入・・・水道管工事標準規則違反・・・立会の約束を反故にして、許可なく無断で敷地内に侵入する信頼を裏切る不誠実な行為。 よって、(1)被申請人は、申請人住所地に所在する建物と敷地について、平成29年11月29日前後の「A地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響を受けた、自宅建物の原状回復修理や敷地内地盤の改良を行うこと、(2)「A地区配水管布設替工事」の水道工事標準仕様書の環境対策(建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号)の報告書、工事写真一式、設計図書の情報開示をすること。 | 30. 8. 30 | 調停打切り | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 72 | 熊本県平成29年(調)第2号事件 | 飲食店からの悪臭等被害防止及び損害賠償請求事件 | 29. 10. 25 | 熊本県住民2人 | 飲食店 | 平成29年2月に被申請人が開業した飲食店からの悪臭、騒音により、過大なストレス、睡眠障害等の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)悪臭対策の脱臭装置、油煙除去装置を設置すること、(2)騒音対策の防音壁を申請人ら宅に面する箇所に設置すること、(3)エアコン室外機5台、換気扇ダクト、給湯燃焼器等を申請者ら宅に面しないところへ移設すること、(4)夜間営業時間を短縮すること、(5)申請人Aに対し、損害賠償100万円を支払うこと、(6)申請人Bに対し、損害賠償50万円を支払うこと。 | 30. 7. 18 | 調停打切り | 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 73 | 熊本県平成29年(調)第3号事件 | 養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件 | 29. 11. 27 | 熊本県住民1人 | 熊本県住民2人 | 被申請人が経営する養豚業の排水(し尿)で、生活飲料水である井戸水が汚染されている。よって、被申請人らは、井戸を2本ボーリングすること。 | 30. 11. 26 | 調停打切り | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 74 | 熊本県平成30年(調)第1号事件 | ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件 | 30. 2. 1 | 熊本県住民1人 | 熊本県住民1人 | 毎年12月～2月の夜間・深夜に稼働する、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により、睡眠不足となり仕事にも支障を来している。よって、被申請人は、(1)ボイラーの設置場所を申請人宅より離れた場所に移動させること、(2)騒音を発生させないように防音壁設置等の対策を行うこと。 | 30. 11. 16 | 調停打切り | 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |

| No | 事件の表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------|-------------------------|-----------|---------|-------------------|--|-------|------|-------|
| 75 | 沖縄県平成30年(調)第1号事件 | コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件 | 30. 7. 10 | 沖縄県住民1人 | 小売業会社(コンビニエンスストア) | 自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。 | | | |

付録3 鉱区禁止地域指定一覧

| 指定番号 | 指定地域名 | 指定告示年月日 | 指定面積(ヘクタール) | 指定鉱物名 |
|------|--------------|------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 伊勢神宮(三重県) | 昭和26.12.11 | 5,471 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 2 | 常盤池(山口県) | 27.2.23 | 55 | 石炭 |
| 3 | 出石寺(愛媛県) | 27.3.27 | 31 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 4 | 伊東市(静岡県) | 27.5.17 | 3,517 | 〃 |
| 5 | 柳津堰堤(福島県) | 27.5.29 | 48 | 〃 |
| | 片門堰堤 | | 84 | |
| 6 | 久瀬ダム(岐阜県) | 27.10.13 | 10 | 〃 |
| 7 | 朝日ダム(〃) | 〃 | 88 | 〃 |
| 8 | 京都市(左京区、東山区) | 27.11.8 | 509 | 〃 |
| | 京都市(右京区) | | 547 | |
| | 宇治市(宇治) | | 150 | |
| 9 | 雌阿寒岳(北海道) | 27.11.13 | 450 | 〃 |
| 10 | 川湯湖(〃) | 〃 | 103 | 〃 |
| | 摩周湖 | | 3,275 | |
| | 雄阿寒岳 | | 3,814 | |
| 11 | 駕輿丁池(福岡県) | 28.3.11 | 280 | 〃 |
| 12 | 菅平(長野県) | 28.10.9 | 3,085 | 硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物 |
| 13 | 樽前山(北海道) | 28.12.23 | 82 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 14 | 登別温泉(〃) | 〃 | 137 | 〃 |
| 15 | 昭和新山(〃) | 〃 | 9 | 〃 |
| 16 | 有珠岳(〃) | 〃 | 277 | 〃 |
| 17 | 羊蹄山(〃) | 〃 | 109 | 〃 |
| 18 | 黒部第四ダム(富山県) | 29.3.12 | 2,601 | 〃 |
| 19 | 袋田温泉(茨城県) | 29.3.30 | 434 | 〃 |
| 20 | 三面ダム(新潟県) | 29.5.10 | 947 | 〃 |
| 21 | 猿田ダム(〃) | 〃 | 1,518 | 〃 |
| 22 | 道後温泉(愛媛県) | 29.6.22 | 1,341 | 〃 |
| 23 | 玉川温泉(秋田県) | 29.8.27 | 58 | 〃 |
| 24 | 後生掛温泉(〃) | 〃 | 168 | 〃 |
| 25 | 旭町滝の水池(愛知県) | 29.9.18 | 20 | 亜炭 |
| 26 | 旭町平池(〃) | 〃 | 21 | 〃 |
| 27 | 猪高村牧野池(〃) | 〃 | 18 | 〃 |
| 28 | 上野町荒尾(〃) | 〃 | 14 | 〃 |
| 29 | 小鈴ヶ谷海岸(〃) | 〃 | 2 | 〃 |
| 30 | 日光山内(栃木県) | 30.2.17 | 2,599 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 31 | 古座川ダム(和歌山県) | 30.3.18 | 1,022 | 〃 |

| 指定番号 | 指定地域名 | 指定告示年月日 | 指定面積 (ヘクタール) | 指定鉱物名 |
|------|--------------|-----------|-----------------|--------------------------|
| 32 | 伊香保温泉(群馬県) | 昭和30.3.19 | 580 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 33 | 関門国鉄ずい道(山口県) | 30.3.28 | 856 | 〃 |
| 34 | 関門国道ずい道(〃) | 30.3.29 | 484 | 〃 |
| 35 | 四万温泉(群馬県) | 30.3.30 | 510 | 〃 |
| 36 | 笹生ダム(福井県) | 30.3.31 | 1,956 | 〃 |
| 37 | 鎌先温泉(宮城県) | 30.7.9 | 80 | 〃 |
| 38 | 鳴子ダム(〃) | 30.10.7 | 494 | 〃 |
| 39 | 目屋ダム(青森県) | 30.11.2 | 425 | 〃 |
| 40 | 八ヶ岳(長野県) | 31.1.13 | 258 | 硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物 |
| 41 | 奥日光(栃木県) | 31.1.27 | 13,531 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 42 | 湯沢温泉(栃木県) | 〃 | 3 | 〃 |
| 43 | 尾瀬(福島県) | 〃 | 9,988 | 〃 |
| 44 | 塩原温泉(栃木県) | 31.1.28 | 1,365 | 〃 |
| 45 | 塩原元湯(〃) | 〃 | 36 | 〃 |
| 46 | 那須温泉(〃) | 〃 | 2,335 | 〃 |
| 47 | 板室温泉(〃) | 〃 | 104 | 〃 |
| 48 | 三斗小屋温泉(〃) | 〃 | 80 | 〃 |
| 49 | 鎧畑ダム(秋田県) | 31.2.3 | 759 | 〃 |
| 50 | 大野ダム(京都府) | 31.3.30 | 828 | 〃 |
| 51 | 鹿の川ダム(愛媛県) | 31.3.31 | 492 | 〃 |
| 52 | 天体観測用地(岡山県) | 32.1.17 | 1,158 | 〃 |
| 53 | 飯坂温泉(福島県) | 32.3.18 | 425 | 〃 |
| 54 | 高湯温泉(〃) | 〃 | 72 | 〃 |
| 55 | 熱海温泉(〃) | 〃 | 113 | 〃 |
| 56 | 東山温泉(〃) | 〃 | 160 | 〃 |
| 57 | 湯野上温泉(〃) | 〃 | 310 | 〃 |
| 58 | 土湯温泉(〃) | 〃 | 251 61 | 〃 |
| 59 | 霧島国立公園(宮崎県) | 32.7.6 | 8,391 | 〃 |
| 60 | 霧島国立公園(鹿児島県) | 〃 | 66 | 〃 |
| 61 | 草津温泉(群馬県) | 32.10.24 | 660 | 〃 |
| 62 | 野呂川林道(山梨県) | 32.11.27 | 255 | 〃 |

| 指定 番号 | 指 定 地 域 名 | 指 定 告 示 年 月 日 | 指 定 面 積 (ヘクタール) | 指 定 鉱 物 名 |
|----------|--|------------------|--------------------|-----------------|
| 63 | 鬼 怒 川 温 泉 (栃 木 県) 川 治 温 泉 | 昭和 33. 2. 25 | 294 856 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 64 | 湯 西 川 温 泉 (") | " | 70 | " |
| 65 | 川 俣 温 泉 (") | " | 66 | " |
| 66 | 甲 子 温 泉 (福 島 県) | " | 210 | " |
| 67 | 大 山 国 立 公 園 (鳥 取 県) | 33. 3. 3 | 4, 346 | " |
| 68 | 鬼 怒 沼 (栃 木 県) | 33. 3. 5 | 32 | " |
| 69 | 湯 田 ダ ム (岩 手 県) | 33. 3. 12 | 22 | " |
| 70 | 牧 尾 ダ ム (長 野 県) | 33. 5. 22 | 985 | " |
| 71 | 天 ケ 瀬 ダ ム (京 都 府) 滋 賀 県 | 33. 6. 24 | 525 | " |
| 72 | 大 倉 ダ ム (宮 城 県) | 33. 8. 26 | 351 | " |
| 73 | 皆 瀬 ダ ム (秋 田 県) | 34. 3. 7 | 308 | " |
| 74 | 高野竜神森林公園 (和歌山県) | 34. 7. 25 | 1, 548 | " |
| 75 | 玉 山 ダ ム (宮 城 県) | 34. 8. 7 | 186 | " |
| 76 | 河 本 ダ ム (岡 山 県) | 35. 2. 10 | 101 | " |
| 77 | 三 池 、 田 代 (福 島 県) | 35. 2. 18 | 96 | " |
| 78 | 横 山 ダ ム (岐 阜 県) | 35. 3. 25 | 848 | " |
| 79 | 松 野 池 (") | 35. 6. 16 | 182 | " |
| 80 | 東 郷 池 (愛 知 県) | " | 293 | " |
| 81 | 三 好 池 (") | " | 136 | " |
| 82 | 牧 野 ケ 池 緑 地 (") | 35. 8. 24 | A地域 27 B地域 28 | " |
| 83 | 川 俣 ダ ム (栃 木 県) | 35. 9. 2 | 985 | " |
| 84 | 矢 木 沢 ダ ム (群 馬 県) | 35. 12. 28 | 1, 651 | " |
| 85 | 菌 原 ダ ム (") | " | 383 | " |
| 86 | 三 朝 温 泉 (鳥 取 県) | 36. 1. 11 | 881 | " |
| 87 | 東 郷 、 浅 津 温 泉 (") | " | 1, 518 | " |
| 88 | 雲 仙 天 草 国 立 公 園 (長 崎 県) 雲 仙 山 稜 地 域 | 36. 7. 10 | 3, 645 | " |
| 89 | 雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 眉 山 地 域 | " | 684 | " |
| 90 | 雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 諏 訪 池 地 域 | " | 150 | " |
| 91 | 下 久 保 ダ ム (群 馬 県) 埼 玉 県 | 36. 10. 10 | 1, 145 | " |
| 92 | 八 木 山 川 ダ ム (福 岡 県) | 36. 11. 7 | 244 | " |
| 93 | 那 珂 川 ダ ム (") | " | 58 | " |
| 94 | 三 毛 別 ダ ム (北 海 道) | 36. 12. 26 | 260 | " |
| 95 | 菅 野 ダ ム (山 口 県) | 37. 1. 11 | 992 | " |

| 指定番号 | 指定地域名 | 指定告示年月日 | 指定面積(ヘクタール) | 指定鉱物名 |
|------|------------------------|------------|-------------------------------------|-----------------|
| 96 | 鶴田ダム(鹿児島県) | 昭和37.10.19 | 1,514 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 97 | 犀川ダム(石川県) | 38.8.26 | 480 | 〃 |
| 98 | 十和田八幡平国立公園(青森県) | 38.10.31 | 12,785 | 〃 |
| 99 | 小河内ダム(東京都) | 38.11.15 | 25,555 | 〃 |
| 100 | 笠堀ダム(新潟県) | 39.1.13 | 315 | 〃 |
| 101 | 十和田八幡平国立公園南北八甲田地域(青森県) | 39.5.29 | 8,325 | 〃 |
| 102 | 西山発電ダム(山梨県) | 39.7.4 | 263 | 〃 |
| 103 | 奈良田第一・第二発電所(〃) | 〃 | 234 | 〃 |
| 104 | 野呂川発電所(〃) | 〃 | 153 | 〃 |
| 105 | 高山ダム(京都府) | 39.10.9 | 965 | 〃 |
| 106 | 金山ダム(北海道) | 39.10.28 | 1,550 | 〃 |
| 107 | 四十四田ダム(岩手県) | 39.11.19 | 674 | 〃 |
| 108 | 西荒川ダム(栃木県) | 40.4.9 | 223 | 〃 |
| 109 | 日光国立公園女峰山太郎山地(〃) | 40.11.11 | 1,465 | 〃 |
| 110 | 白石市小原温泉(宮城県) | 40.11.13 | 267 | 〃 |
| 111 | 菅沢ダム(鳥取県) | 40.12.21 | 472 | 〃 |
| 112 | 矢作ダム(愛知県) | 40.12.24 | 1,145 | 〃 |
| 113 | 小渋ダム(長野県) | 41.3.24 | 902 | 〃 |
| 114 | 釜房ダム(宮城県) | 41.7.16 | 523 | 〃 |
| 115 | 大滝ダム(奈良県) | 41.12.21 | 1,178 | 〃 |
| 116 | 伊東市、中伊豆町、伊豆町(静岡県) | 41.12.27 | A地域 1,675 B地域 3,221 C地域 5,851 | 〃 |
| 117 | 大鱒温泉(青森県) | 41.12.28 | 125 | 〃 |
| 118 | 松原ダム、下笠ダム(大分県) | 42.9.22 | 1,811 | 〃 |
| 119 | 二瀬ダム(埼玉県) | 42.10.4 | 439 | 〃 |
| 120 | 小河内ダム雲取山南方地域(山梨県) | 43.1.10 | 825 | 〃 |
| 121 | 内ノ倉ダム(新潟県) | 43.1.11 | 683 | 〃 |
| 122 | 樽水ダム(宮城県) | 43.5.22 | 125 | 〃 |
| 123 | 宇連ダム(愛知県) | 43.8.20 | 811 | 〃 |
| 124 | 三ツ口貯水池(〃) | 43.8.21 | 45 | 〃 |
| 125 | 初立貯水池(〃) | 43.8.22 | 105 | 〃 |

| 指定 番号 | 指 定 地 域 名 | 指定告示 年 月 日 | 指 定 面 積 (ヘクタール) | 指 定 鉱 物 名 |
|----------|--|-----------------|--------------------|---|
| 126 | 駒 場 貯 水 池 (愛 知 県) | 昭和 43. 8. 22 | 81 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 127 | 大 迫 ダ ム (奈 良 県) | 44. 1. 13 | 866 | 〃 |
| 128 | 笹 ケ 峰 ダ ム (新 潟 県) | 44. 11. 12 | 310 | 〃 |
| 129 | 阿 武 川 ダ ム (山 口 県) | 44. 11. 19 | 1,021 | 〃 |
| 130 | 岩 尾 内 ダ ム (北 海 道) | 44. 12. 15 | A地域 88 | A地域 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 B地域 鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、次に掲げる鉱物以外の鉱物、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床に存する銅鉱並びにこれらと同種の鉱床に存するその他の鉱物 |
| | | | B地域 1,081 | |
| 131 | 豊 平 峡 ダ ム (〃) | 44. 12. 19 | 592 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 132 | 大 渡 ダ ム (高 知 県 愛 媛 県) | 44. 12. 22 | 480 | 〃 |
| 133 | 平 尾 台 地 域 (福 岡 県) | 44. 12. 23 | 471 | 〃 |
| 134 | 土 師 ダ ム (広 島 県) | 45. 3. 14 | 738 | 〃 |
| 135 | 小 河 内 ダ ム 青 岩 鍾 乳 洞 周 辺 地 域 (山 梨 県) | 45. 9. 3 | 263 | 〃 |
| 136 | 山 代 温 泉 (石 川 県) | 45. 9. 14 | 1,514 | 〃 |
| 137 | 片 山 津 温 泉 (〃) | 45. 9. 17 | 1,519 | 〃 |
| 138 | 室 生 ダ ム (奈 良 県) | 45. 10. 9 | 712 | 〃 |
| 139 | 漆 沢 ダ ム (宮 城 県) | 45. 12. 12 | 202 | 〃 |
| 140 | 真 名 川 ダ ム (福 井 県) | 45. 12. 21 | 945 | 〃 |
| 141 | 生 野 ダ ム (兵 庫 県) | 45. 12. 22 | 264 | 〃 |
| 142 | 城山ダム、串川地域 (神奈川県) | 46. 1. 12 | 1,078 | 〃 |
| 143 | 草 木 ダ ム (群 馬 県) | 46. 6. 15 | 782 | 〃 |
| 144 | 緑 川 ダ ム (熊 本 県) | 46. 9. 28 | 667 | 〃 |
| 145 | 御 所 ダ ム (岩 手 県) | 46. 10. 28 | 1,200 | 〃 |
| 146 | 白 川 ダ ム (山 形 県) | 46. 12. 20 | 813 | 〃 |
| 147 | 大 石 ダ ム (新 潟 県) | 46. 12. 24 | 496 | 〃 |
| 148 | 一 庫 ダ ム (兵 庫 県 大 阪 府) | 47. 1. 10 | 712 | 〃 |
| 149 | 羽 幌 二 股 ダ ム (北 海 道) | 47. 12. 27 | 118 | 〃 |
| 150 | 双 葉 ダ ム (〃) | 〃 | 168 | 〃 |
| 151 | 新 宮 ダ ム (愛 媛 県) | 48. 4. 17 | 420 | 〃 |
| 152 | 千 五 沢 ダ ム (福 島 県) | 48. 9. 21 | 340 | 〃 |
| 153 | 君 ケ 野 ダ ム (三 重 県) | 48. 11. 10 | 231 | 〃 |
| 154 | 広 瀬 ダ ム (山 梨 県) | 49. 1. 17 | 392 | 〃 |
| 155 | 赤 瀬 ダ ム (石 川 県) | 49. 2. 23 | 242 | 〃 |
| 156 | 水 窪 ダ ム (山 形 県) | 49. 3. 30 | 803 | 〃 |
| 157 | 日 中 ダ ム (福 島 県) | 49. 4. 12 | 310 | 〃 |

| 指定 番号 | 指定地域名 | 指定告示 年月日 | 指定面積 (ヘクタール) | 指定鉱物名 |
|----------|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| 158 | 新鶴子ダム(山形県) | 昭和 49. 4. 16 | 429 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 159 | 野村ダム(愛媛県) | 49. 11. 9 | 563 | 〃 |
| 160 | 浅瀬石ダム(青森県) | 49. 11. 14 | 766 | 〃 |
| 161 | 網取ダム(岩手県) | 50. 2. 3 | 526 | 〃 |
| 162 | 広川ダム(和歌山県) | 50. 2. 13 | 85 | 〃 |
| 163 | 滝ダム(岩手県) | 50. 2. 25 | 183 | 〃 |
| 164 | 酒匂ダム(神奈川県) | 50. 3. 20 | 666 | 〃 |
| 165 | 椿山ダム(和歌山県) | 50. 5. 15 | 1,312 | 〃 |
| 166 | 青函トンネル(北海道 青森県) | 50. 10. 7 | 7,893 | 〃 |
| 167 | 中部山岳国立公園 (新潟県 長野県 岐阜県 富山県) | 50. 11. 22 | 97,680 | 〃 |
| 168 | 深田ダム(福島県) | 51. 1. 22 | 147 | 〃 |
| 169 | 浪岡ダム(青森県) | 51. 2. 23 | 224 | 〃 |
| 170 | 小田川ダム(〃) | 51. 2. 24 | 446 | 〃 |
| 171 | 早瀬野ダム(〃) | 51. 3. 12 | 303 | 〃 |
| 172 | 川治ダム(栃木県) | 51. 4. 17 | 829 | 〃 |
| 173 | 胎内川ダム(新潟県) | 51. 4. 21 | 290 | 〃 |
| 174 | 加治川ダム(〃) | 51. 5. 7 | 284 | 〃 |
| 175 | 生見川ダム(山口県) | 51. 9. 17 | 713 | 〃 |
| 176 | 合所ダム(福岡県) | 51. 10. 19 | 335 | 〃 |
| 177 | 七北田ダム(宮城県) | 51. 11. 24 | 245 | 〃 |
| 178 | 早出川ダム(新潟県) | 51. 12. 16 | 313 | 〃 |
| 179 | 大町ダム(長野県) | 52. 3. 9 | 242 | 〃 |
| 180 | 島地川ダム(山口県) | 52. 5. 6 | 338 | 〃 |
| 181 | 大川ダム(福島県) | 52. 6. 4 | 468 | 〃 |
| 182 | 上磯ダム(北海道) | 52. 7. 12 | 130 | 〃 |
| 183 | 幌向ダム(〃) | 52. 11. 18 | 246 | 〃 |
| 184 | 山陽新幹線新関門トンネル(山口県 福岡県) | 53. 3. 23 | 2,016 | 〃 |
| 185 | 大野川ダム(新潟県) | 53. 5. 15 | 96 | 〃 |
| 186 | 沼田ダム(北海道) | 53. 11. 29 | 663 | 〃 |
| 187 | 耶馬溪ダム(大分県) | 54. 1. 20 | 378 | 〃 |
| 188 | 大雪ダム(北海道) | 54. 3. 5 | 905 | 〃 |
| 189 | 蓮ダム(三重県) | 54. 5. 7 | 916 | 〃 |

| 指定 番号 | 指 定 地 域 名 | 指定告示 年 月 日 | 指定面積 (ヘクタール) | 指 定 鉱 物 名 |
|----------|----------------------------|----------------|-----------------|------------------------------|
| 190 | 漁 川 ダ ム (北 海 道) | 昭和 54. 9. 4 | 331 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 191 | 十 勝 ダ ム (") | 54. 9. 28 | 1, 157 | " |
| 192 | 五 十 嵐 川 ダ ム (新 潟 県) | 54. 10. 25 | 346 | " |
| 193 | 破 間 川 ダ ム (") | 54. 11. 2 | 277 | " |
| 194 | 城 原 ダ ム (") | 55. 1. 14 | 65 | " |
| 195 | 玉 川 ダ ム (秋 田 県) | 55. 2. 23 | 2, 244 | " |
| 196 | 南 川 ダ ム (宮 城 県) | 55. 3. 11 | 276 | " |
| 197 | 寺 山 ダ ム (栃 木 県) | 55. 3. 12 | 84 | " |
| 198 | 鹿 ノ 子 ダ ム (北 海 道) | 55. 11. 20 | 428 | " |
| 199 | 末 武 川 ダ ム (山 口 県) | 56. 1. 10 | 315 | " |
| 200 | 福 地 ダ ム (沖 縄 県) | 56. 5. 6 | 1, 639 | " |
| 201 | 新 川 ダ ム (") | 56. 5. 7 | 265 | " |
| 202 | 埼 玉 県 平 野 部 (埼 玉 県) | 56. 8. 3 | 195, 296 | 鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス |
| 203 | 有 間 ダ ム (") | 57. 2. 12 | 226 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 204 | 安 波 ダ ム (沖 縄 県) | 57. 3. 4 | 587 | " |
| 205 | 普 久 川 ダ ム (") | " | 360 | " |
| 206 | 辺 野 喜 ダ ム (") | " | 451 | " |
| 207 | 阿 多 岐 治 水 ダ ム (岐 阜 県) | 57. 3. 29 | 119 | " |
| 208 | 正 善 寺 川 ダ ム (新 潟 県) | 57. 3. 31 | 340 | " |
| 209 | 久 知 川 ダ ム (") | " | 99 | " |
| 210 | 巖 木 ダ ム (佐 賀 県) | " | 204 | " |
| 211 | 神 谷 ダ ム (兵 庫 県) | 57. 10. 6 | 226 | " |
| 212 | 定 山 溪 ダ ム (北 海 道) | 57. 10. 15 | 479 | " |
| 213 | 東 山 ダ ム (福 島 県) | 57. 11. 20 | 197 | " |
| 214 | 林 田 ダ ム (兵 庫 県) | 58. 1. 14 | 94 | " |
| 215 | 入 畑 ダ ム (岩 手 県) | 58. 3. 4 | 223 | " |
| 216 | 弥 栄 ダ ム (広 島 県) (山 口 県) | 58. 4. 16 | 1, 501 | " |
| 217 | 四 時 ダ ム (福 島 県) | 58. 7. 13 | 264 | " |
| 218 | 三 国 川 ダ ム (新 潟 県) | 59. 2. 15 | 396 | " |
| 219 | 一 の 坂 治 水 ダ ム (山 口 県) | 59. 2. 16 | 88 | " |
| 220 | 荒 谷 ダ ム (") | 59. 2. 28 | 170 | " |
| 221 | 阿 木 川 ダ ム (岐 阜 県) | 60. 1. 8 | 494 | " |
| 222 | 金 閣 寺 地 区 (京 都 府) | 60. 3. 8 | 111 | " |
| 223 | 小 里 川 ダ ム (岐 阜 県) | 60. 9. 21 | 299 | " |

| 指定番号 | 指定地域名 | 指定告示年月日 | 指定面積 (ヘクタール) | 指定鉱物名 |
|------|---|----------------|--|------------------------------|
| 224 | 美 祢 ダ ム (山 口 県) | 昭和 61. 3. 4 | 122 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 225 | 真 野 ダ ム (福 島 県) | 61. 3. 13 | 371 | 〃 |
| 226 | 道 平 川 ダ ム (群 馬 県) | 61. 3. 24 | 176 | 〃 |
| 227 | 竜 門 ダ ム (熊 本 県 大 分 県) | 62. 10. 28 | 844 | 〃 |
| 228 | 宇 奈 月 ダ ム (富 山 県) | 63. 2. 1 | 544 | 〃 |
| 229 | 東 京 都 の 陸 域 及 び 沿 岸 海 域 部 (東 京 都) | 63. 6. 6 | 122, 068 | 鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス |
| 230 | 底 原 ダ ム (沖 縄 県) | 平成 4. 6. 25 | 216 | 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 |
| 231 | 真 栄 里 ダ ム (〃) | 〃 | 61 | 〃 |
| 232 | 石 垣 ダ ム (〃) | 〃 | 25 | 〃 |
| 233 | 名 蔵 ダ ム (〃) | 〃 | 118 | 〃 |
| 234 | 合 角 ダ ム (埼 玉 県) | 6. 9. 30 | 210 | 〃 |
| 235 | 浦 山 ダ ム (〃) | 〃 | 488 | 〃 |
| 236 | 滝 沢 ダ ム (〃) | 8. 8. 2 | 476 | 〃 |
| 237 | 川 辺 川 ダ ム (熊 本 県) | 10. 3. 30 | 1, 358 | 〃 |
| 238 | 徳 山 ダ ム (岐 阜 県) | 14. 1. 10 | 7, 255 | 〃 |
| 239 | 渡 良 瀬 遊 水 池 (栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県) | 16. 1. 20 | 1, 000 | 〃 |
| 240 | 石 見 銀 山 遺 跡 (島 根 県) | 17. 1. 11 | A地域 3, 709. 69 B地域 304. 05 C地域 4. 16 D地域 0. 35 E地域 0. 28 | 〃 |
| 241 | 宮 ヶ 瀬 ダ ム (神 奈 川 県) | 17. 6. 6 | 1, 820 | 〃 |
| 242 | 羽 地 ダ ム (沖 縄 県) | 17. 6. 21 | 654 | 〃 |
| 243 | 亀 山 市 西 部 森 林 地 域 及 び 関 宿 周 辺 地 域 (三 重 県) | 22. 7. 9 | 11, 560 | 〃 |
| 244 | 大 保 ダ ム (沖 縄 県) | 22. 10. 6 | 452 | 〃 |

付録4 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|---------------|--|-----------|------------|----------|------------|------|---|-----|--|
| 昭和27年土調委第231号 | 小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件 | 27. 7. 17 | 小倉市長 | 福岡通商産業局長 | 27. 12. 26 | 棄却 | 福岡県小倉市平尾台地内における、石灰石の試掘権設定出願許可処分につき、景観及び観光の対象、天然記念物及び学術研究の対象として重要な価値を有し、また、採掘により、水源、かんがい用水等に悪影響を及ぼす等、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | 28. 2. 18 東京高裁へ提訴 29. 7. 7 裁定取消しの判決 29. 7. 22 最高裁へ上告 37. 4. 12 上告棄却、差戻し（昭和37年土調委第3号事件） 37. 7. 16 記録返戻 |
| 昭和27年土調委第303号 | 伊東市十足地内試掘権（明ばん石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件 | 27. 9. 10 | 伊東市長 | 東京通商産業局長 | 28. 2. 25 | 取下げ | 静岡県伊東市十足地内の明ばん石の試掘権設定出願許可処分につき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和30年土調委第284号 | 島田市地内試掘権（クローム鉄鉱等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 30. 8. 6 | 東京都業者1人 | 〃 | 30. 10. 24 | 〃 | 静岡県島田市地内のクローム鉄鉱及び鉄鉱の試掘権設定出願に対し、クローム鉄鉱についてのみ許可し、鉄鉱については経済的価値がないとして不許可処分としたことにつき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和32年土調委第10号 | 山口県美祢市地内採掘権（金・銀等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 32. 1. 8 | 山口県美祢市業者1人 | 広島通商産業局長 | 34. 3. 30 | 棄却 | 山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱（後に石灰石を追加）の試掘権設定出願（後に採掘に転願）に対する不許可又は一部不許可、転願命令等の処分につき、故意又は重大な過失による違法な処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | （第10号～第13号合併審理） 34. 5. 20 東京高裁へ提訴 39. 3. 28 取下げ |
| 昭和32年土調委第11号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 昭和32年土調委第12号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 昭和32年土調委第13号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 昭和32年土調委第138号 | 鉱業権設定出願（山口県美祢市）に関し、処分庁が発表した文書及び事実に対する裁定申請事 | 32. 5. 28 | 山口県美祢市業者1人 | 広島通商産業局長 | 32. 6. 12 | 却下 | 山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱の試掘権設定出願に、更に石灰石を加えた鉱種名変更出願につき、処分庁の返付等の事務処理をめぐり適切な指導を欠いた違法があると主張し | 〃 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|---------------|---|------------|-------------|----------|------------|------|--|-----|---|
| | 件 | | | | | | た事件 | | |
| 昭和32年土調委第205号 | 秋田県阿仁町地内鉱業（坑口開設、廃石捨場）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件 | 32. 7. 8 | 東京都中央区林業会社 | 仙台通商産業局長 | 34. 7. 11 | 取下げ | 秋田県阿仁町地内の山林における、新坑口の開設及び廃石捨場設置のための土地使用許可処分につき、手続上の瑕疵があり、法律の解釈を誤った違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件 | 鉱業法 | 33. 5. 7 執行停止申立て 33. 7. 2 棄却 |
| 昭和33年土調委第128号 | 秋田県阿仁町地内鉱業のための緊急土地使用許可決定に対する取消裁定申請事件 | 33. 5. 20 | 〃 | 秋田県収用委員会 | 33. 6. 18 | 却下 | 昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた鉱山鉱業用の緊急土地使用許可決定につき、要件の認定が不十分かつ誤認しており、また、その担保額は余りにも小額である等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件 | 〃 | 33. 5. 21 執行停止申立て 33. 6. 18 却下 |
| 昭和33年土調委第286号 | 秋田県阿仁町地内鉱業のための土地使用裁決に対する取消裁定申請事件 | 33. 11. 15 | 〃 | 〃 | 34. 7. 6 | 取下げ | 昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた緊急土地使用許可及び土地使用を認める最終裁決等につき、土地所有者たる申請人の意見、陳述を極度に制限する等審理不平等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件 | 〃 | 33. 11. 15 執行停止申立て 33. 12. 22 棄却 |
| 昭和34年土調委第245号 | 高知市地内鉱業（石灰石運搬索道）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件 | 34. 7. 10 | 高知県土地所有者2人 | 四国通商産業局長 | 35. 10. 28 | 棄却 | 高知県高知市地内において、セメント原料及び石灰石運搬のために索道を設けるための山林の使用許可処分につき、鉱業法第104条の要件に該当せず、また、この土地使用は農地に対する直接被害等を与え不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | 35. 12. 19 東京高裁へ提訴 37. 8. 30 取下げ |
| 昭和35年土調委第157号 | 東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 35. 5. 13 | 東京都板橋区業者等3人 | 東京通商産業局長 | 35. 7. 15 | 却下 | 東京都北区地内の金等の試掘権設定出願に対し、当該鉱物の掘採が経済的に価値がないとする不許可処分につき、違法行為や事実誤認があり、行政措置として公明適正を欠き、申請人の法益を阻害されること甚大なものがあるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | 35. 9. 16 東京高裁へ提訴 36. 2. 4 取下げ |
| 昭和36年土調委裁第1号 | 山口県美祢市地内試掘権（金・銀等）設定出願一部不許可処分等に対する取消裁 | 36. 4. 17 | 山口県美祢市業者1人 | 広島通商産業局長 | 36. 5. 1 | 〃 | 山口県美祢市地内の金、銀、銅の試掘権設定出願（のうち採掘権設定出願に転願）の一部不許可処分につき、さきに石灰石を加える更正願をなしたにもかかわらず | 〃 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|---|------------|------------|----------|-----------|------|--|-----|--|
| | 定申請事件 | | | | | | 、金ほか2種についてのみ処置したものであるとして、その取消しを求めるとともに石灰石を加えた処分をすべきであると主張した事件 | | |
| 昭和36年土調委裁第2号 | 香川県小豆郡土庄町海岸保全区域内土砂採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 36. 12. 7 | 香川県土庄町業者1人 | 土庄町長 | 37. 8. 18 | 取下げ | 香川県土庄町小豊島池の浦海岸保全区域内における土砂採取許可申請に対し、国土保全に支障があるとする不許可処分につき、申請に係る程度の土砂採取ではならぬ影響を与えるものではなく、同地の土砂は良質なけい砂で製鉄、造船等に供給され、国家発展に寄与するものであるとして、その取消しを求めた事件 | 海岸法 | |
| 昭和37年土調委裁第3号 | 小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件（再審理） | 37. 4. 12 | 北九州市長 | 福岡通商産業局長 | 45. 2. 16 | 〃 | 昭和27年土調委第231号事件の再審理 | 鉱業法 | 38. 2. 10 北九州市発足 44. 12. 23 平尾台関係鉱区禁止地域指定 |
| 昭和37年土調委裁第4号 | 東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 37. 12. 26 | 東京都板橋区業者1人 | 東京通商産業局長 | 39. 2. 24 | 棄却 | 東京都北区地内の金等8鉱種の試掘権設定出願に対し、処分は経済的に価値なしとする不許可処分につき、事実誤認で申請人の法益が阻害されること甚大であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和38年土調委裁第3号 | 青森県下北郡大畑町地内試掘権（砂鉱）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 38. 5. 1 | 青森県大畑町業者2人 | 仙台通商産業局長 | 38. 8. 22 | 取下げ | 青森県大畑町の国有地内における砂鉱試掘権設定出願に対し、林業の利益を損じ、公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、不許可処分が稼行の中心となる部分で、かつ、鉱床が賦存しており、この部分の不許可は全部の不許可と等しく、また、関係官庁の回答を鵜呑みにした処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和39年土調委裁第3号 | 鳥取県米子市皆生海岸保全区域土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 39. 4. 24 | 皆生砂利採取組合 | 建設大臣 | 41. 5. 20 | 棄却 | 鳥取県米子市皆生海岸の海岸保全区域内における土石採取許可申請に対し、海岸保全施設の保全上支障を来すとする不許可処分につき、この海岸は境港市の突堤ができてから侵食が起こったもので、当局は根本的対策を講じておらず、また、 | 海岸法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|---|------------|-------------|-------------------------------------|------------|------|--|-----|---|
| | | | | | | | 同所の砂利は満干潮、風向等によって瞬時に産出消滅する浮遊的性質のもので、砂利採取は侵食に影響を与えるものではないとして、その取消しを求めた事件 | | |
| 昭和39年土調委裁第4号 | 東京都八丈島八丈町地内試掘権（硫化鉄等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 39. 5. 8 | 神奈川県川崎市業者1人 | 東京都通商産業局長 | 40. 6. 7 | 取下げ | 東京都八丈島地内の硫化鉄等の試掘権設定出願に対し、アホウ鳥の棲息及び繁殖に支障を来すとする不許可処分につき、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | |
| 昭和40年土調委裁第4号 | 東京都調布市多摩川（河川法適用河川）河川敷地内砂金採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 40. 5. 20 | 東京都中野区鉱業会社 | 東京都知事 河川法改正により 41. 4. 1から建設大臣 | 43. 12. 6 | 棄却 | 東京都調布市地先の多摩川河川敷地内における砂金採取許可申請に対し、河川施設の保全、治水、利水上好ましくないとする不許可処分につき、鉱業権の本質を理解するところなく、これを阻止しようとする不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 河川法 | 44. 1. 31 東京高裁へ提訴 46. 2. 13 訴え取下げの擬制 |
| 昭和41年土調委裁第4号 | 富山県立山町中部山岳国立公園特別保護地区における試掘権（金外5）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 41. 6. 22 | 富山県清水町業者1人 | 名古屋通商産業局長 | 47. 6. 15 | 〃 | 富山県立山町地内の金外5鉱種の試掘権設定出願に対し、中部山岳国立公園特別保護地区の景観の保護等を理由とする不許可処分につき、立山一帯はダム、トンネル、ロープウェイ等が建設され自然の景観は一変しており、また、試掘権設定出願は当該地域が特別保護地区に指定される以前の出願であるから不許可は理由がないとして、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | 47. 8. 19 東京高裁へ提訴 50. 8. 28 取下げ |
| 昭和42年土調委裁第4号 | 山口県萩市菊ヶ浜海岸保全区域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 42. 1. 11 | 山口県萩市業者1人 | 山口県知事 | 42. 1. 20 | 取下げ | 山口県萩市菊ヶ浜海岸保全区域における土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件 | 海岸法 | |
| 昭和42年土調委裁第5号 | 愛媛県重信川河川保全区域内（温泉郡重信町外1町）の砂利採取等不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 42. 6. 5 | 愛媛県松山市業者1人 | 四国地方建設局長 | 42. 10. 13 | 却下 | 愛媛県重信町の重信川の河川保全区域内における砂利採取計画及び土地改良事業の許可申請に対し、河川管理上の支障を理由とする不許可処分につき、その取消しを求めた事件 | 河川法 | |
| 昭和42年土調委裁第6号 | 山梨県塩山市保安林地内の鉱物のための | 42. 11. 25 | 東京都奥多摩町業者 | 山梨県知事 | 43. 3. 4 | 取下げ | 山梨県塩山市地内の保安林地内における鉱業のための土地掘削許可申請に対し、処 | 森林法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|---|-----------|------------------|----------|------------|----------|--|-----|--------------------------------|
| | 土地掘削不許可処分に対する取消裁定申請事件 | | 1人 | | | | 分庁が、いったんは同意したにもかかわらず、後に掘削により崩壊のおそれがあり、剥土、鉦屑等を処理するに適当な場所がなく、保全施設に対する具体的設計図がない等を理由とする不許可処分につき、庁内担当者の事務上の齟齬に起因するもので、明らかに瑕疵ある処分として、その取消しを求めた事件 | | |
| 昭和43年土調委裁第6号 | 京都府城陽町、宇治田原町地内の鉦業権（採掘権1、試掘権3、金、銀、けい石等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 43. 2. 12 | 京都府京都市業者1人 | 大阪通商産業局長 | 48. 7. 13 | 一部認容一部却下 | 京都府城陽町及び宇治田原町地内のけい石等の採掘権設定出願及び試掘権設定出願3件に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、鉦物の採掘価値について事実誤認をした違法な処分であるとして、けい石に関する処分の取消し等を求めた事件 | 鉦業法 | 大阪通商産業局長の4件の処分について、1つの裁定を求めたもの |
| 昭和43年土調委裁第7号 | 京都府宇治市、城陽町地内の試掘権（けい石）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 43. 2. 20 | 京都府京都市業者1人 | 大阪通商産業局長 | 44. 10. 7 | 取下げ | 京都府宇治市及び城陽町のけい石の試掘権設定出願に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、出願地のけい石は地表近くに存在し、採掘経費は少なく、十分採算がとれるものとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和43年土調委裁第8号 | 群馬県草津町地内の試掘権（けい石）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 43. 4. 8 | 千葉県浦安町業者1人 | 東京通商産業局長 | 45. 4. 17 | 〃 | 群馬県草津町地内のけい石の試掘権設定出願に対し、掘採が公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、掘採により酸性の強い温泉等が湧き出しても中和施設により防止できるものであり、また、不許可とした範囲の根拠が示されていないとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和43年土調委裁第9号 | 茨城県北茨城市地内の常盤炭鉦関係の施業案の認可及び鉦業権の取消裁定申請事件 | 43. 9. 14 | 北茨城市中郷町鉦害防止対策協議会 | 東京通商産業局長 | 43. 11. 11 | 〃 | 茨城県北茨城市地内の地下採掘により鉦害を生じており、これを継続されると中郷町は全滅のおそれがあるとして、施業案認可の一部取消し、鉦区禁止地域の指定又は鉦業法第53条に基づく鉦業権の取消し等を求めた事件 | 〃 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|---|-----------|--------------------|--------|-----------|------|--|-------|---|
| 昭和44年土調委裁第6号 | 山口県松谷海岸保全区域内の砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 44. 5. 12 | 山口県下関市砂利採取業者1社 | 山口県知事 | 44. 7. 4 | 却下 | 山口県松谷海岸保全区域内における砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和44年土調委裁第7号 | 広島県比婆郡口和町地内の鉱業用地敷としての国有林野貸付願拒否処分に対する取消裁定申請事件 | 44. 6. 10 | 千葉県鎌ヶ谷町業者2人 | 三次宮林署長 | 44. 7. 23 | 〃 | 広島県口和町地内における国有林の鉱業用地敷としての貸与を求める貸与申請に対し、地元住民の意志を無視して処理することはできかねるとする拒否処分につき、その取消しを求めた事件 | 不明 | |
| 昭和44年土調委裁第8号 | 京都府城陽町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 44. 8. 1 | 京都府京都市砂利採取業者1社 | 京都府知事 | 44. 8. 27 | 〃 | 京都府城陽町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第19条の不認可事由に該当し、京都府砂防指定地管理規則による砂防指定地の区域内における行為の許可がないとする不認可処分につき、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和44年土調委裁第9号 | 和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 44. 12. 5 | 和歌山県橋本市砂利採取業者1社 | 和歌山県知事 | 45. 2. 26 | 取下げ | 和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分につき、土地改良区の同意を得、土砂搬出路についても延長新設を完了したにもかかわらず、市営住宅の一部革新分子の反対により不認可としたのは不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和45年土調委裁第6号 | 北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 45. 3. 23 | 北海道岩内町砂利採取業者1社 | 北海道知事 | 45. 6. 23 | 〃 | 北海道蘭越海岸の海岸保全区域内の国有地内における砂利採取計画認可申請に対し、海岸法による土石採取の不許可を理由としてなされた不認可処分につき、両法による処分の独立性等を主張し、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和45年土調委裁第7号 | 広島県比婆郡口和町国有林地内の保安林の指定解除等の裁定申請事件 | 45. 5. 6 | 千葉県鎌ヶ谷町業者2人（試掘出願人） | 農林水産大臣 | 45. 5. 22 | 却下 | 広島県口和町地内の国有林内における保安林の指定に関し、鉱業権を抹殺するがごとき不当な行政措置は不服であるとして、その保安林の指定の即時解除等を求めた事件 | 森林法 | |
| 昭和46年土調委裁第1号 | 北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可 | 46. 2. 23 | 北海道岩内町業者1社 | 北海道知事 | 46. 7. 30 | 棄却 | 昭和45年土調委裁第6号事件と同趣旨の申請 | 砂利採取法 | 46. 8. 16 東京高裁へ提訴 46. 9. 16 国に対する損害賠償請求に変更すること |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|----------------------|---|------------|---------------|----------|------------|------|---|-------|---|
| | 処分に対する取消裁定申請事件 | | | | | | | | の許可申立て 46. 11. 16 申立て不許可 46. 11. 26 取下げ |
| 昭和46年 土調委裁 第2号 | 神奈川県南足柄町地内の試掘権設定許可処分に対する取消裁定申請事件 | 46. 8. 11 | 神奈川県箱根町採石業者1社 | 東京通商産業局長 | 46. 9. 27 | 取下げ | 神奈川県南足柄町地内の鉱業権の試掘権設定出願許可処分につき、既存の採石権に大幅な制約が生じるものであり、合理的な開発とは言えないとして、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | |
| 昭和46年 (裁)第3号 | 札幌市北海道神宮風致地区の採石行為不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 46. 10. 21 | 北海道札幌市採石業者1社 | 札幌市長 | 48. 3. 27 | 棄却 | 北海道神宮風致地区内の採石行為許可申請に対し、風致地区内の風致維持上の著しい支障を理由とする不許可処分につき、正当な補償によらずして私権を制限した点に違法があるとして、その取消しを求めた事件 | 都市計画法 | 48. 5. 16 東京高裁へ提訴 49. 4. 25 請求棄却 49. 5. 18 最高裁へ上告 50. 3. 13 上告棄却 |
| 昭和48年 (フ)第1号 | 愛媛県長浜町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 3. 26 | 愛媛県長浜町住民3人 | 愛媛県知事 | 48. 7. 3 | 却下 | 愛媛県長浜町地先海面における砂利採取計画認可処分につき、申請人らの漁業に損害を与え砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和48年 (フ)第2号 | 埼玉県秩父市地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 4. 16 | 埼玉県熊谷市業者1社 | 埼玉県知事 | 49. 6. 27 | 認容 | 埼玉県秩父市地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石法第1条に規定する公共の福祉の目的違反を理由とする不認可処分につき、採石法第33条の4（認可の基準）によらずして不認可とした違法があるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和48年 (フ)第3号 | 佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 6. 11 | 佐賀県有明町業者1社 | 佐賀県知事 | 49. 3. 22 | 取下げ | 佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画認可申請に対し、地元の了解が得られていないとする不認可処分につき、採石法の規定の適用及び解釈を誤った処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和48年 (フ)第4号 | 北海道滝川市地内の農地転用（砂利洗浄施設等）不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 6. 30 | 北海道滝川市業者1社 | 北海道知事 | 50. 12. 11 | 棄却 | 北海道滝川市地内の農地に係る砂利洗浄施設等の設置転用を目的とする賃借権設定許可申請に対し、農用地区域内であり、転用許可の要件に該当しないこと等を理由とする不許可処分等につき、「水田転用についての農地転用許可に関する暫定基準」により許可すべきであるとして、その取消し等を求めた事件 | 農地法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|-----------|------------------|-------------|------------|------|--|-------|----|
| 昭和48年(フ)第5号 | 福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 8. 3 | 埼玉県与野市住民1人(鉱業権者) | 福島県知事 | 48. 12. 7 | 取下げ | 福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分につき、鉱業の利益を損じ、公共の福祉に反する場合に該当し、砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和48年(フ)第6号 | 宮城県大和町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 8. 10 | 宮城県仙台市業者1社 | 宮城県仙台土木事務所長 | 50. 2. 25 | 〃 | 宮城県大和町地内の砂利採取計画認可申請に対し、関係者の同意がないこと、河川の状態変更、汚濁水の流出の事実、認可前に施設等を設置したこと等を理由とする不認可処分につき、他産業の利益を損じ、公共の福祉に反するおそれはなく、砂利採取法第19条の不認可の場合に該当しないとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和48年(フ)第7号 | 東京都奥多摩町地内の保安林内作業(鉱石運搬用坑道等の設置)許可処分に対する取消裁定申請事件 | 48. 10. 2 | 東京都奥多摩町住民3人 | 東京都知事 | 49. 12. 25 | 却下 | 東京都奥多摩町地内の保安林内における鉱石運搬用坑道の坑口及び橋梁の架設等に係る作業許可処分につき、自然環境を破壊するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定した憲法第25条等に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 森林法 | |
| 昭和49年(フ)第1号 | 千葉県南房総国定公園特別地域内の土石採取不許可処分の取消裁定申請事件 | 49. 2. 1 | 千葉県鋸南町業者1社 | 千葉県知事 | 49. 6. 17 | 取下げ | 南房総国定公園特別地域内における土石採取不許可処分につき、特別地域の指定時既に土石採取行為に着手しており、許可を受くべき対象にならず、仮に対象となっても条件付きで許可できるはずであり、また隣地では条件付きで許可されているとして、その取消しを求めた事件 | 自然公園法 | |
| 昭和49年(フ)第2号 | 北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 49. 3. 6 | 北海道岩内町業者1社 | 北海道知事 | 49. 5. 2 | 〃 | 北海道江差町地内の国有海浜地における砂利採取計画認可申請に対し、先立ってなされた国有財産法に基づく土砂採取の不許可処分を理由とする不認可処分につき、両法に基づく両処分は独立のもので、採取計画の認可処分は土砂採取の許可処分に追従すべきものではないとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|-----------|-------------------|-----------------|-----------|------|--|-------|----|
| 昭和51年(フ)第1号 | 福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 51. 2. 25 | 福島県国見町住民5人(土地所有者) | 福島県会津若松商工労政事務所長 | 52. 2. 14 | 棄却 | 福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分につき、認可申請書に添付された採取契約期間更新契約証が採石法施行規則に定める要件を欠くにもかかわらず、これを認可したのは違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和51年(フ)第2号 | 京都府城陽市、宇治田原町地内の鉱業権(採掘権1、試掘権4、けい石等)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 51. 3. 16 | 京都府京都市業者1人 | 大阪通商産業局長 | 52. 6. 29 | 〃 | 京都府城陽市、宇治田原町地内におけるけい石等の採掘、試掘権設定出願(5件)に対し、経済的に価値がなく、公共施設等を破壊する等を理由とする不許可処分につき、けい石の一種であるけい砂が存在し、事実誤認があるとして、その取消し等を求めた事件 | 鉱業法 | |
| 昭和51年(フ)第3号 | 三重県美杉村地内の室生赤目青山国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 51. 4. 17 | 三重県美杉村業者1人 | 三重県知事 | 52. 6. 20 | 〃 | 三重県室生赤目青山国定公園特別地域内における土石採取許可申請に対し、国定公園の風致の維持に支障が生じるとする不許可処分につき、本件地区は、ごくありふれた山地で格別風致維持の必要はなく、採石後の植林により緑は回復するので景観の阻害はないとして、その取消し等を求めた事件 | 自然公園法 | |
| 昭和52年(フ)第1号 | 北海道網走国定公園第二種特別地域内の試掘権(砂鉱)設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 52. 1. 11 | 北海道網走市業者1人 | 札幌通商産業局長 | 53. 7. 8 | 〃 | 北海道網走国定公園第二種特別地域内における砂鉱の試掘権設定出願に対し、国定公園第二種特別地域、海岸保全区域、漁港区域等に含まれる地域についての一部不許可処分につき、私有財産を正当な補償なくして侵奪し、また、行政の裁量権の濫用等の違法があるとして、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | |
| 昭和52年(フ)第2号 | 鹿児島県奄美群島国定公園特別地域(与論島)の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 52. 2. 22 | 鹿児島県与論町業者1社 | 鹿児島県知事 | 52. 6. 22 | 取下げ | 鹿児島県奄美群島国定公園特別地域内の土石採取不許可処分につき、与論島内の本件地区以外では良質の砕石原料を確保することは不可能であるとして、その取消しを求めた事件 | 自然公園法 | |
| 昭和53年(フ)第1号 | 高知県越知町地内の砂利採取計画不認可処分に対する | 53. 1. 30 | 高知県佐川町業者1社 | 高知県知事 | 55. 7. 24 | 〃 | 高知県越知町地内の砂利採取計画認可申請に対し、申請の土地に係る抵当権者の同意がないとの理由による | 砂利採取法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|------------|--------------------|----------|------------|------|--|-------|--|
| | 取消裁定申請事件 | | | | | | 不認可処分につき、その取消しを求めた事件 | | |
| 昭和53年(フ)第2号 | 北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定処分に対する取消裁定申請事件 | 53. 8. 24 | 北海道札幌市業者1人 | 札幌通商産業局長 | 54. 8. 24 | 棄却 | 北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定申請に対し、土地の一部について採石権設定契約の存在は認められないとする却下処分及び他の土地について契約期間中に採石事業を実施した事実はないとする棄却処分につき、事実誤認に基づく処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和53年(フ)第3号 | 富士箱根伊豆国立公園特別地域(東京都大島町)内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 53. 8. 31 | 東京都中央区業者1社 | 環境庁長官 | 54. 6. 15 | 〃 | 富士箱根伊豆国立公園特別地域(東京都大島町)地内の土石採取許可申請に対し、公園の風致の維持及び利用上の支障を理由とする不許可処分につき、公園の風致の維持等は、採取について条件を付すことによって十分目的は達せられるものであるとして、その取消しを求めた事件 | 自然公園法 | |
| 昭和54年(フ)第1号 | 山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 54. 11. 15 | 山梨県白州町住民1人 | 山梨県知事 | 55. 2. 20 | 取下げ | 山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分につき、砂利採取に伴う被害の実態を十分に把握しないでなされたものであるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和55年(フ)第1号 | 大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 55. 1. 7 | 大阪府柏原市住民1人 | 大阪府知事 | 55. 3. 8 | 〃 | 大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分につき、不正手段により認可されたものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和55年(フ)第2号 | 長崎県壱岐郡石田町沖合の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 55. 10. 13 | 佐賀県唐津市唐房漁業協同組合外55人 | 長崎県知事 | 55. 12. 22 | 却下 | 長崎県石田町沖合の砂利採取計画認可処分につき、県境不明地域である本件海域について長崎県のみで認可処分をしたのは不当であり、また、砂利採取による海水の汚濁、海底の変化等により漁業を損なうとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和56年(フ)第1号 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 56. 1. 12 | 高知県高知市住民1人(土地の所有者) | 高知県知事 | 56. 12. 17 | 棄却 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の財産権を侵害するものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | 57. 2. 16 東京高裁へ提訴 58. 3. 28 請求棄却 58. 4. 16 最高裁へ上告 61. 12. 18 上告棄却 |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|------------|------------|-------|------------|--------------|---|--------------|----|
| 昭和56年(フ)第2号 | 北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 56. 6. 15 | 北海道岩内町業者1社 | 北海道知事 | 56. 8. 14 | 取下げ | 北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、法令を誤解した違法なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和56年(フ)第3号 | 千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 56. 9. 25 | 千葉県住民3人 | 千葉県知事 | 57. 3. 11 | 〃 | 千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分につき、千葉地方裁判所佐原支部の仮処分決定に違背するものであるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 昭和57年(フ)第1号 | 奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 57. 3. 12 | 奈良県業者1人 | 奈良県知事 | 58. 10. 17 | 一部棄却 一部却下 | 奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可申請及びひ国定公園の特別地域における土石採取の許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許認可を行わないとした許認可処分につき、許認可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件 | 採石法 自然公園法 | |
| 昭和57年(フ)第2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 昭和57年(フ)第3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 57. 9. 22 | 取下げ | 〃 | 〃 | |
| 昭和57年(フ)第4号 | 奈良県奈良市地内の岩石採取許可処分に対する取消裁定申請事件 | 57. 4. 9 | 〃 | 〃 | 58. 10. 17 | 一部棄却 一部却下 | 奈良県奈良市地内の風致地区における岩石採取許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許可を行わないとした許可処分につき、許可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件 | 都市計画法 | |
| 昭和57年(フ)第5号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 昭和57年(フ)第6号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 57. 9. 22 | 取下げ | 〃 | 〃 | |
| 昭和58年(フ)第1号 | 愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 58. 9. 12 | 愛知県住民1人 | 愛知県知事 | 59. 9. 29 | 〃 | 愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和58年(フ)第2号 | 高知県土佐町吾北村地内の鉱物掘採不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 58. 11. 24 | 高知県業者2人 | 高知県知事 | 59. 6. 14 | 一部棄却 一部却下 | 高知県土佐町吾北村地内の県立自然公園特別地域における鉱物掘採不許可処分につき、自然公園の風致、景観に著しい支障を与えるものではないとして、その取消し等を求めた事件 | 自然公園法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|-----------|--------------------------------|----------|-----------------------|--------------|---|-------|---|
| 昭和59年(フ)第1号 | 愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件 | 59. 3. 16 | 愛知県住民1人 | 愛知県知事 | 59. 9. 29 | 取下げ | 愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和59年(フ)第2号 | 京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件 | 59. 3. 31 | 京都府宗教法人(土地所有者) | 大阪通商産業局長 | 59. 5. 8 61. 6. 20 | 一部取下げ 取下げ | 京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分につき、申請人の所有地であり宗教的施設のある境内地に係る部分の許可は、公共の福祉に反するものであるのみならず、憲法の保障する信教の自由に対する国の不当な介入行為であるとして、その処分の一部取消しを求めた事件 | 鉱業法 | 59. 4. 9 執行停止申立て 59. 5. 7 執行停止 |
| 昭和59年(フ)第3号 | 山形県楡引町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 59. 5. 31 | 山形県業者1社 | 山形県知事 | 59. 11. 22 | 取下げ | 山形県楡引町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石権原の有無が不明であるとする却下処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 昭和59年(フ)第4号 | 〃 | 59. 6. 2 | 〃 | 〃 | 61. 1. 21 | 認容 | 〃 | 〃 | |
| 昭和59年(フ)第5号 | 北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 59. 6. 15 | 北海道業者1社 | 北海道知事 | 60. 6. 20 | 取下げ | 北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和59年(フ)第6号 | 山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 59. 8. 25 | 山梨県住民1人 | 山梨県知事 | 61. 5. 30 | 棄却 | 山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分につき、山崩れを惹起し洪水を発生させる、手続に違法がある等として、その取消しを求めた事件 | 採石法 | 59. 9. 14 執行停止申立て 59. 11. 30 取下げ 61. 7. 25 東京高裁へ提訴 62. 5. 6 請求棄却 62. 5. 14 最高裁へ上告 63. 3. 18 上告棄却 |
| 昭和61年(フ)第1号 | 山形県楡引町地内の岩石採取計画認可処分に対する無効確認裁定申請事件 | 61. 7. 18 | 山形県業者1人(処分に係る土地において別に岩石採取計画認可処 | 山形県知事 | 62. 5. 25 | 〃 | 山形県楡引町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | 62. 7. 21 東京高裁へ提訴 62. 11. 4 取下げ |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|-------------------------------------|------------|----------------|--------------------------------|-----------|------|--|-------|--|
| | | | 分を受けた者) | | | | | | |
| 昭和62年(フ)第1号 | 高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 62. 2. 7 | 高知県業者1社 | 高知県知事 | 62. 4. 17 | 取下げ | 高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 昭和62年(フ)第2号 | 高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 62. 2. 7 | 高知県業者1社 | 高知県知事 | 62. 4. 17 | 〃 | 高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件 | 〃 | |
| 昭和63年(フ)第1号 | 岐阜県瑞浪市地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件 | 63. 3. 24 | 岐阜県住民1人(鉱業権者) | 岐阜県知事 | 元. 6. 14 | 棄却 | 岐阜県瑞浪市地内の開発行為の許可処分につき、開発行為がなされれば、申請人の鉱業権が壊滅的な打撃を受ける等として、その処分の取消しを求めた事件 | 都市計画法 | 元. 2. 2 執行停止申立て 元. 3. 13 棄却 |
| 昭和63年(フ)第3号 | 新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 63. 11. 17 | 新潟県住民1人 | 新潟県津川土木事務所長 | 元. 10. 30 | 取下げ | 新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成元年(フ)第1号 | 広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件 | 元. 3. 14 | 広島県業者1社 | 広島通商産業局長→中国通商産業局長(元. 7. 1名称変更) | 5. 3. 10 | 〃 | 広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分につき、ゴルフ場造成計画中の土地に係る処分が鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 鉱業法 | |
| 平成元年(フ)第2号 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 元. 10. 11 | 高知県住民1人(土地所有者) | 高知県知事 | 3. 6. 28 | 棄却 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件 | 採石法 | 3. 8. 31 東京高裁へ提訴 4. 3. 9 請求棄却 4. 3. 16 最高裁へ上告 6. 1. 25 上告棄却 |
| 平成2年(フ)第2号 | 岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 2. 9. 25 | 岡山県業者1人 | 岡山県井笠地方振興局長 | 5. 1. 29 | 〃 | 岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分につき、採石法第33条の4に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成2年(フ)第3号 | 岐阜県御嵩町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件 | 2. 9. 25 | 岐阜県住民1人(鉱業権者) | 岐阜県知事 | 4. 6. 22 | 棄却 | 岐阜県御嵩町地内のゴルフ場開発を目的とする開発行為許可処分につき、申請人の鉱業に係る利益が侵害される等として、その取消しを | 都市計画法 | 4. 8. 21 東京高裁へ提訴 5. 11. 8 請求棄却 5. 11. 22 |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|------------|---|-----------|----------------|--------|-----------|------|--|-------|---------------------------|
| | | | | | | | 求めた事件 | | 最高裁へ上告 6. 2. 4 上告却下 |
| 平成3年(フ)第2号 | 佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分に対する取消等裁定申請事件 | 3. 3. 5 | 新潟県業者1社 | 新潟県知事 | 3. 7. 26 | 取下げ | 佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分につき、当該土石採取は自然公園法の許可を要しない行為であるとして、その取消し等を求めた事件 | 自然公園法 | |
| 平成3年(フ)第3号 | 北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 3. 7. 12 | 北海道業者1人 | 北海道知事 | 3. 12. 12 | 取下げ | 北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成3年(フ)第4号 | 三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 3. 10. 11 | 三重県業者1人 | 三重県知事 | 3. 11. 13 | 〃 | 三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分につき、採石法第33条の3第2項、同法施行規則第8条の15第2項第7号に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成3年(フ)第5号 | 三重県多度町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 三重県多度町地内の開発行為許可処分につき、森林法第10条の2、同法施行規則第8条の2第2号に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 森林法 | |
| 平成4年(フ)第1号 | 栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 4. 5. 22 | 栃木県業者1人 | 栃木県知事 | 8. 4. 19 | 〃 | 栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分につき、申請に係る地域で採石を行っても陥没事故が発生する危険はないとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成4年(フ)第2号 | 和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 4. 6. 8 | 和歌山県業者1人 | 和歌山県知事 | 4. 8. 6 | 〃 | 和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成4年(フ)第3号 | 〃 | 〃 | 労働組合支部 | 〃 | 〃 | 〃 | 和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成4年(フ)第7号 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 4. 9. 1 | 高知県住民1人(土地所有者) | 高知県知事 | 5. 10. 4 | 棄却 | 高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成7年(フ)第1号 | 長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請 | 7. 2. 16 | 長崎県住民7人 | 長崎県知事 | 8. 11. 18 | 取下げ | 長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求 | 採石法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|------------|--|-----------|---------|--------|------------|------|--|-------|---|
| | 事件 | | | | | | めた事件 | | |
| 平成7年(フ)第2号 | 静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 7. 4. 4 | 静岡県業者1社 | 静岡県知事 | 7. 6. 30 | 取下げ | 静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分につき、従来無認可で行われていた砂利採取行為を追認する不当なものであり、申請人の砂利採取業を妨げるものとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | 7. 5. 8 執行停止申立て 7. 5. 30 棄却 |
| 平成7年(フ)第3号 | 熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 7. 6. 16 | 熊本県住民1人 | 熊本県知事 | 8. 3. 28 | 〃 | 熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分につき、地盤の崩壊、粉じんによる河川の汚染等により住民の身体、財産等に被害が発生するおそれがあるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成7年(フ)第5号 | 大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 7. 8. 21 | 大阪府業者1社 | 大阪府知事 | 9. 6. 20 | 棄却 | 大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分につき、風致の維持のみを許可・不許可の基準とした本件処分は自然公園法第3条に違反するとして、その取消しを求めた事件 | 自然公園法 | 9. 8. 19 東京高裁へ提訴 10. 11. 25 請求棄却 10. 12. 9 最高裁へ上告 15. 1. 17 上告棄却 |
| 平成8年(フ)第1号 | 長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 8. 2. 5 | 長崎県住民7人 | 長崎県知事 | 8. 11. 18 | 取下げ | 長崎県小長井町地内の平成7年(フ)第1号及び第4号の事件に係る処分の岩石採取期間の経過に伴う岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成8年(フ)第2号 | 〃 | 〃 | 長崎県住民1人 | 〃 | 〃 | 〃 | 長崎県小長井町地内の平成8年(フ)第1号事件に係る処分につき、粉じんにより申請人の農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成8年(フ)第3号 | 北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 8. 10. 29 | 北海道業者1社 | 北海道知事 | 10. 9. 28 | 棄却 | 北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、災害発生の危険性があるとする不認可処分につき、災害発生防止に必要な措置を十分に講じているとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | 10. 11. 27 東京高裁へ提訴 11. 10. 13 請求棄却 11. 11. 1 最高裁へ上告 12. 1. 12 上告却下 (民訴316条) |
| 平成9年(フ)第1号 | 鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取 | 9. 10. 16 | 熊本県業者1社 | 鹿児島県知事 | 10. 12. 10 | 認容 | 鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画認可申請に対し、水産業の利益を | 採石法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---------------------------------------|-----------|----------|---------------|-----------|------|--|-------|----|
| | 取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | | | | | | 損じるとする不認可処分につき、漁業被害発生につき何ら調査せずに判断しているとして、その取消しを求めた事件 | | |
| 平成10年(フ)第1号 | 高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 10. 2. 2 | 高知県住民4人 | 高知県知事 | 10. 3. 17 | 棄却 | 高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成10年(フ)第2号 | 高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 10. 2. 4 | 高知県住民4人 | 高知県知事 | 10. 3. 17 | 〃 | 高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成10年(フ)第3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 平成10年(フ)第4号 | 〃 | 10. 2. 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 平成11年(フ)第1号 | 鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 1. 4 | 鹿児島県業者1社 | 鹿児島県鹿児島土木事務所長 | 11. 3. 24 | 認容 | 鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、鹿児島県一般海浜地等管理規則第3条の許可の見込みがないこと等を理由とする不認可処分につき、砂利採取法第19条の不認可事由がないとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成11年(フ)第2号 | 長野県南佐久郡佐久町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 1. 28 | 長野県住民15人 | 長野県白田建設事務所長 | 11. 12. 9 | 取下げ | 長野県南佐久郡佐久町地内における岩石採取計画変更認可処分につき、申請人ら地元住民に与える危害や農林業への損害等を顧慮せず、また、地元住民の同意なしにされたものとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成11年(フ)第3号 | 鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 4. 16 | 鹿児島県業者1社 | 鹿児島県鹿児島土木事務所長 | 11. 8. 3 | 棄却 | 鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に必要な国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、この不許可には無効ないし取消しの事由があるから、不許可を理由とする不認可処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|-----------|------------------|---------------|-----------|------|---|-------|----|
| 平成11年(フ)第4号 | 千葉県木更津市真里谷地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 4. 27 | 千葉県業者1社 | 千葉県君津支庁長 | 11. 6. 24 | 認容 | 千葉県木更津市真里谷地内における砂利採取計画認可申請に対し、採取地が木更津市都市整備計画において開発を制限すべき自然緑地保全ゾーン区域内にあること等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成11年(フ)第5号 | 鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡額娃町石垣沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 9. 6 | 鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合 | 鹿児島県指宿土木事務所長 | 12. 1. 24 | 棄却 | 鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡額娃町石垣沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は、鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成11年(フ)第6号 | 鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 11. 9. 6 | 鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合 | 鹿児島県加世田土木事務所長 | 12. 1. 24 | 棄却 | 鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成12年(フ)第1号 | 長崎県下県郡厳原町神崎沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 12. 1. 19 | 長崎県業者1社 | 長崎県知事 | 12. 3. 14 | 〃 | 長崎県下県郡厳原町神崎沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第18条第2項の規定による書面の不備等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成12年(フ)第2号 | 山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 12. 5. 22 | 山口県業者1社 | 中国通商産業局長 | 12. 12. 1 | 〃 | 山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、採石権の強制設定による採石が土地所有者の被る不利益を上回る社会公共の利益と必要性を持つものとは言えないことを理由とする棄却処分につき、本件土 | 採石法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|--|------------|----------|--------|------------|--------------|--|------------|---|
| | | | | | | | 地に採石権を強制設定する必要性は十分に存するとして、その取消しを求めた事件 | | |
| 平成12年(フ)第3号 | 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 12. 8. 23 | 青森県業者1社 | 青森県知事 | 12. 12. 19 | 棄却 | 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、砂利の採取計画等に関する規則第4条第2項、第3条第2項第7号及び同項第11号に定める砂利採取を行うこと等について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面が添付されていないことを理由とする不認可処分につき、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | 12. 8. 23 執行停止申立て 12. 9. 25 却下 |
| 平成12年(フ)第4号 | 兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 12. 8. 24 | 兵庫県業者1社 | 兵庫県知事 | 12. 10. 13 | 取下げ | 兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分につき、岩石採取期間を2年間とする理由がない以上3年間とするのが法の趣旨であること、引き続き採石事業を行うため認可申請を行ったにもかかわらず、認可期間が過ぎたところで認可処分が行われたため不利益を受けたとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成12年(フ)第5号 | 鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 12. 10. 10 | 鹿児島県住民3人 | 鹿児島県知事 | 13. 7. 16 | 一部棄却 一部却下 | 鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人ら漁業を営む者への漁業被害が発生することや豊かな自然環境が破壊されるため、採石法第33条の4に定める認可要件に反した違法、不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成13年(フ)第1号 | 三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等に対する取消裁定申請事件 | 13. 2. 21 | 三重県住民8人 | 三重県知事 | 14. 4. 24 | 取下げ | 三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等につき、本件開発行為等により、土砂流出、水害発生等のおそれがあることや自然環境の悪化等が生じるため、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 森林法 採石法 | |
| 平成13年(フ)第2号 | 〃 | 〃 | 三重県住民1人 | 〃 | 14. 4. 30 | 却下 | 〃 | 〃 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|--|-----------|---------|----------|------------|------|---|-------|----|
| 平成14年(フ)第1号 | 青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 14. 12. 5 | 青森県業者1社 | 青森県知事 | 15. 11. 17 | 棄却 | 青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取許可申請に対し、自然公園法施行規則第11条第14項第1号に規定する基準のいずれにも適合せず、同条第15項第5号の許可基準に適合しないとする不許可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 自然公園法 | |
| 平成16年(フ)第1号 | 徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 16. 3. 9 | 徳島県業者1人 | 徳島県知事 | 17. 5. 19 | 認容 | 徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来し、地域社会や水産業経営に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成16年(フ)第2号 | 熊本県三加和町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 16. 4. 7 | 熊本県業者1人 | 熊本県知事 | 17. 3. 30 | 取下げ | 熊本県玉名郡三加和町地内の岩石採取計画不認可処分につき、不認可の理由として挙げられている地下水路の遮断、公共の用に供する施設の損傷の懸念、本件申請区域の法面崩壊の危険性については、いずれも根拠がないか具体性に欠けるものであるため、違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成16年(フ)第3号 | 徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 16. 4. 30 | 徳島県業者1人 | 徳島県知事 | 17. 5. 19 | 認容 | 徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来す可能性を否定することができない、又は地下水に影響が生じた場合には地域社会に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分には根拠がないなどとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成16年(フ)第4号 | 石川県羽咋郡富来町地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 16. 5. 24 | 石川県業者1社 | 中部経済産業局長 | 16. 12. 14 | 棄却 | 石川県羽咋郡富来町地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、本件申請地についての採石権の強制設定による所有権の制約によって土地所有者が被る不利益を上回る社会公共の利益及び必要性があるとは認められないことなどを理由とする棄却処分につき、 | 採石法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|--------------------------------------|------------|----------|-------------|-----------|--------------|---|-------|----|
| | | | | | | | これを不当であるとして、その取消しを求めた事件 | | |
| 平成17年(フ)第1号 | 愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件 | 17. 7. 13 | 愛知県住民20人 | 愛知県知事 | 19. 5. 8 | 一部棄却 一部却下 | 愛知県瀬戸市b町地内の保安林内作業許可処分及び同市a町地内における林地開発行為許可処分につき、これらに基づく行為が保安林の有する機能を大幅に阻害し、周辺の住民に対し、災害等が発生させるおそれがあるため、違法であるとして、それらの取消しを求めた事件 | 森林法 | |
| 平成17年(フ)第2号 | 徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 17. 8. 2 | 徳島県業者1人 | 徳島県南部総合県民局長 | 18. 3. 16 | 取下げ | 徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、本件申請区域内の土地における農地転用許可の見込みもなく、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成17年(フ)第3号 | 徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 17. 8. 2 | 徳島県業者1人 | 徳島県南部総合県民局長 | 19. 2. 2 | 認容 | 徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、農地法第83条の2の原状回復命令が履行されない限り、農地転用を許可されないため、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成17年(フ)第4号 | 鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 17. 10. 13 | 鹿児島県業者1社 | 鹿児島県知事 | 19. 5. 8 | 〃 | 鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石に伴う海岸への転落石、除去した表土等の流出により海洋汚染を発生させるとともに、発破等による震動・騒音などにより水産業の利益を損じると認められ、さらに〇〇群島の自然環境、景観を損なうなどとする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|-----------|---------|-------------|------------|------|--|-------|--|
| 平成18年(フ)第1号 | 徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 18. 2. 10 | 徳島県業者1人 | 徳島県南部総合県民局長 | 19. 2. 2 | 却下 | 徳島県阿南市横見町地内の農地転用許可申請に対し、申請人が許可を受けることなく無断で農地に土砂堆積しているなど、農地法違法状態を継続しており、農地法第5条第2項第3号に規定する不許可要件に該当することなどを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 農地法 | 19. 4. 2 東京高裁へ提訴 19. 7. 30 請求棄却 |
| 平成20年(フ)第1号 | 山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 20. 6. 9 | 山口県業者1社 | 中国経済産業局長 | 20. 12. 24 | 棄却 | 山口県周南市地内の土地に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請に対し、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認められないことなどを理由とする棄却処分につき、採石法第29条第1項各号に該当しないことを前提としつつ申請を棄却した本件処分は、裁量権を逸脱した違法があるなどとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成21年(フ)第1号 | 三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件 | 21. 6. 30 | 三重県住民1人 | 不明 | 21. 9. 7 | 却下 | 三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分(処分の内容は不明)に対する不服裁定を申請した事件 | 不明 | 21. 11. 12 東京高裁へ提訴 22. 3. 31 訴え却下 |
| 平成22年(フ)第1号 | 青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 22. 4. 20 | 青森県業者1社 | 青森県下北地域県民局長 | 23. 5. 12 | 棄却 | 青森県下北郡東通村地内における砂利採取計画認可の申請に対して、土地所有権者の同意がないことを理由に不認可とされた処分について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面は添付されているとしてその取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | 23. 7. 14 東京高裁へ提訴 24. 2. 1 請求棄却 |
| 平成22年(フ)第2号 | 熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 22. 9. 2 | 熊本県業者1社 | 熊本県知事 | 23. 6. 30 | 〃 | 熊本県天草市有明町大浦地先内における砂利採取計画認可の申請に対して、熊本県海砂利採取削減計画により採取可能な砂利の限度量がないことなどを理由に不認可とされた処分について、違法であるとしてその取消しを求めた事件 | 〃 | 23. 8. 31 東京高裁へ提訴 24. 1. 16 取下げ |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|--|------------|---------|----------|-----------|------|--|-------|---|
| 平成22年(フ)第3号 | 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 22. 12. 16 | 栃木県業者1社 | 栃木県知事 | 24. 6. 6 | 棄却 | 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内における砂利採取計画の申請に対して、他人に危害を及ぼし公共の福祉に反することなどを理由に不認可とされた処分について、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないとしてその取消しを求めた事件 | 砂利採取法 | |
| 平成24年(フ)第1号 | 北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 24. 6. 8 | 北海道業者1社 | 北海道知事 | 25. 3. 11 | 〃 | 北海道石狩市花川東地先内における砂利採取計画の申請に対して、北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の規定に反し、砂利採取法第19条の規定に該当していることなどを理由に不認可とされた処分について、かかる不認可処分は違法であるとしてその取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成24年(フ)第2号 | 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件 | 24. 8. 23 | 宮城県業者1社 | 宮城県知事 | 25. 9. 10 | 却下 | 宮城県岩沼市押分字西土手地内における農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対して、所有権を有している者全員の同意を得ていないことなどを理由に不許可とされた処分について、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、取消しを求めた事件 | 農地法 | 24. 11. 19 執行停止申立て 24. 12. 10 却下 25. 11. 12 東京高裁へ提訴 26. 3. 19 棄却及び却下 |
| 平成25年(フ)第1号 | 宮城県岩沼市押分字西土手地内の原状回復等の措置命令に対する取消裁定申請事件 | 25. 3. 1 | 宮城県業者1社 | 宮城県知事 | 25. 3. 15 | 送付 | 平成24年(フ)第2号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件で審理中である農地に対する原状回復等の措置命令について、未だ審理中である本件農地についての不許可を前提とした命令は違法又は不当であるとして、取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成26年(フ)第1号 | 青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 26. 4. 17 | 青森県住民1人 | 西北地域県民局長 | 26. 11. 6 | 取下げ | 青森県つがる市豊富町屏風山地内における砂利採取計画認可処分に対して、本件土地の砂の売却は、認可地縁団体Bにおいて住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されており、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表 | 砂利採取法 | |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|---------------|---|------------|-------------------|-------------|------------|------|---|-----|------------------------|
| | | | | | | | 示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、砂の売却による申請人の財産権の不当な侵害、認可処分対象地にある防風林の役割を負う砂山が失われることで申請人の利益が失われること等を理由としてその取消しを求めた事件 | | |
| 平成27年(フ)第1号 | 福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 27. 11. 24 | 福岡県業者1社 | 福岡県知事 | 28. 8. 30 | 認容 | 福岡県筑紫郡那珂川町地内における岩石採取計画認可申請に対し、林地開発許可を受けることができないことを理由とする不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件 | 採石法 | |
| 平成28年(フ)第1号 | 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件 | 28. 4. 19 | 滋賀県宗教法人及び農業関連会社1社 | 滋賀県知事 | 29. 3. 6 | 取下げ | 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分によって、本件土地内に産業廃棄物等を持ち込むことが懸念され、また、本件土地周辺での宗教活動及び農業活動等が脅かされているため、本件認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成28年(フ)第4号 | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 28. 10. 27 | 三重県業者1社 | 三重県尾鷲建設事務所長 | 係属中 | | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画認可申請に対して、濁水処理対策に疑問があり、濁水によって水産業の利益を損じることを理由に不認可とした処分について、濁水対策は経済産業省資源エネルギー庁が作成した基準書に適合しているため、本件不認可は違法である等として、その取消しを求むる事件 | 〃 | |
| 平成29年(フ)第1号 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 29. 2. 20 | 秋田県業者1社 | 山形県知事 | 30. 10. 23 | 却下 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、申請書添付書類の不備を理由に不認可とした処分について、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、本件不認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件 | 〃 | |
| 平成29年(フ)第1号-2 | 〃 | 29. 7. 14 | 〃 | 〃 | 29. 9. 29 | 却下 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の林地開発計画変更許可申請に対して、添付書類の不備を理由に不許可とした処分について、当該書類は必要な添付書類には | 森林法 | 平成29年(フ)第1号から審理手続を一部分離 |

| 事件番号 | 事件名 | 受付年月日 | 申請人 | 処分庁 | 終結年月日 | 終結区分 | 事件の概要 | 根拠法 | 備考 |
|-------------|---|-----------|-----------|----------|-------|------|---|-----|----|
| | | | | | | | 含まれないため、本件不許可は違法であるとして、その取消しを求めた事件 | | |
| 平成30年(フ)第1号 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 30. 9. 21 | 秋田県業者1社 | 山形県知事 | | 係属中 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること等を理由に不認可とした処分について、違法であるとして、その取消しを求める事件 | 採石法 | |
| 平成31年(フ)第1号 | 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | 31. 3. 14 | 岡山県業者1社 | 中国経済産業局長 | | 係属中 | 岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請を棄却した処分について、近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること、土地所有権の重大な制限にはならないこと等から違法であるとして、その取消しを求める事件 | 〃 | |
| 平成31年(フ)第2号 | 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | 31. 3. 20 | 東京都電力会社1社 | 福島県知事 | | 係属中 | 福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請を認可した処分について、本件認可申請に係る岩石採取場には電力会社である申請人の電柱等があり、本件処分は当該電柱等に支障を与えるとして、その取消しを求める事件 | 〃 | |